

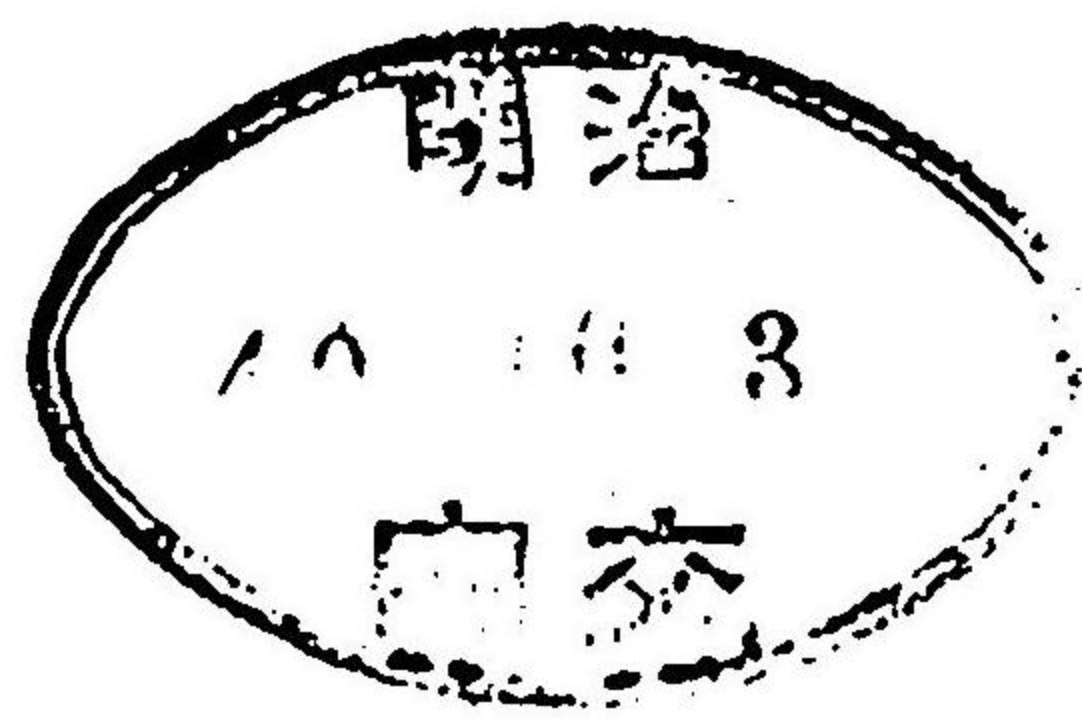
90-238



佐野善作著

眞幣論

東京同文館藏版



自序

輓近我邦經濟學の進歩決して小なりと謂ふ可からず
而かも學徒の參考に資すべき良書甚だ寥々たるは吾
人の齊しく遺憾とする所なり特に貨幣に關するもの
、如き曩に堀江慶應義塾教授の著書出でし外坊間亦
他に覓むべきものなきが如し豈圓寂の感なきを得ん
や蓋し書を著すは至難の業にして輕遽は學者の最も
戒むべきところとす然れども自重其度を失ひ終に其
蘊藏する所を公にせずして止むが如きは學者の本分
を完ふせしものと謂ふ可からず況や輓近國運の進歩

に伴ひ世人の經濟財務に關する智識を要すると愈切なるに於てをや是れ予が淺學菲才敢て自ら揣らず茲に本書を上梓して以て莽鹵の罪を待つに至りし所以なり

本書は予が數年來東京高等商業學校に於て講述せる貨幣論を學生の便を圖りて去乙巳年以降剗削に附して筆記の代用となし來りしものを改刪せしものにして既に經濟學若くは商業學の門に入れる初學者の參考に資せんを目的とせり故に夫のクナップ、キトソンの如く突飛の新説を吹鼓せんよりも寧ろ現今吾

人の實際使用せる貨幣の真相を説明せんを努めたり研鑽の熟せざる推敲の足らざる或は杜撰の譏りを免れざるべしと雖も儻し些少にても我學界を裨益し智識の普及に資するを得ば予の幸更に之より大なるはなし若し夫れ本書の不備缺點に至りては先覺の批正と予か向後の研究とにより他日増補訂正を行ひ以て完璧を期せんと欲す

於東京千駄ヶ谷

著者識

明治四十年九月上浣

目次

第一章 緒論

第一節 貨幣論の困難——第二節 貨幣論攻究の必要——第三節 經濟學上貨幣論の地位并に其研究法——參考書

一頁

第二章 貨幣の使用と文明の進歩

第一節 貨幣と政治上及び經濟上の自由——第二節 貨幣と産業組織——第三節 貨幣と國民的結合——第四章 貨幣と繁榮——第五節 貨幣の缺點——參考書

一〇頁

第三章 貨幣の起因及び進化

第一節 貨幣の起因——第二節 貨幣の最初の職分——第三節 貨幣用貨物の變遷——參考書

二〇頁

第四章 貨幣の職分及其性質

第一節 物々交換の不便——第二節 貨幣の職分——第三節 貨幣職分の分擔——第四

三頁

節 貨幣たるものに必要なる性質——参考書

第五章 通貨の種類及び貨幣の定義

第一節 近世の交換の媒介——第二節 貨幣の定義——参考書

第六章 造幣

第一節 貨幣の目的及意義——第二節 造幣の進歩——第三節 造幣上注意すべき要件——第四節 造幣權——第五節 自由造幣と制限造幣——第六節 造幣料——第七節 磨損貨幣の改造——参考書

第七章 金屬貨幣の流通

第一節 價格の單位——第二節 本位貨幣と補助貨幣——第三節 名目貨幣と地金貨幣——第四節 法貨——第五節 グレシヤム氏法則——参考書

第八章 金屬貨幣の制度

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷——第二節 諸國現行貨幣制度一斑——第三節 萬國共通貨幣——参考書

第九章 日本貨幣制度

第一節 新貨條例發布以前に於ける我邦の幣制——第二節 新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制——参考書

第十章 貴金屬の國際的配當と其移動

第一節 貴金屬の國際的配當を支配する法則——第二節 貴金屬の國際的移動に關する英國正統學派の學說を批評す——第三節 信用の貴金屬移動に及ぼす影響——第四節 貴金屬の移動を惹起する普通原因——参考書

第十一章 經濟の發達と貨幣の分量

第一節 交換の増加と金屬貨幣の需要——第二節 交換の媒介に對する需要の増加と信用行使の増進——第三節 信用行使の増進と金屬貨幣の増殖との交替的現象——第四節 交換媒介の需要の増加と流通用貨幣の效程の増進——第五節 一國の要する金屬貨幣の額——参考書

第十二章 貨幣の價格

目

次

第一節 意義及研究の範圍——第二節 貨幣數量説——第三節 貨幣の價格——第四節 交易の増加と貨幣の價格の平準——參考書

第十三章 貨幣價格の變動

第一節 貨幣價格の變動の意義——第二節 貨幣價格變動の原因——第三節 貨幣價格變動の狀況——第四節 貨幣價格變動の影響——第五節 貨幣價格變動を測知する方法——第六節 輓近貨幣價格の趨勢——參考書

第十四章 信用の貨幣價格に及ぶ影響

第一節 信用の意義要件及び形態——第二節 交換の媒介としての信用の機能——第三節 信用と貨幣價格との關係に關する諸學説——第四節 信用の貨幣價格に及ぼす影響——參考書

第十五章 本位制度

第一節 現今文明國の本位制度と複本位論の運命——第二節 複本位に關する萬國貨幣會議——第三節 跛行本位制——第四節 金貨爲換本位制——第五節 金銀合成本位制

と新複本位制——參考書

第十六章 理想的支拂の標準

第一節 理想的標準の趣旨——第二節 貨物本位——第三節 勞力本位——第四節 效用本位——第五節 支拂の標準としての金屬貨幣本位——參考書

第十七章 不換紙幣

第一節 紙幣の種類——第二節 不換紙幣の發生——第三節 不換紙幣の性質——第四節 不換紙幣の價格——第五節 不換紙幣の利害得失——第六節 不換紙幣の發行整理及び消却——第七節 歷史上顯著なる不換紙幣——參考書

第十八章 兌換券

第一節 兌換券の性質——第二節 兌換券の效用——第三節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第四節 自由發行制と制限發行制——第五節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——第六節 兌換券發行に對する保證物件並に正貨準備——第七節 兌換券償却合同資金の制——第八節 諸國兌換銀行券制度一斑——第九節 カレンシー主義

貨幣論

東京高等商業學校教授 佐野善著作

第一章 緒論

第一節 貨幣論の困難——第二節 貨幣論攻究の必要——第三節 經濟學上貨幣論の地位并に其研究法——本章參考書

第一節 貨幣論の困難

貨幣は經濟學中至難なる問題の一に居り之を攻究せる學者にして其困難なるを訴へざるもの殆ど稀なりクロンホルド氏は(Cronlund, Reflections on the Circulating Medium) 經濟學中最も拮据放牙を極め錯雜且つ微妙なる問題は貨幣なりと曰ひボナミー、プライス氏は(B. Price, Practical Political Economy, 2ed., ch. XI) 貨幣に關しては學者各其説を異にするものゝ如し凡そ吾人の討究する問題渺ならずと雖

も貨幣の如く其説の歸せざるもの多く其類を見ずと曰ひペリ氏は(Perry, Elements of Pol. Econ. p. 205)貨幣は人類の創設に係りしものなるにも拘らず吾人の研究をして模糊たらしむるは實に奇異と謂はざるを得ずと曰ひニコルソン氏は(S. Nicholson, A Treatise on Money, etc. ch. I)元來貨幣論は其性質として最も解し難きものなり去れば語辭明晰思想明確なる學者にして貨幣論を著はせし者多數ありしにも拘らず未だ之をして簡明なる問題たらしむると能はずと曰へり

惟ふに貨幣の斯の如く困難なる所以のもの其理由二つありて存せり曰く之に關する用語の意義一定せざると曰く之に關する事項の極めて錯雜せると是なり用語の意義一定せざる結果は貨幣を論ずる者をして其用語につき各獨特の見解を下さしめ人をして其論旨を理解するに困ましめ或は學者間會々貨幣に關する論争を試むる者あるも畢に歸着する所なくして終らしむ關聯事項の錯雜せる結果は學者をして貨幣を研究し若くは之に關せる他人の提説の當否如何を検するに當り豊富なる材料と多年の經驗とを具有するにあらざるよりは如何に明晰なる頭腦を以てするも到底目的を達すると能はざらしむ

第二節 貨幣論攻究の必要

然りと雖も困難なるの故を以て之か討究を等閑に附するが如きは素より非なり況や貨幣の物たる吾人人類の自由を進め分業の發達を促かし文明史上最も緊要なる功績を奏し又現今吾人日常の生活上一日も缺くへからざる要具を爲し其善悪は直接に社會の福祉に影響するものなるに於てをや

吾人は近世の交易制度の裡に生活し生れなからにして其利便に浴するを以て貨幣の用を感ずると比較的薄く動もすれば其史上の效績并に其現世に於ける必要を輕視するの傾きありと雖も凡そ現今吾人の生活上凡百の事物にして現行交易制度と關係を有せざるもの殆ど稀なるとを記せざる可からず或者貨幣交易制度の文明史上缺くへからざる要素なることを無視し或者貨幣の濫用より生ずる害悪のみを見て貨幣は産業上必要なるものにあらずと思惟し甚しきに至りては之を廢止して社會の改善を圖るへしと主張し或はジョンスタewart(John Stewart, Principles of Pol. Econ. III, 7, 3)の如く貨幣を目して社會經濟上其用最も小なる制度なりと説く者ありと雖も是れ甚しき妄論なりと謂はざるを得ず蓋し貨幣の現

今交易上に於ける必要は決して印刷機思想傳播上に於ける必要に譲らざるなり若夫貨幣を廢止すと假定せんか現今文明社會に於ける有用の事物其貨幣との關係極めて輕微なるものと雖も克く存續し得るもの果して幾何かある
惟ふに一國の貨幣制度は其國文化の程度を指示するものにして其經濟的發達の原因たると同時に之が結果たるものとす去れば善良なる貨幣制度は經濟の進歩を促かし産業上の革進は必ず交易上に影響し之を進捗する利器を生ぜざるを得ざるなり
ホブソン氏は其著近世資本制の進化中に左の言をなせり

“Corresponding to the changes in productive methods under mechanical machinery we should find the rapid growth of a complex monetary system reflecting in its international and national character, in its elaborate structure of credit, the leading characteristics which we find in modern productive and distributive industry. The whole industrial movement might be regarded from the financial or monetary point of view.” (Hobson, Evolution of Modern Capitalism, p. 7.)

善良なる貨幣の社會に與ふる效績の偉大なると同時に劣悪なる貨幣の社會に與

ふる弊害亦甚大なり惡貨幣の害惡に就ては十六世紀の初めコペルニクス (Vide Walker's Money, ch. XVII, p. 383, foot note.) が波蘭王に奉りし書中に克く之を説述せり曰く王國侯國共和國をして衰頹せしむる害惡其數尠なからすと雖も就中最も恐るべきものは内亂疫病癘疢及ひ惡貨幣の四者なり而して内亂疫病癘疢の三者は其起るや之を豫知すると敢て難からすと雖も惡貨幣に至つては其害毒を曉る者至て尠なく達觀の士にあらざるよりは能く之を知ると能はざるなり何とならば其國家を打破するや一撃を以てするにあらすして陰然犯し來るを以てなりと然而政府か惡質の貨幣を發行し若くは重量少なき貨幣を出し或は不換紙幣を濫發するにより社會各階級に及ぼす影響を略述すれば貨幣購買力の減少は資本家に損害を與へ經營の困難は企業家を苦め物價の騰貴は労働者を害し金融爲めに杜絶し企業爲めに衰へ貧苦爲めに生し社會上に經濟上に將た道德上に大害を與へ天下を擧げて其渦中に投するに在りとす而して現今の文明國にして一度惡貨幣の害毒を経験せざりしもの一も是あるを聞かす十七世紀末英國に於ける惡貨幣の發行に關するマコーレー氏の言 (Macaulay, History of England) 并に佛國革命政府

の濫發せしアツシニヤ紙幣に關するデーダヅリユホワイト氏の言(D. W. White, Paper Money Inflation in France)は屢々諸書に引用せらるゝ所にして克く惡貨幣の害惡を表白せりマコーレー氏曰く惡王惡議會惡判官等の爲め國民か二十有五年間に被りし所の窘迫は酷烈なりと雖も唯一箇年間に惡質のクラオン貨并に一志貨の爲めに被りし困厄に比し得へきや否や疑なきを得すとホワイト氏曰く路易第十四世の頑迷と同第十五世の無謀とを以て殆と一世紀間に成し能はさりし所は僅々數月間に於ける不換紙幣の濫發によりて成遂けられたりと

貨幣の吾人生活上に缺くへからざること并に其善惡の社會に及ぼす影響の大なること大率右述へしか如し去れば吾人に取りて其攻究の必要なるや論を俟たざるなり然れとも此必要は專制國の國民に取りてよりも立憲政體若くは共和政體の下にある國民に取りて一層切なるものあるを見るなり何とならば專制政治の國に於ては其政權を握れる少數の人士にして之に通曉せは誤なきを得へきも一般人民か政治上に發言權を有する立憲國若くは共和國にありては多數の決議を以て事を行ふを以て若し國民の多數か貨幣の事に通せざるに於ては動もすれば

其制度を紊亂し大害を醸すの虞あればなり

第二節 經濟學上貨幣論の位地并に研究法

經濟學上貨幣の地位を明かにせんと欲せば先づ經濟史上并に現今の社會に於ける吾人の經濟的活動上貨幣か如何なる關係を有するやを究むるを要す蓋し貨幣は經濟學の問題中最も古く且つ最も緊要なる歴史を有するものにして貨幣の使用は實に吾人々類の成就せし最先の經濟的大發明を以て目すべきものとす抑貨幣の使用は職業の分岐を助長し又直接に信用制度の發達を促せり而して信用制度は實に夫の家族經濟若くは部落經濟組織の根本を爲す人類の強制的結合を打破し之に代るに自由競争的結合を以てせる分業制度を幫成したるものなり吾人は經濟史を以て人類の結合の一方面を記述するものなりと認む惟ふに總ての歴史は其宗教史なると政治史なると將經濟史なるとを問はず皆人類の結合の記錄に他ならざるなり換言すれば人類の進歩は其社會的結合の發達を意味するものとす去れば經濟學の最も有效なる研究法は之を以て人類の一結合を研究するものなりと認むるにありて此意味に於て謂ふ時は貨幣論は正に歷史上及び論理上

經濟學中一の重要な地位を占むるものとす加之ならず現今の社會に於て吾人の經濟的活動上貨幣の用極めて重大なることは既に第二節に説述せしか如くなれば如何なる分類法によりて經濟學を講ずるも苟くも現今の經濟組織に關する事項を説明するに當りては其總ての部分を通して之に關する智識を要するや論を俟たず然り而して貨幣の物たる其攻究の困難甚大なること第一節に述へしか如くなるを以て之に關して特別の研究を爲すの必要あるは自ら明白なりとす現今諸國の大學に於て經濟學を講ずるに當り經濟原論及び經濟政策の外尙ほ別に貨幣論の一科を設け是等講座に於て説明する概論のみを以て満足せず特に之を討究するもの多きは決して偶然に非ざるなり

經濟學上貨幣の位地率ね上述の如し而して其研究法は如何總て經濟學の研究には續釋歸納の二法を用ゆるを要し決して其一方のみを用ゆるを許さず英國リカード學派并に獨逸の舊歴史學派の過誤は其一方に偏したる形跡あるに職因せずんはあらず然れとも研究すべき問題の如何により二法中自ら輕重を生ずるは蓋し免れざる所にして例へば生産消費及び人口に關する問題の或物を攻究する

に當りては歸納法を用ゆると續釋法を用ゆるよりも多く之に反して交易及び分配の問題を講ずるに當りては續釋法に重きを置き又經濟政策に於ては主として歸納法を用ゆるか如し然而して貨幣に關する研究には二法孰れに重きを置くやと云ふに亦素より雙方に據らざるを得されとも問題の性質上續釋法の方歸納法よりも其用一層多きか如し歴史學派中錚々たるクニース氏の如き價格貨幣及び信用を論ずるに當りて殆ど全く歸納法を棄て、其敵視する所の續釋法を採りしか如き決して偶然に非ざるなり之を要するに貨幣を研究するに當りては主として續釋法を用る只其結論に脊馳する諸原因の存在を證明し若くは其結論に折衷を加ふべき法則を發見する手段として歸納法を用ゆるを以て適當なりとす若夫れ貨幣論中最も多く歸納法を用ゆる部分を索むれば其價格の趨勢に關する問題なりとす

J. S. Nicholson, A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems, Part I, ch. I.
F. A. Walker, Money, Preface.

第二章 貨幣の使用と文明の進歩

第一節 貨幣と政治上及び經濟上の自由——第二節 貨幣と産業組織——第三節 貨幣と國民的結合——第四節 貨幣と繁榮——第五節 貨幣の缺點——本章參考書

第一節 貨幣と政治上及經濟上の自由

曠昔野蠻の種族間に行はれたる贈與及び貢獻が漸く進化して交易を生じ又都市の發達が自ら交易の必要を生ずるや貨幣は早くより發生して大に商業交通の發達を促かし爾來文明の進歩經濟の發達に貢獻せし所甚た大なりと雖も最も多く其使用を見るに至りしは實に近代の事に屬し夫の箇人的自由の漸く汎く認めらるゝに至りて其效果愈顯著なりき蓋し奴隸制度を基礎とせる古代の社會并に中世の封建制度の下に於ける社會に於て箇人の政治上及び經濟上の自由の發達せざりしは人の能く知る所なり而して貨幣の使用の増加が政治上并に産業上に人類の自由を進めし手段の一たりしは疑を容れざる所とすサーヘンリーメイ氏は社會の進歩は民衆の取引上舊來の習慣を棄て競争契約を以てするに至りて顯

著なりと曰へり蓋し貨幣使用の増加は分業の發達并に勞働と土地との分離の因果をなすものにして其經濟社會に及ぼす影響は甚た大なるものなるや争ふ可からず中世勞役の報償を支拂ふに舊來の物品制(Truck system)に代ふるに貨幣を用ゆるの制(Money system)を以てせし事實は民衆の自由を進捗する初歩たりしものにして實に經濟上并に政治上の進歩を促かせし一動力たりしなり蓋し物品制の下にありては各人は假令政治上自由を得るも經濟上其自由を制限せられざるを得ずして經濟上自由を制限せらるゝ時は政治上の自由亦全きを得へからざるや明かなりカンニング氏は此點に就き左の言をなせり曰く

勞役の報償を支拂ふに物品を以てする制に於ては勞働者は其支拂の形態并に時期につき殆ど選擇の自由を有せざるなり然るに若し其報償が貨幣を以て支拂はるゝに於ては之を以て購入すへき貨物の種類及び其購入の時期は勞働者の隨意に定め得へき所なるのみならず斯る制の下に於ては或提供せられたる條件を以て勞役に應ずると否とは全く勞働者の隨意たるに至るへきを以て貨幣制は物品制に比して一段の進歩を加へたるものたらざるを得ざるなり何と

ならば此制は假令必しも勞働者の所得を増加するに限らざるも文化の進歩并に箇人の立身上に一の進路を開くものなればなり蓋し移住轉職の自由勞働安逸の自由及び所得消費の自由等は是れ箇人的獨立の要素にして是等は貨幣納税貨幣貸借并に賃銀制度の實行を俟て始めて見るを得べき所とす云々 (Prof. Cunningham, *Western Civilization*, I, p. 95.)

第二節 貨幣と産業組織

現今の産業組織は分業の上に樹立す而して分業の進歩は經濟上の自由の結果なり去れば經濟上の自由を幫成せる貨幣は大に分業を進め産業組織の發達を來す一原因を爲すものなるや明かなりマーシャル氏は曰く就業及び企業の自由は其の影響の及ぶ範圍に於て各人をして最大の利益を獲へき場所に其勞力及び資本を使用するとを得せしむ而して此事實は又彼をして其生活の資料を得る或格段なる生業に於て特種の熟練と利便とを得んとを試ましむるものなり是に於て乎微妙なる分業を以てせる複雑せる産業組織を生出するに至ると (Marshall, *Principles of Economics*, Book I, ch. III, § 4.)

羅馬帝國の滅亡は貨幣の缺乏に職因すとはサーアーチボルドアリソン氏の所説にして素より誇張の言たるを免れすと雖も亦貨幣の缺乏か羅馬の通商貿易を沮碍し人民の自由を制抑し其生計の程度を低下せしめ又帝國及び領地の疎遠を來し其結合を迫害し終に亡國の一因をなせしは疑を容れざる所なり貨幣の使用は産業組織の發達を來す一の原因を爲すものなるや上述せしか如しと雖も産業組織の發達は亦大に貨幣の使用を促かし終には其用を達すへき諸種の信用形態を生出せしめ複雑にして微妙なる貨幣制度を成すに至る本編第一章第二節に引用せるホブソン氏の言は即ち之を説明するものなり由是觀之貨幣と産業組織とは離る可からざる重大なる關係を有するものにして互に因となり果となり相隨伴して進歩し以て我經濟社會の發展を印するものとす

第三節 貨幣と國民的結合

近世の交易制度は又國民の團結を強むるの力あり貨幣の使用と之によりて進めらるゝ分業并に交易は社會の各人をして互に相依頼せしめ以て共通の利益を感

せしむ是れ諸國の經濟史上顯著なる事實にして交易制度の發展は自立的邑落の割據を打破し互に相依頼するの得策なるを教へ其結果として發達せる商工的結合は他の原因と相待て終に國民經濟なるものを生出し堅密なる國民的感情の基礎をなせり

貨幣の使用と共に進捗せらるゝ交易制度は單り一國內の人民をして共通の利益を感せしめ國民的結合を馴致するのみならず亦全世界を通して廣く人類の共通の利益を進め平和を保證するの效を有すへきは想像し得へき所なり蓋し國際の通商貿易は世界諸國の人民をして益々相近接せしむると同時に國際的分業を生出し互に相倚頼せしめ又國際間資本の移轉は慣習若くは排外的思想の永く輔育せし産業的離隔を打破するの傾向を有するものとす去れば倘し夫の近年屢々唱道せらるゝ萬國貨幣同盟なるもの一朝實行せらるゝの機に至らば列國の關係は一層密接を加ふへきや明白にして斯る經濟上の協同は終に政治上の協同を來さるゝを得ず世界の平和は爲めに永く保證せされ人類の幸福愈大なるに至るへきや必せり

第四節 貨幣と繁榮

貨幣を使用するによりて經濟社會の利する所二あり第一交易上の障礙を除去すると第二資本の集中及び移轉を容易ならしむると是なり
其一、物々交換は最も不便なる交易の方法にして斯る方法のみに依る時は社會は多大の犠牲を以てするに非ざるよりは貨物の有無を通すること能はざるなり物々交換の不便は第四章に説明す然るに貨幣を用ゆる時は其犠牲の大部分を節約し得へきを以て社會は畢竟之か爲め一層多額の消費を逞ふし得へき道理なり加之ならず貨幣を用ゐる交易圓滑なるを得る時は社會の生産物は最良の時期に於て最良の市場に向ふを得へきを以て社會は之か爲め其生産物の最大の總計效用を獲得し得へきや明かなりとす

其二、貨幣を使用する交易制度は資本の集中及び移轉を容易ならしめ大に産業を發達せしむるの效あり即ち世上零碎の貯蓄は貨幣の形態を以て或は銀行に預け入れられ或は商工會社に放下せられ以て直接間接に大規模の産業を起すの用に資せらるへし特に銀行に預け入れらるゝものにおいて銀行は之を基礎として

兌換券又は預金の形態を以て大に一般的購買力を創出し最も有利有望の事業に従事する者を選び貸出を爲すを以て資本の移轉愈圓滑となり産業愈振興するものとす

由是觀之貨幣の使用は大に社會の經濟的繁榮を來すの效あるものにして消極的には交易上の障害を除去し積極的には資本の集合及移轉を圓滑ならしめ以て貨物の效用を増加し其分量を潤澤ならしむるものとす然れども貨幣元と生産資本其物にあらず只其用を大ならしむる利器たるに過ぎざるか故に其額は須らく社會の需要に適應せざる可らず之を超過するか如きは經濟上得策にあらずるなり

第五節 貨幣の缺點

貨幣の文明の進歩に貢獻する所極めて大なると上述の如し然れども斯る利器も亦た幾多の缺點を伴はざるにあらず而して其缺點は主として收入分配の方面に現はるゝものゝ如くにして其重要なるもの二あり第一貨幣の需要より生ずる分配上の不公平第二貨幣價格の變動より來る分配上の不公平是なり
先づ第一より説明せんに貨幣は一般的需要を有する貨物なるを以て其所有者を

して一種の獨占的勢力を有せしめ他の貨物を所有する者に比し一層優等なる地位に立たしむ是れ貨幣の使用より生ずる弊害の一として數へらるゝものにして極端なる論者は此弊害の存在より立論して貨幣を廢止せんとを主張するに至れり然れども此弊害たるや實際上其働き甚だ明白ならざると同時に以て貨幣廢止の理由となすに足らざるなり何を以てか斯く言ふ曰く

一貨幣の所有者と雖も只之を所有するのみにては何等の效なきを以て必ずや之を以て他の貨物を購買すへし蓋し富者とは貨幣を多く有する者を云ふにあらずして諸種の必要なる貨物を利用する力を多く有する者を指すなり去れば社會上富貴に伴ふ權勢は貨幣を多く有するの故に生ぜずして貨物を多く有するの故に生ぜざるを得ざるなり

然り而して賣買取引上買手たる者は賣手たる者に比し果して優等の地位に立つや否やは論斷すへからざるところにして勞力の賣買環に於て往々其傾向を見ることあるも其は一方か貨幣を有するか故にあらずして他に然らしむる重大なる理由の存するに因るなり勞力の取引に於て勞働者の團結的行爲か克く其地位を

維持することあるか如きは即ち其證にして貨幣に附隨せる獨占的權勢なるもの
、存在を非認するに足るものとす

二貨幣を廢止するも諸貨物に對する世人の需要は到底之を制すへからざるか故
に貨物の種類性質による需要の大小は依然として存在せざるを得ず去れば所有
物の需要の如何より來る不公平なるものは單り貨幣の使用にのみ附隨せるもの
にあらざるを知るなり

第二の缺點は貨幣其物の價格の變動より生ずる收入上の不公平にして頗る重大
なるものなり蓋し世上諸貨物中價格の變動せざるもの一もあるとなし去れば貨
幣と雖も其價格の變動を免るへからず然るに社會各階級の收入支出は必ずしも
貨幣價格の變動に應じて伸縮するに限らず或は一定して毫も貨幣價格の變動に
伴はざるあり或は其隨從の極めて遅々たるものありて其間に自ら損益を生し不
公平の分配を見るを免れざるへし又現今の世にありては凡そ貸借契約は其期間
の長短を論せず皆貨幣の名稱を以てし返済期に至り當初契約の金額を支拂ふを
例とせり故に契約期間内に貨幣其物の價格に變動を生ずる時は必ず貸借當事者

に損得を與へ不公平の結果を生せざるを得ざるなり勿論貨幣として用ゐらるゝ
貨物は諸貨物中價格の變動最も小なるものたらざるを得ざるか故に貨幣價格の
變動より生ずる這般の如き不公平は他の貨物の變動より生ずるものゝ如く大な
らずと雖も而かも頗る重大なる結果を生ずるは諸種の「インデツキスナムパース
」に照して明白なる事實なりとす

貨幣價格の變動より生ずる貸借上の不公平は貨幣論中難問の一たる本位問題な
るものを惹起するものにして學問上頗る重要な事項なりとす而して此不公平
を除かんか爲め從來理想的本位として學者の提起せるもの其數尠なからずと雖
も吾人は尙ほ未だ完全なる本位を得る能はず本位問題は實に貨幣論中未決問題
として殘留せり

本章參考書

Alex. Del Mar, Money and Civilization

J. W. Harper, Money and Social Problems, Ch. III

D. Kinley, Money, Ch. I.

第三章 貨幣の起因及進化

第一節 貨幣の起因 — 第二節 貨幣の最初の職分 — 第三節 貨幣用貨物の起源 — 參考書

第一節 貨幣の起因

希臘の碩儒アリストートル一度貨幣は物々交換の不便を避けんか爲めに發明せられたりとの説 (Politics, I, 9, 7 Jowett's edition) をなせしより諸方の學者翕然として之を遵奉し近時に至るまで敢て之に疑義を挿む者なかりき蓋し其所説一見理に適ひ且つ其創始者か不世出の鴻儒たりしに因るものならんか

羅馬の法學家ポールの如き全然此説を祖述して永久に堪へ一般に用ゐらるゝ貨物は交換の媒介として物々交換上絶へず生ずる不便を避けしむるの用に供せらるゝしと云へり (Paulus, Digest, XVIII, p. 1.) 獨逸の歴史學派ヒルデブランド氏の如きも交換經濟の發達を物々交換時代貨幣時代及び信用時代の三期に分類せしを以て見れば亦貨幣の起因に付き同一の見解を有せしものと謂ふへし其他英のジエボンス氏米のウォーカー氏の如きも亦た明かに此説を唱へしとは學者の

皆知る所なり

然りと雖も物々交換の不便を以て貨幣の起因なりとし其不便を避けんか爲めに貨幣は發明せられたるものなりと云ふか如きは未開の人民に付與するに適當の智識と先見とを以てし且つ事物の進化發展を餘りに單純視したるものと謂はざる可からず其當を得ざるや蓋し多言を要せざるなり惟ふに貨幣の始めて用ゐられしや人類間の合意を以て起りしものにあらず交易制度の進化も亦ヒルデブランド氏の説の如く劃然たる段階を経由せしものにあらずして他の多くの社會の制度と等しく自然不知不識の間に極めて遅々たる漸進的進歩を遂けしものにして其萌芽は遠く曠昔より成立したりと推論すへきなり何とならば物々交換と云ひ貨幣と云ひ又信用と云ふ近世に知らるゝ三種の交易方法は未開の社會に於ても亦知られしとして或古代の民族は主として物々交換を行ひしも他の民族は三種の方法中二種を用ゐる又他の民族は三種悉く之を行ひし事實あればなり是等の事實は近世社會學者の蒐集に係る數多の資料の證明する所にして毫も疑を存せざるなり例へば昔の墨西哥人の交易は物々交換と貨幣交換との二種にし

て其貨幣交換と云ふは椰子實棉布砂金銅及び錫の五貨を貨幣として併用せしか如きホワイトナイル河畔に住せるニクリチャン種屬のシロックス族は一箇月限の信用取引を結ぶ慣習を有せしか如き又ユカタンの住民には貨幣取引及び無利息信用取引共に行はれテプチャウ族は利付貸借をなしローワーギニヤのボンダスは珠玉及び貝殻を貨幣として用ゐるフェジヤンスの通常用ゐし交換の媒介は布帛錫環奴隸及硝子珠なりしか如き皆明かに交易方法の進化は何處に於ても同一の徑路を經過せしものにあらずして或場合に於ては物々交換より貨幣交換若くは貨幣信用の二交換法に移り他の場合に就ては信用は物々交換と共に行はれ又往々數種の貨幣が同時に或未開の民族によりて使用せられ嘗て其揆を一にせざりしとを證明せざるはなし之を要するに物々交換と云ひ貨幣と云ひ信用と云ふ皆未開時代より今日に至るまで苟も交易を行ひし民族にありては如何なる時代に於ても等しく知られし所にして只種々の配合を以て行はれ民族により其進歩の程度に隨ひ自ら其間に彼是輕重を生せしに過ぎざるなり貨幣を以て物々交換の不便を避けんか爲めに發明せられたる器具なりと云ふか如きは牽強附會の想

像說に過ぎずして貨幣の起因を説明するに足らざるなり

第二節 貨幣の最初の職分

貨幣の進化に關し論究すへき問題二あり第一貨幣の職分として最初に認められしもの如何第二貨幣用貨物の變遷は如何是なり先づ第一の問題より考究せん貨幣の職分中其根本的の職分とも謂ふべきもの二あり曰く價格の比準曰く交換の媒介即是なり是等の職分に就ては第四章に説明す而して此二者何れか先きに認められしやの問題に就ては學者の説一致せざるなりロツンメン(Roscher, Grundlagen der Nationalökonomie, s. 298.) メンゲル(Menger, Die Lehre vom Gelde, 250-285.) ホンマンライクス(Bonamy Price, Practical Political Economy. Ch. XI p. 364-5.) ウォーカ(F. A. Walker, Political Economy, p. 137 & note) ノボリホヤノツキ(Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie, I Band, B III S. 91) ヘルフェリッヒ(Helferich, Das Geld, 230-231) 等諸氏は交換の媒介を以て最初に認められし貨幣の職分なりと主張しクニース(Kries, Das Geld, S. 10) ランリン(Langlin, Principles of Money, p. 6-10) キンレー(Kinley, Money p. 19-20) 等諸氏は之に反して價格の比準を以て最初に認められし

職分なりと論せり今左に上掲學者の所説二三を紹介して其立脚點を明にせん

ボナミール・ブライス氏は曰く貨幣の如き器具は交易上何故に要せられしや古今の人民か交易上皆或形態の貨幣を用ゆるは如何なる絶對的必要ありて然るか吾人は何故に貨幣を用ゆることなくして物々交換を行はざるや等の疑問に對して經濟學書の普通與ふる所の答辯は交易上價格の尺度(比準)を要するか故なりと云ふに在りと雖も貨幣の起原か斯の如き深遠の必要を認めしに因ると思惟するは不可なり蓋し貨幣は人類か斯の如き抽象的志想を有するに至りし久しき以前より既に其成立を見たるに相違なく始めて貝殻を貨幣として用ゐし野蠻人の如きは貨物の價格を比較するか如き能力を有せしものと認むへからず去れば價格の尺度たる貨幣の職分の如きは貨幣使用の動機と云ふよりも寧ろ其結果なりと謂ふへし云々

ヘルフェリツヒ氏は曰く吾人は貨幣の歴史的發達を觀察して貨幣の職分中最初に現出したるものは一般の交換の媒介たる職分なるを認む元來貨幣は交換貨物の種類増加するに隨て生ずる物々交換の不便を除くの必要より生ずるも

のなるを以て一般の交換の媒介たる職分は貨幣の職分として歴史上主要なる地位を占むるものとす而して現今の經濟組織に於ても此職分は最も重大にして他の職分は何れも之に従屬するの觀ありと

クニース氏は曰く凡そ貨物の交易には必ず先づ其交換貨物の價を比較するを要す然れども其の評價は貨物中最も廣く交換せらるゝものを標準として爲さるゝこと多きを以て交換の媒介の普及は交換比準の使用と併行すへきものなりと

ラフリン氏は曰く惟ふに貨幣の起因に關し學者の説の一致せざる所以のものは曠昔或種の貨物か貨幣として用ゐらるゝや同時に價格の比準及び交換の媒介たる職分を盡せしに依る然れども哲理的に考ふる時は價格の比準たる職分は交換の媒介たる職分に先ちて現出せざるを得ざるなり何となれば凡そ交換は其方法の如何に拘らず必ず先づ其目的物の價格を評定比較することを要すればなりと

今以上二説を検するに右二説は論理上互に左の結論を生せざるを得ず即ちブラ

イスヘルフェリツヒ等の説にありては貨幣として使用する貨物は必ずしも貨幣として用ゐらるゝ前に購買力を有するに及はず只交換の媒介として一般に承認せらるれば足れり之に反してクニース、ラフリン等の説にありては貨幣として使用する貨物は必ず他に用役を有し購買力を有するものたらざるを得ず然らずんば貨幣として其用を見る能はざるなり

右二説は何れか正當なるや吾人は今貨幣として使用する貨物は他に用役を有し初めより價格を認め得べきものたるを要するや否やに就て論議せず其研究は之を次章に譲るを以て講述上便利なりと信すれとも吾人はブライス氏の如く未開人民は交換貨物の價を比較するの能力を有せざりしと信する能はさると同時に凡そ物を交易せんとするに當りては如何に野蠻の民屬と雖も其交換せんとする貨物の値打を比較せずして漫りに之を行ふとなかるへしと推想せざるを得ずとの理由を以て貨幣の最初に現出したる職分は價格の比準たる職分なりとの説に左袒せんと欲するなり然りと雖もクニース、ラフリン二氏の謂へるか如く價格の比準たる職分は最も廣く交換せらるゝ貨物によりて務められざるを得ざるか故

に此職分は實際上交換の媒介たる職分と併行せざるを得ず只哲理的に其前後を論し得るに過ぎざるなり

第三節 貨幣用貨物の變遷

前節に論せし貨幣の二職分中何れか早く現出せしやの問題に比し貨幣論中一層緊要なる問題之を諸般の貨物中何故に一二の貨物か貨幣として選擇せらるゝに至りしやの問題とす惟ふに古代或貨物か貨幣として特に選擇せられしは決して推理の結果にあらず全く知らず識らすの間自然に採用せられしなり即ち各人の最も好む所の貨物は之を所有すれば何時にても所要の貨物と交換し得へかりしを以て各人は其剩す所の物を出し交換をなすに當りて斯る貨物を得んとを希望したりしは當然なり去れと斯る貨物は其種類尠なからさりしかは其初に當りては多數の貨物同時に用ゐられしも次第に淘汰せられ最も優等のものゝみ殘留するに至るは略易き道理なり加之ならず流通用として最も適當なるものは一般に需要せらるゝ外尙ほ其分割自在にして而かも價格を減するとなく且つ携帶に便にして大小の取引上最も都合よき貨物たらざるを得ざるを以て一般の需要と分

割の自在と携帯に便利なるとの三資格は早く既に或貨物を貨幣用として決定する標準とはなれり之を史に徴するに古代諸方の民族により貨幣として用ゐられし貨物は決して同一ならず其用途より謂へば或は生活上の必需品なるあり或は身邊裝飾の具たるあり其産地より謂へば或は自族の生産に係るあり或は交易上他族より輸入したるあり其揆を一にせずと雖も或貨物の一般に需要せらるゝは主として其社會の自然的事情并に經濟的發達の程度によりて決せらるゝものゝ如し例へば獸皮の如きは盛に狩獵を營みし社會に於て多く需要せられ家畜は牧畜を爲せる社會に於て多く其用を見椰棗は椰棗の産地に於て其需要最も廣く羽毛貝殻の如きは是等を飾裝用に供せし幼稚なる社會に於て大に賞美せられ又珠玉貴金屬の如きは稍進歩したる社會に於て最も多く需要せられたるか如し要するに或貨物が汎く需要者を見出すことを得るに至る時は貨幣用に供せらるゝものとす而して斯る貨物は一旦貨幣用に供せらるゝに至らば茲に其新用途を生し單り直接消費の貨物たるに止まらずして交易の要具たる新機能を有するに至るを以て需要之が爲めに加はり其價格之が爲めに増殖するに至るや明かなりとす

然れとも斯の如くにして擇まれたる貨物は往々にして分割自由ならず且つ携帯に不便なきを保せざりしかは古代の人民は其不便を避けんか爲め所謂代表的貨幣なるものを用ゐたり例へば希臘の貨幣が牡牛の印象を有せしか如き古の露西亞の貨幣が獸皮の格段なる一小片より成り之を所有する者は全皮の所有者たるを示せしか如き皆携帯の不便と分割とを避けんか爲めの企圖に外ならざりしなり去れと斯る代表的貨幣も亦其性質分割自在にして自ら其全價を擔ひ代表物を要せずして流通すへき貨物の爲めに其用を奪はるゝに至るは當然の結果にして斯る優等貨物の發生と共に消滅せしは偶然に非ざるなり

古代の貨幣は右の如き貨物より成りしか社會の文化漸く進み人民生活の程度愈々昂進し交易漸く隆盛を加へ資本の蓄積信用取引次第に加はるに及んては終に諸種の貨物中其形體に比し價格貴く其性質久しきに亘りて變化せず而かも品位均等分割合併共に自在にして容易に眞偽を認識し得へき物を貨幣として用ゆるに至るは自然の數にして金屬は漸く廣く貨幣として用ゐらるゝに至り他の不便なる貨物は貨幣用として爲めに漸く其用を奪はるゝに至り就中貴金屬は終に最

も適當なる貨幣として劣等なる金屬を排して其用を逞ふするに至れり既にして社會愈開化し信用取引盛に行はれ内外の通商貿易隆盛を極むるに及んては交換の媒介を要すると益々切にして茲に紙幣の發明あり正貨の代用物として汎く流通し續て銀行預金の如き利器生ずるに至る而して是等信用の形態は正貨に比し取扱上一層便利にして且つ交換の媒介として最も尙ふ所の弾力性を有すると一層大なるの故を以て流通用として終に正貨の用を奪ふに至るものとす

以上は主として貨幣として用ゐらるゝ貨物の側より貨幣の進化を説明したるものなるか貨幣の進化は亦社會の經濟の發達上より之を觀察する時は其變遷の有様を一層明瞭ならしむるを得へし

按ずるに普通生産上必要なる以上に資本の餘裕を有するとは社會か貨幣を使用せんとするに當り必要なる先決問題なりとす貨幣元と有價の貨物なり故に資本に餘裕なき社會は之を用ゆるに堪へざるなり蓋し未開の人民に取りては其日常缺くへからざる農具種實及び耕耘用獸類の如きは貨幣よりも一層有用なるものにして是等のもの豊富にして餘裕ありて後始めて交易の要具たる貨幣を用ゆる

に至るは自然の順序なりとす此理は古代の人民か初めより貨幣として専用の貨物を選ます其日常使用せし牛馬若くは日常消費の目的たる米穀の類を貨幣に兼用せし事實に充分の説明を與ふるものなり然而して古代の人民は其日常の必需品に漸く餘裕を生ずる時は之を以て先づ其身邊を飾るへき裝飾物を獲得し其多寡を以て社會上地位の優劣を判するの標準としたり去れば裝飾品は當時各人の等しく所持せんことを好みしものにして終に之を以て裝飾用并に交易用の複的作用を營ましむるに至りしなり此理は亦た夫の貝殻羽毛指環金銀塊等の古代に於て貨幣として用ゐられし事實を説明するものとす之を要するに古代貨幣として嘗て用ゐられし獸類穀物貝殻貴金屬塊其他日用消費物の消費用と同時に交易用を達せしは社會の必要上より起りしことにして斯る時代にありては經濟上此二箇の作用を別々の貨物を以て全ふせしむるか如き餘裕なかりしなり既にして文明次第に進歩し經濟の發達を見るや社會の資本は愈々増殖し人民生計の餘裕益大なると共に裝飾用貨物の需要増加を見諸種の貴重品の供給隨て大なるに至るを以て獸類穀物奴隸の如き貨幣として不便なる貨物は貨幣用として其より一

層適當なる裝飾品の爲めに其用を奪はるゝは自然の結果なりとす蓋し獸類奴隸の如きは分割的性質を缺き且つ生死豫め期すへからず穀物の如きは年々の豊凶により其價に激變あり且つ是等の貨物は常に消費用としての供給以上の多額を有するものにあらす隨て其不便と不足とを感せしこと大なりしを以て自然淘汰の法則は終に貨幣用として其用を奪ひ一層適當にして多量に存在する裝飾品をして之に代らしむるに至りしなり

自然淘汰適者生存の法則は亦諸種の裝飾品中に就ても行はれざるを得ず貝殻の如きは早く廢れ金屬中鉛鐵の如き亦經濟の發達收入の増加と共に一層購買力の大なる金銀の爲めに其用を奪はるゝに至りしなり既にして貨物中貨幣の分立は經濟進歩の結果として起り終に鑄貨の發生を見たり然れども貨幣の分立は決して絶對的のものと謂ふへからず鑄貨と雖も臨機之を貨幣以外の用途に向くると稀なりとせず是れ現今と雖も往々目撃する所なり

然り而して社會の經濟益々進歩し信用大に行はれ交易愈盛にして貨幣を要すると愈切なるに及んては新たに貴金屬貨幣の代用をなすへき信用の形態發明せら

れ流通の具愈々潤澤となり社會の經濟は更に之か爲めに長足の進歩を遂げ茲に貨幣の職分上に一大變化を來たし正貨幣は主として價格の比準たる職分を盡くし交換の媒介たる職分は之を紙幣及び預金に讓るに至るものとす是時に當り貴金屬貨幣を交換の媒介として流通用に使用するか如きは經濟の進歩特に著しく資本の餘裕綽々たる社會に於て始めて之を見るのみ

本章參考書

- K. Bücher, *Industrial Evolution*, English translation, pp. 67-
D. Kinley, *Money*, Ch. II.
Del Mar, *History of the World's Monetary Systems*.
W. Carile, *Evolution of Modern Money*.
O. A. Conant, "The Evolution of Money" (*Rhodes' Journal of Banking*, Jan. 1903).
W. Ridgeway, *Origin of Currency and Weight Standards*.
K. Menger, "On the Origin of Money" (*Economic Journal*, 1892, pp. 239-255).
P. Lenormant, *La Monnaie dans l'antiquité*.

第四章 貨幣の職分及其性質

第一節 物々交換の不便——第二節 貨幣の職分——第三節 貨幣職分の分擔——第四節 貨幣たるものに必要なる性質——參考書

第一節 物々交換の不便

貨幣の經濟上の職分を明かにせんと欲せば先づ貨幣を用ゐざる交換の方法と貨幣を用ゆる交換の方法とを比較し以て貨幣の使用か如何に前者の不便を除くかを説明するを要す貨幣を用ゐざる交換の方法之を物々交換と云ふ而して物々交換の不便の重なるもの二あり第一價格の比準を缺き交換比準を定むるの困難第二交換の媒介を缺き需要供給の投合を得るの困難是なり以下順次之を説明し以て貨幣の官能を明かにせん

第一 交換比準を定むるの困難

前章にも述べしか如く苟くも交易行はるれば其方法の如何を問はず必ず先づ其目的貨物の價格を評定し之を對比するの要あり然れども物々交換にありては交

換せらるゝ物品毎に一々其價格の比準を定めざるを得ざるの不便あり例へば牛肉の何斤は米の何升に當り米の何升は鶏卵何個に當り鶏卵何個は酒何升に當ると云ふ様なる時は終に牛肉の何斤は酒何升に當るや鶏卵何個は牛肉の何斤に當るや等の割合を一々算出せざるを得ざるへし斯の如くなる時はシエボンス氏の計算せしか如く百種の物品間に有ゆる交換の比準を定むるには實に四千九百五十の割合を定むるの必要あり而して其價格變動の都度一々新たに其割合を作らざるべからざるを思へば其煩勞極めて大なるべく而も其割合に不公平なきを期するは頗る困難の業たるべきや明かなりとす然るに各種の貨物中何人も所有せんと欲するものを選び之れに對して各種物品の交換の割合を定め以て相互の比準を明かにするの標準となすに於ては右の如き不便は立ところに醫正すべしなり

第二 需要供給の投合を得るの困難

物々交換にありては常に價格の比準を缺くの不便あるのみならず又貨物の需要供給の投合し難き不便を有す而して此不便は物品の種類による需給の不投合と

其數量による需給の不投合との二方面に現はる

其一、物品の種類による需給の不投合 蓋し物々交換にありては甲物を提供して乙物を得んとする者と是と全く反對に乙物を剩して甲物を要する者との二者なくんは交換行はれざるなり即ち交換上需要供給の「双對的投合を要するなり然るに斯の如きは實際甚た稀に見る所にして甲の要する物乙必しも之を剩さす又甲の要する者乙之を剩すと雖も甲の與ふる所の物必しも乙の要する所にあらずるべきを以て物々交換を完了するは決して容易の業にあらずるや明なり是に於て乎物々交換の方法を以てしては勢ふ生産事業も發達するを得ず人々交換の困難を恐るゝより日用の物品は各自之を生産せざるへからざるに至らん然るに若し茲に人々の一般に好んで受取る所の貨物あり交換の媒介たるに於ては以上の不便は全く之を避くることを得べく分業爲めに起り經濟の發達得て期すべきなり

其二、物品の數量による需給の不投合 需要供給の不投合は常に物品の種類によるのみならず亦物品の數量によれり即ち穀物沙金の如き貨物にありては分割に

不便を感ずるとなしと雖も或種類の物品にありては分割すると能はざるものあり例へは一襲の衣服を以て麵包と交換せんとする者あり其要する丈の麵包は其衣服の一部分を値するに過ぎずとせんに衣服の如きは之を裂く時は大に其效用を減せざるを得ざるか故に非常なる損失を以てするにあらずるよりは交換を行ふ能はざるか如きは是なり然るに今分割自在なる貨物あり人々一般に之を好み交換の媒介として用ゐらるゝに於ては衣服は之を裂かすして其物と交換せられ其物は之を分割して麵包と交換せられ殘部は隨時必要品を購ふに資せらるへく其利便大なるや論を俟たす

第二節 貨幣の職分

前節に述べたる物々交換の不便は一般に需要せられ何人も之を有せんと欲する貨物を價格の比準及び交換の媒介として使用するによりて全然之を除去し得べきなり而して斯る貨物之を貨幣と云ふ茲に於て乎貨幣の職分として先づ價格の比準たるに并に交換の媒介たるとの二者を數へざるを得ず

第一 價格の比準

前節に述べたる物々交換の第一の不便は交換上凡百の貨物の交換比例を一々算出せざるを得ざるの煩勞是なり而して此不便は貨幣を使用し其名稱を以て總て貨物の價格を表示し以て各貨物相互間の交換比例を容易に知るに因りて之を避くるを得べし即ち貨幣は諸貨物價格の比例を示すの標準 Standard for expressing value となり其共通的表示者 Common denominator of value となるものとす之を貨幣の第一の職分とす

然而して諸貨物の價格を表示するとは畢竟之を表示する貨幣と表示せらるゝ貨物との交換比例を貨幣の分量を以て示す他にならざるか故に貨幣たる貨物は必ず自ら購買力を有するものたるを要するなり是れ頗る緊要なる事項とす然れども價格の比準若くは共通的表示者として使用せらるゝ貨物は一般に需要せらるゝ貨物たらざるを得ざるか故に亦全時に交換の媒介として用ゐらるべきは想像し得べきところなるを以て貨幣の價格なるものは二個の獨立せる需要即ち直接消費用としての需要并に貨幣用としての需要より生ずるものなることを記憶せざる可からず

價格の比準たる貨幣の職分は又價格の基準 Standard of value 又は價格の尺度 Measure of value なる語辭を以て言ひ表はさるゝこと往々あり然れども是等の語は自ら異なりたる意義を有し甚しき語弊に陥りたるものにして之か爲め貨幣の職分を誤解するの虞なきにあらざるを以て一言其不可なる理由を敘述するの要あり蓋し貨幣を以て價格の基準又は尺度と云ふ能はざる理由三あり左の如し

- 一貨幣の名稱を以て表示せられたる物の價格は其物の價格と貨幣の價格との割合を示すに過ぎず而して元來割合なるものは無形の觀念なれば有形物を以て其基準とし若くは測度すへからざるなり
- 二貨幣は諸貨物相互の交換の割合を示すの用に供せらるゝものとす故に貨幣は價格の共通的表示者たるに過ぎずして決して之か基準となり若くは之を測度すべき尺度となるものにあらざるなり
- 三尺度と謂へば絶對的不動の基準たらざるを得ず然るに世上價格の變動なき貨物一もあることなし貨幣に用ゆる貨物亦然り去れば貨幣は價格の基準若くは尺度たる能はざるなり

第二 交換の媒介

物々交換に於て交換貨物の種類及び分量に付き需要供給の投合せさる不便あると前節に述べしか如し是等の不便は或利器を用ゐて之を避けざるに於ては分業爲めに行はるゝ能はず各人は終に其自ら要する所の物を自ら生産せざるを得ずして經濟の進歩産業組織の發達は得て之を望む可からざるなり而して貨幣は實に交換の媒介を爲し克く是等の不便を除去し交易をして圓滑に行はれしむる利器を爲すものとす之を貨幣の第二の職分とす

交換の媒介として用ゐらるゝ貨幣は各人の一般に好む所の貨物にして其最も適當なるものは價格に變化を與ふることなくして自由に分割し得べき性質を有するものとす去れば良好なる貨幣を用ゆる時は物々交換に於ける場合の如く或貨物を剩し或他の貨物と交換せんと欲する者は其自己の要する所の貨物を剩して自己の剩す所の貨物を要し而かも各自所要の分量相符合せる相手方を搜索するの勞を採るに及はずして只其剩す所の物を要する人にして貨幣を有する者を索め以て貨幣と交換し斯くして得たる貨幣を以て己の要する所の物の所要の分量

を隨時購買し得べきなり

皮相の見を以てする時は交換の媒介として貨幣を用ゆる交換の方法は物々交換を以てすれば一回にて結了すべき交換を故らに二回にするものなるか故に却て煩雜なるか如く見ゆれとも物々交換に於ける貨物の種類に關する需給投合の困難并に其分量に關する需給投合の困難を考察する時は貨幣交換法の利便甚た大なるを知るへし況や貨幣を用ゐて交換の媒介となす時は各人は之を所持するによりて其好む所の物を其好む所の時季に於て購入するを得べきも物々交換にありては人々交易の困難を恐るゝより斯る自由を有すると能はざるに於てをや

第三 支拂の標準

價格比準及び交換の媒介の外貨幣の職分として數ふべきもの尙ほ一あり將來の支拂の標準たること即是なり此職分は經濟上貨幣行使の結果として貸借取引の盛に行はるゝに至りしと同時に其用を見るに至れりと推想するを得へし或者貸借取引の大古に於ても行はれし事實よりして物々交換の不便中に支拂の標準を缺くことを加ふる者ありと雖も是れ只物々交換にありては貨幣なきにより貨

借取引圓滑に行はるゝこと能はずと云ふに過ぎずして物々交換の直接の不便と云ふを得ざるなり吾輩は物々交換の不便と云ふ時は貨物交換上直接に感ずる不便のみを意味し貸借取引上貨幣を用ゐざるにより感ずる不便を包含せしめざるを以て至當なりと信す若し夫れ支拂の標準の缺如を以て物々交換の不便として數ふるに於ては貨幣行使に附隨せる幾多の利便は悉く皆物々交換に於て缺如せるものとして列擧せざるを得ざるに至らん

凡そ交易なるものは各人の間盡く現金取引のみにして毫も貸借の關係を生ぜざる間は最も幼稚にして種々の原因に基ける債權債務の發生するに至るまでは充分に發達し得へきものにあらす換言すれば交易の進歩は各人の間に信用取引盛行はるゝに至りて始めて見ることを得るものとす而して貸借なるものは貸したる物其物を返却するの契約によることありと雖も其物を返却せずして同價格の他の貨物を返却するの契約によることあるは吾人の日常多く見る所にして商業取引上の貸借は多くは後者なりとす然るに今支拂の標準なきに於ては返濟期に至り借主は借りたる物と全質若くは其返濟の當時其物と同價格を有する他の物を

以て支拂はざるを得ざるを以て貸借契約締結の時と返濟期とに於ける其物品の價格の變動により貸借當事者中何れか一方が損失を被り他の一方が利益を受くるの不公平を免れざるのみならず借主の返濟する物品は貸主に於て其當時毫も必要を感せざる等の不都合を生し貸借取引は總て投機的となり人々其危険を恐るゝより貸借自ら圓滑に行はるゝ能はず商業の發達亦た期すべからざるなり是に於て乎支拂の標準として公平に貸借を決濟し得へき貨物を撰み之によりて取引を爲すの必要を生ず而して物々交換の不便を醫正する貨幣は終に此必要を充たすへき利器として益其用を見るに至るものにして其完全なるものにおいて各種々の性質を具備せんと勿論なれとも此價格の標準たるべき性質即ち價格の變動の最も少なき性質は決して缺く可からざる所なりとす然れとも世上凡百の貨物中價格の變動せざるもの一もあるとなく其最も變動の少きものと雖も永時に亘りて觀察する時は其高低鮮少なりと謂ふ可からず況や諸貨物と常に相對比せらるゝ貨幣は諸貨物の側に於ける價格の變動ある毎に必ず其購買力に消長を來さしるを得ざるに於てをや是を以て公平なる支拂の標準を立つるの問題は貨幣

論中最も緊要にして且つ最も困難なる問題の一として攻究せられつゝあるなり
貨幣の職分は右に掲げたる三職分なりと雖も此外尙ほ價格の貯蓄及び支拂の方
便の二職分を追加する學者ありロツシエル、クニース、ナツセ、ジェボンス等諸氏は
右三職分に附加するに第四の職分價格の貯蓄を以てして曰く凡そ貨幣は交換の
媒介價格の比準支拂の標準となり克く貨物の交易を圓滑ならしむと雖も尙ほ時
及び場所を通して價格を貯蓄するものたるを要す然らすんは貨幣たるに必要な
る一般的嗜好を受くる性質を具ふること能はずと然れとも此第四の職分たる畢
竟するに前記三職分に附隨して生ずるものにして特に獨立せる職分と認むるを
得ざるなり何とならば或貨物か交換の媒介價格の比準として用ゐられ而かも支
拂の標準たるを得るに於ては必ずや價格貯蓄の效用なかるへからされはなり若
夫單に價格の貯蓄たる職分を盡し得べきものを索むるに於ては寶石の如く分量
小にして價格巨大なるものこそ最も完全なるへしと雖も其貨幣として用ゆへか
らざる所以のものは分合の性質を缺き且つ價格の變動尠なからざるに因るを以
てなり果して然らば價格の貯蓄は附隨的職分にして本來の職分として目すべき

ものに非ざるや明白なりとすウォーカー氏はジェボンス氏に對して價格の貯蓄
は貨幣の本來の職分として認むへからず貨幣は價格貯蓄の效用を有すと雖も是
れ其本來の職分に隨伴せる一現象に過ぎず蓋し一貨物にして價格貯蓄の用に資
せらるゝ時は最早貨幣たるの性質を失ふものにして匣中に貯藏せられたる金銀
は器物として用ゐらるゝ金銀又は堂宇の屋上若くは神像に用ゐられたるものに
異ならずと曰へり(Walker, Money, pp. 12-13)然れとも右ウォーカー氏の言は物と物の
效用とを混同するものにして恰かも停止せる機關内に在る蒸汽は蒸汽にあらず
と云ふと一般なり吾輩は斯る理由を以て價格の貯蓄の效用を非認する能はず吾
輩の主張する所は價格の貯蓄は交換の媒介價格の比準支拂の標準たる貨幣の職
分に附隨せるものなるか故に是等本來の職分と肩比せしむる能はずと云ふに在
るなり

貨幣第五の職分として支拂の手段なる職分を追加したる學者はクニース氏にし
て氏は此職分を以て交換の媒介より全く相違する職分なりとせり而して其理由
は凡そ吾人が貨幣を支拂ふには其購入せる貨物の代金としてのみならず租税罰

金の如き強制的支拂にも亦た之を用ゆると多し後者の場合の如きは全く交換の意味を含まざるか故に此兩者を區別するを以て至當なりとすと云ふに在り(Krieger, Geld und Kredit, I Abt.—Das Geld Darlegung der Grundlehren vom Gelde, II Auflage, 211-223)然れども是れ徒らに字義に拘泥したる不必要の區別なる嫌なきを得す何とならば既に貨幣の職分として交換の媒介價格の比準支拂の標準の三者を數ふるに於ては其交換より起ると否とを問はず凡て貨物移轉の方便即ち支拂の手段たる職分を含ましめざるを得されはなり

第三節 貨幣の職分の分擔

貨幣の職分は前節に列擧せしか如し近世貨幣として用ゐらるゝ物件は須らく能く其三職分を全ふすへきものたらざる可からず然れども貨幣の三職分は必ずしも同一の貨物か悉く之を盡さざるを得ざるの理由なきを以て若し二種以上の物件を使用し之を分擔せしめ以て一層克く交換及び貸借の目的を達し社會に利益を與ふる所あるに於ては種々の物件を併用するとは經濟上素より歡迎すべきこととす

前章にも述へしか如く經濟の未だ幼稚なる世にありては價格の比準交換の媒介及び支拂の標準の三職分は同一の貨物によりて盡され貨幣は必ず是等三職分を全ふするものたらざるを得ざりしか經濟の進歩著しき近世に於ては信用の發達と共に諸種の交換の媒介發明せられし結果として單に交換の媒介たる職分のみを盡すもの現出するに至れり即ち貴金屬貨幣は主として價格の比準及び支拂の標準たる用に供せられ流通用として漸く其用を減すると同時に紙幣預金其他の信用形態は専ら交換の媒介として用ゐらるに至りしなり之を貨幣職分の分擔と云ふ

貨幣の職分の分擔を馴致せる原因を明かにするは本章の主眼にあらずと雖も茲に其大略を説述するの要なきにあらず惟ふに世の交易を圓滑にし社會民衆の福利を増進せんと欲せば之に適應せる貨幣の供給なかる可からず然れども貨幣を潤澤ならしめんか爲め貴金屬の獲得に多大の資本と勞力とを費やすか如きは經濟上得策にあらずして若し之か代用を爲すへきものを使用し同一の目的を達することを得るに於ては之か爲め節約せられたる資本と勞力は他の方面に利用せ

らるゝを得へきを以て社會の福利は一層進捗すべきなり加之ならず貴金屬の如きは其受授運搬に比較的多くの費用を要し且つ其磨損喪失より生ずる損毫少なからざるを以て他に之か代用を爲すへき廉價にして安全且つ輕便なる利器あるに於ては交換の媒介として之を用ゆること一層利益なりとす此二個の理由は相待て實に現今各種の交換の媒介を生出したる主要なる原因を爲すものとす

貨幣の三職分中交換の媒介なる職分か紙幣預金其他の信用形態によりて分擔せらるゝに至りしこと上述せしか如し今や貴金屬貨幣は主として價格の比準支拂の標準として用ゐられ交換の媒介として全く其用を見ざるにあらざれとも其之に用ゐらるゝ割合は社會全體の交換の媒介の分量に對する時は實に九牛の一毫を爲すのみ是れ實に内外貿易額に對する貴金屬貨幣受授の割合の證明する所とす然り而して現今貴金屬貨幣によりて専ら盡さるゝ所の價格の比準及び支拂の標準たる二職分も亦た永久貴金屬の專有なりと思惟するを得ずして後者の如きは貴金屬よりも一層完全なる他の本位によりて盡されざるを得ざるの運命を有するものゝ如し蓋し現今存在せる貨物中貴金屬は其價格の變動最も小なるもの

として克く支拂の標準たる職分を行ふと雖も永時に亘り觀察する時は其變動決して小ならず加之永時に亘る貸借の本位として最も適切なるものは價格の變動せざるものよりも寧ろ文明進歩の果實を貸借當事者間に公平に分配し得へきものたるを要するなり是れ貴金屬貨幣に到底期すへからざる所とす是に於て乎新に完全なる本位を案出して之に代へんとするは近時學者の宿題として討究せられつゝある所なり夫の貨物本位勞力本位又效用本位と云ふか如き皆此問題を解決せんか爲め提起せられしものにして未だ一として實行し得へきものを得るに至らずと雖も若し將來適切なるもの案出せらるゝに到らば現今貴金屬貨幣の職分中支拂の標準たる職分は之が爲めに奪はるゝに至らん(第十六章參照)

第四節 貨幣たるものに必要なる性質

貨幣の職分は第二節に述へしか如し而して貨幣は其各職分を盡す毎に特異なる性質を具備せんことを要するか故に貨幣として何物か最も適當なるやの問題は容易のものにあらず何とならば貨幣は必しも其諸職分を同時に且つ輕重なく盡すに限らざれば此問題を解決せんには第一に其諸職分の輕重如何を測り第二に

貨幣の其各職分を盡すに用ゐらるゝ程度如何を査定し第三に各職分に關し貨幣として用ゐらるゝ物の有する物質的性質の輕重を知ることがを要すればなり例へは信用未だ能く發達せざる時代に於ける貨幣は主として價格の比準及び交換の媒介として用ゐらるゝか故に支拂の標準たるに必要な價格變動の小なるを尙ふか如きは貨幣たる物の具ふべき重要な性質として認むるに及はすと雖も信用發達し貸借取引大に行はるゝに至りし時代に於ては貨幣は上記二職分の外尙ほ支拂の標準たる職分を盡さざるを得ざるを以て其具有すべき性質は是等三職分を完ふするに足る者たらざるを得ず去れと第三の職分は信用發達の程度如何により自ら徑庭あり貸借取引益盛なると同時に愈其要を加ふるに至るべきものなるを以て其未だ盛に行はれざる時にありては此職分を盡すに必要な性質の如きは交換の媒介價格の比準たるに必要な性質に比して讓色なきを得ざるも信用大に起り貸借盛に行はるゝに至れば支拂の標準たるに要する貨幣の性質は愈々其要を發揮し貨幣は常に上記二職分を盡すに要する性質を具有するのみならず又支拂の標準たるに必要な性質を具ふるものたらざるを得ざるに至るへ

し既にして紙幣預金等種々の交換の媒介現出し終に貨幣職分の分擔を見るに及んては價格の比準支拂の標準の二職分を主として行ふ物の具ふべき性質は必しも交換の媒介として適切なるものたるを要せず寧ろ上記二職分を完全に盡し得る性質を具有せんとを尙ひ専ら交換の媒介として使用せらるゝ物は唯其目的に向て適當なるものなれば足り價格の比準支拂の標準たる物に要する性質の如きは全然之を缺如することを得るか如し

吾輩は今貨幣たる物の具ふべき性質を叙述するに當り之を三段に分ち第一價格の比準となり交換の媒介となる貨幣の具ふべき性質第二之に支拂の標準たる職分を加へたる貨幣の具ふべき性質第三貨幣職分の分擔を來せる場合に於ける交換の媒介たる物の具ふべき性質に就て順次之を説述せんと欲す然れども貨幣職分の輕重并に或貨物か貨幣として其各職分を盡す程度の如きは經濟發達の如何其他種々の事情によりて自ら差異あり遽に比較論斷を許さざる所なるを以て次に叙述する所は只貨幣か右三個の場合に於て其各職分を盡すに必要な性質を列擧するに止まるものとす

第一 價格の比準及び交換の媒介たる貨幣の具ふべき性質

價格の比準及び交換の媒介たる職分を盡さんか爲め貨幣として用ゐらるべき貨物は次に掲ぐる六性質を具備せんとを要す

一、一般に嗜好せらるゝと 貨幣として最も必要にして缺く可からざる性質は世人一般か之を受取らんとを好むと是なり此性質を有せざる物は假令他に貨幣たるに適當なる多くの性質を有すと雖も以て貨幣となすべからずウォーカー氏曰く貨幣として或貨物の行はるゝは主として世人一般か實際上之を受取らんとを好むに因るものにして其何故に其貨物を一般の人か好むや否やの理由の有無を問はざるなりと(Walker, Money, ch. II.)

然れども一般の受取らんとを好む貨物は必ずや一般的購買力を有するものたるを得ざるや明白なり古代の人の貨幣として用ゐし裝飾品の多くは今日文明國の人より之を見る時は一見價格なきものゝ如く見ゆれども古代の人は之を裝飾用として一般に愛翫し素より價格を認めしなり蓋し貨幣は他の貨物と交換せられ價格の比準たるものなれば其自身購買力を有するものたらざるを得ずして

貨幣か一般的購買力を有するとは即ち一般人民の之を受取らんとを好み又交換の媒介として汎く流通する所以なりとす

二、運搬に便なると 貨幣として用ゐらるゝ貨物は常に一般的購買力を有するのみならず亦其價格に對して重量容積の適當にして巨大に過ぎず微小に失せざらんとを要す是れ交換の媒介支拂の具たるに緊要なる性質なりとす

貨幣の運搬に便なるとを要するは單に其所有者の携帶に便なるか爲めのみに非ず遠隔の地に支拂を要する時運送費の大ならざらんか爲めなり蓋し價格の割合に重量容積共に甚だ大なるものを貨幣として用ゆる時は各地間其供給に過不及を生し易く隨て其價の平準を保つ能はず經濟上非常の不都合を來すべきや明かなり然れども價格に比して其分量微細に失する物も亦小額の取引をなすに不便を感すべきを以て貨幣たるに適せざるなり

三、性質に變更を來さゝると 交換の媒介として日常受授せらるゝものは容易に其性質に變化を來さゝるものたらざる可からず蒸發し易きもの腐敗し易きもの打滅し易きもの等は交換の媒介として不適當なりとす

四、品質の均一なると 貨幣として用ゐらるゝ物質は其各個又は各部分の品質均等にして何れの部分を取り比較するも毫も差異なきものたるを要す蓋し品質均一ならざる時は受授の際一々之か評定を要し交換の媒介として不便なるのみならず價格の比準として其用を爲すこと能はざるなり

五、分割自在なると 凡そ貨物は其何たるを問はず皆器械的に無限に之を分割するを得へしと雖も貨幣として用ゐらるべきものは單に分割し得べきのみならず之を分割するによりて全體の價格に異動を生ずると極めて少なきものたらざる可からず即ち分碎せられたる小部分の價格を合計するときは分割せられざる以前に於ける其物の價と殆と同等ならんとを要するなり然らすんは貨幣として汎く大小の取引の媒介を爲す能はざるへし

六、容易に認識し得べきと 交換の媒介として日常授受するものは一見容易に其眞偽を識別し得べき貨物ならざる可からず若し此性質を有せざらん乎流通上極めて不便なるのみならず無辜の良民は狡猾なる者の爲めに瞞着せらるゝの恐あり隨て貨幣として適當なるものと謂ふを得ざるなり

以上列舉せし所は一貨物が同時に價格の比準交換の媒介の二職分を盡すに當り缺く可からざる性質にして之を最も多く具備する物は最も適當なる貨幣として用ゐらるゝに至るものとす古來諸種の貨物が貨幣として使用せられしも就中金銀は最適者として認められ終に貨幣として其用を専らにするに至りしは是等諸性質を最も多く有するに因るなり

第二 價格の比準交換の媒介たる外尙ほ支拂の標準たる貨幣の具ふべき性質

同一貨物が價格の比準及び交換の媒介たる外尙ほ支拂の標準たる職分を盡すべく用ゐらるゝ時は上述せし諸性質を有する上に尙ほ永時に亘り價格の變動小なる性質を具備せんとを要す

貸借契約の期間内に於て其支拂の標準として用ゐらるゝ貨幣其物の價格に變動ある時は當事者に不慮の損得を與へ社會收入の分配を不公平ならしめ貸借取引は非常に投機的となり終に信用の發達を妨げ其弊害甚大なるべきは論を要せざる所なり去れば支拂の標準として用ゐらるゝ貨物は永時に亘り價格の變動極め

て小なるものたらざる可からず蓋し完全なる支拂の標準は毫も價格の變動なきものたるを要すと雖も世上斯る物一も之なきを以て比較的其變動の小なるものを擇出して甘せざるを得ざるなり

ジエボンス氏は貨幣價格の變動より生ずる弊害に就て論じて曰く皮相の見を以てすれば此弊害は只貸借當事者何れか一方が損失を被り他の一方か其丈の利得を受くるに過ぎざるを以て社會より見る時は毫も損得なきか如しと雖も細かに之を検するときは其弊更に大なるものあるを發見すへし何とならば多くの場合に於て之か爲め損失を被る人の損害は之により利得を受くる人の利得よりも遙かに大なるへければなり例へは今各千圓宛の収入を有する甲乙二人の間に貸借の關係起り貨幣價格の變動の爲め債務を履行するに當り甲は百圓を損し乙は百圓を益したりと假想する時は如何にと云ふに乙の益したる百圓の乙に與ふる效用は甲の損したる百圓に對し甲の感ずる犠牲よりも遙かに小なるか如しと (Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. V.)

右ジエボンス氏の説は澳太利學派經濟學者の主唱する疆界效用の學説を以て明

快に説明し得へき所にして今數字を用ゐて之を説明すれば貸借の當事者たる甲乙二人各自の収入千圓を各十部に等分し其各部分に對する甲乙二人の有する效用共に第一部分10 第二部分9 第三部分8 第四部分7 第五部分6 第六部分5 第七部分4 第八部分3 第九部分2 第十部分1とするときは千圓に對し甲乙の二人共に55の總計效用を有するととなるへし然るに今貨幣價格の變動より甲百圓を失ひ乙之を取るときは如何なる結果を來すへきやと云ふに甲の失ふ所の效用は1なれとも乙の得る所の效用は更に之より小なるものたらざるを得す何とならば乙は第十部分に對して1の效用を有するか故に其新に取得したる第十一部分に對しては更に一層小なる效用を感せざるを得されはなり去れば右甲乙二人の損得は之を社會より觀るも亦た損失たらざるを得すと云ふに在り

然りと雖も右ジエボンス氏の説は大なる誤謬に陥りしものと謂はざる可からず何とならばジエボンス氏は社會の人皆同額の収入を有し而かも其各部分に對する效用同等なりと斷定したるものなればなり天下豈に斯の如き理あらんや若し夫れ氏の説く所を以て収入を異にし效用を異にせる人の間に適用せんか當に正

反對の結論を生ぜざるを得ることあるへし例へは五百圓の收入ある甲及び千圓の收入ある乙の二人あり甲は其收入を五等分し其各部分に對する效用を109876とし更に百圓の收入を増加し總計六百圓の收入ある時は其第六の部分に對しては5の效用を有すへしとし乙は前例の如く其收入を十等分し其各部に對する效用を10987654321とする場合に於て若し乙か甲より貨幣を借入れ期日に至り價格騰貴せる貨幣を以て返済し其結果百圓の損得を生じたりとせんか乙の失ふ所は僅に1の效用に過ぎざれとも甲の得る所は5なるへし果して然らば此場合に於てはジエボンス氏は前説を翻かへし貨幣の價格變動より生ずる弊害は世人の考ふるか如く大なるものにあらず時に或は社會の爲め利益なるとありと主張せざるを得ざるへし同氏の說亦是に至て用ゆるに足らざるや明かなりとす蓋し氏の説く所は之を一箇人の場合に限りハンドレー氏の如く賭博の弊などを説明するには(Hadley, Economics, ch. IV)頗る適切なりと雖も貨幣の價格の變動より生ずる弊害に對する説明としては全く正鵠を失するものと謂はざるを得ざるなり

然りと雖も元來貨幣の價格變動する時は貸借の當事者は必ずや之によりて損得を被り貸借上常に投機的危險を履まざるを得ざるや明白なれば隨て信用の發達を妨げ經濟の進歩を阻むへきや論を俟たざる所とす然則貨幣として用ゆる貨物は須らく永時に亘り價格の變動少なきものたらざる可からず

第三 貨幣職分の分擔せらるゝ場合に於ける交換の媒介の具ふべき性質

前節にも述へしか如く紙幣預金其他信用の形態發生し交換の媒介として汎く用ゐらるゝに及んては貨幣の職分中交換の媒介たる職分は主として是等のものによりて盡され從來一物にて右三職分を盡せる貨幣は今や重に價格の比準并に支拂の標準たる職分を盡すに至るものとす是に於て乎斯る時代に於ける主たる交換の媒介たる紙幣預金等の具ふべき性質を説明するの要あり紙幣に兌換券及び不換紙幣の二種あり共に流通の目的を以て適宜の金額を表示して發行せられたる紙片にして預金は之に對する小切手を用ゐて支拂の用に供せらるゝを常とす去れば交換の媒介として適當なる物質的性質を有するとは是

等の右に出つるものあるへからず然れども是等のものか交換の媒介として用を爲す所以のものは其輕便なるか故のみに非ずして一般的購買力を有する貨物たる正貨幣を代表するか爲めなり一般的購買力を有する正貨幣を代表するに非ずんは如何に取扱に便利なりと雖も交換の媒介たる職分を盡す可からず去れば是等交換の媒介に缺く可からざる第一の性質は其代表力に瑕瑾なきと是なり而して兌換券及び小切手は何時たりとも其所持人の要求次第其代表する所の正貨幣と引換らるゝによりて其代表力全きを得不換紙幣は其發行額を制限し需要に超過せしめず將來兌換の希望を確實にし以て信用を有せしむるによりて其代表力に瑕瑾なきを得るものとす

参考文献

- Levons, Money and the Mechanism of Exchange, chs. I, II, III, IV, V, VI.
Walker, Money, chs. I, II.
Nicholson Money and Monetary Problems, Part I chs II, III.
Langhlin, Principles of Money, ch. I.
J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book III, ch. VII.
Menger, Geld (Handwörterbuch)

- Nasse, Geld und Münzwesen (Schönberrg's Handbuch)
Kries, Geld und Kredit, B I, I.
Laveleye, La Monnaie et le bimétallisme International, T.
堀江錦一氏最新貨幣論第一版第一章
金井延氏社會經濟學再版下卷第二編第一章
田島錦治氏最近經濟論第八版第二編第一章
井上辰九郎氏貨幣論(經濟叢書)第一編第一章

第五章 通貨の種類及貨幣の定義

第一節 近世の交換の媒介——第二節 貨幣の定義——参考書

第一節 近世の交換の媒介

近世文明國に於ける交換の媒介は其形態一にして足らず而して其流通の程度は種類により自ら差異あり是に於て乎流通の範圍より交換の媒介を左の如く區分することを得

第一 一般的交換の媒介 汎く一般公衆の間に承認せられ自由に輾轉流通するものにして金屬貨幣、不換紙幣、金屬貨幣預證券、兌換券等は此區分に屬する主要なるものとす

第二 有限的交換の媒介 此區分に屬するものには交換の媒介として一般に認めらるゝに至らず其流通自ら制限せらるゝものにして其重なるものを舉ぐれば手形、小切手、其他の有價證券等とす商業の中心地に於ける信用ある商人の發行せる小切手の如きは商人間の支拂上自由に受授せらるゝか故に第一種に屬するも

のと見做し得へきも其性質社會一般の用に適せざるを以て其流通に制限あるものと謂はざるを得ず

然而各種交換の媒介の流通に右の如く一般的なると有限的なるとの差別あるは如何なる理由に基くやと云ふに是れ主として其發行の目的を異にするより生ずる結果にして第一種のものは何れも初めより流通の目的を以て發行せられ大小の支拂に適應すへき各種の一定せる金額を有し且つ其效力を減すへき期限なく諸般の支拂に之を用ゆる時は單純なる交付により之を結了するとを得へき様劃策せらる故に其流通一般的なるを得へきも第二種のものにありては然らず其發行の目的は元と債權債務の關係を證するに在りて其世上に流通し交換の媒介を爲すは寧ろ其行使に附隨して起る副的作用なれば其金額の如きは素より一定せず往々派錢を有し且つ何れも其效力を消滅すへき一定の期限を有し又之か移轉は無記名のものゝ外單純なる交付を以て之を行ふを得ざるものとす隨て其流通自在なるを得ざるなり加之ならず第一種のものにありては現今多くは法貨國家か法律を以て定めたる支拂の具なるか故に之を以て支拂に充つるときは債權者

は之を拒むことを得されとも第二種のものにありては然らす之を受取ると否とは全く債権者の随意なりとす隨て其流通力に徑庭あるは偶然にあらざるなり然れとも法貨たる否とは以上二種の區別をなすに必要な條件にあらず只實際上より之を區別する而已獨逸帝國銀行及び白耳義國立銀行の發行に係る兌換券は法貨に非されとも是等二國內に於て自由に流通し何人も其信用を疑はず隨て第一種に屬せり又現今清國開港場に行はるゝ外國銀行紙幣の如きは法貨にあらざるも其自由に流通する地域内にありては當然第一種の交換の媒介として數ふべきものとす

近世の交換の媒介に二種の區別あると上述の如し而して世上所謂通貨 *Currency* とは其何れを指すやと云ふに凡そ如何なる形態を問はず支拂の具として單なる交付によりて受授せらるゝもの之を通貨と云ふものゝ如し蓋し通貨なる語は其本來の意義を尋ねれば單純なる交付と同時に其所有權の移轉する物件にして其性質として流通性を有するものとす (*Macleod, Theory of Credit, pp. 162, 165, 169, 869-72*) 去れば上掲二別の内第一種のもは無論通貨にして第二種のもは雖も無

名式にして其所有權單純なる交付によりて移轉し流通し得べきものは亦通貨なりと云ふを得へし現今我邦に普通了解せらるゝ所によれば通貨とは國家か法律を以て支拂の具と定めたる所謂法貨を意味し金屬貨幣及び紙幣に限るものゝ如くなれとも法貨なると否とは通貨たるに必要な條件に非らざるなり

第二節 貨幣の定義

貨幣の定義に就ては從來學者の説區々にして一致せず隨て貨幣論の範圍亦た定まらず經濟學上の一疑問として存せり今左に貨幣の定義として提起せられたる重なるもの二三を紹介し次に吾輩の最も完全なりと思惟するものを掲げん

第一 貨幣とは各種の交換の媒介を總稱するものにして其流通の一般的なると有限的なるとを問はずとの説 是れ英のシヂウキツク (*Sidgwick, Principles of Political Economy, Book II, ch. IV*) 獨のヘルフェリッヒ (*Helferich, Das Geld, s. 210*) 等諸氏の主唱する所なり然れとも其流通の一般的ならざるものを貨幣と云ふか如きは其範圍廣汎に過ぎ異なりたる性質と效力とを有する各種の物件を包含せしめざるを得ず隨て明確なる能はざるの缺點あり

第二 貨幣とは正貨幣のみを云ふとの説 是れ貨幣として用ゐらるゝものは其の貨幣用に供せらるゝ前に必ず自ら價格を有するものたらざるを得ずとの論據よりして貨幣とは正貨幣のみを意味すと主張するものにして佛のシバリエー (Chevalier, La Monnaie, Sec. II, ch. III, 56) 獨のナッサ (Nasse, "Das Geld und Münzwesen" Schönberg's Handbuch, I, 327) ロンヒェン (Roscher, System, II, Band, III, Abt) 等諸氏の主張する所なり此定義は甚だ明快短簡なりと雖も奈何せん世上普通に用ゆる所の意義と甚しく軒輊せる缺點を有せり或は支拂を完済する終局の具を貨幣と云ふとの論據よりして此説を採る者もあれとも支拂を完済する終局の方法に供せらるゝものは正貨幣のみにあらざるを知るに於ては斯る説の支持すへからざるや明かなりとす

第三 貨幣とは法貨を云ふとの説 是れ貨幣とは國家が法律を以つて支拂の具なりと宣言せる法貨を指すと云ふものにして (Kinley, Money, p. 76) 現今文明國の貨幣に對しては差支なき定義なれとも根本的に云ふ時は亦肯然に中れりと云ふを得ざるなり何とならば此定義に據る時は法貨の制定を見し以前に於ては社會

に貨幣なるもの存在せずと謂はざるを得ざればなり

上記三種の定義何れも適當なる定義にあらず然則最良の定義は如何吾輩の以て完全なる定義と信する所は左の如し

貨幣とは社會公衆の間に自由に流通し支拂を辨済する方法に供せらるゝ物件なり

更に之を詳説すれば

第一 貨幣は一般に自由に流通するものたるを要す前節に掲げたる第二種の交換の媒介の如きは其流通に制限あるを以て貨幣と謂ふを得ざるなり

第二 貨幣は支拂を辨済する方法に供せらるゝ物件たるを要す然れとも其終局の支拂に供せらるゝと否とを問はざるなり

以上の如くなるを以て貨幣とは之を具體的に云へば正貨幣不換紙幣及び兌換券の三者を指すものとす(終局の支拂に供せられざるものは貨幣にあらずと云ふ時は兌換券は貨幣にあらずと謂はざるを得ず)而して此三者は現に法貨たる多きを以て貨幣は即ち法貨なりと云ふ前掲第三の定義に合致するか如しと雖も法貨

たると否とは貨幣たるに必要な条件にあらず。總て一般に自由に流通するものにして支拂の用に供せらるゝものなれば皆之を貨幣と云ふなり。換言すれば法貨は貨幣なれども貨幣は法貨に非ざるなり。由是觀之吾輩の以て貨幣と稱するものは其包含する所通貨の一部にして前節に掲げたる第一種の交換の媒介に該當し其範圍は法貨よりも一層廣きものとす。

或は獨のナツセ、ロツシエル二氏(前出)及び我金井田島兩博士(金井氏社會經濟學再版五八〇頁、田島氏最近經濟論第八版二五六頁)の如く貨幣の職分より貨幣の定義を下して貨幣とは交換の媒介價格の比準若くは交換支拂の媒介價格の標準貯蓄の手段たる貨物を云ふと説く者あれども斯る定義は貨幣の職分に就き更に説明をなすの必要あり。隨て定義の趣意に適はざるのみならず兌換券の如き價格の比準たる能はざるものは當然貨幣の範圍外に置かれざるを得ずして世上一般に理解せらるゝ意義と懸隔するの缺點を有せり。

貨幣の定義を右の如く下せる以上は貨幣論の範圍は自ら明瞭なり。即ち貨幣論は正貨幣不換紙幣兌換券の三者を主體として研究するものにして他の交換の媒介

の如きは此三者の側面に關係を有する時に於てのみ之に論及するものとす。

参考文献

- Kinley, Money, ch. V.
Macleod, Theory of Credit, pp. 102, 105, 109, 869-72.
Sidgwick, Principles of Political Economy, Book II, ch. IV.
Chevalier, La Monnaie, Sec. I, ch. I; Sec. II, ch. III.
Nasse, Das Geld und Münzwesen (Schönberg, Handbuch der politischen Oekonomie)
Roscher, System der Volkswirtschaft, B. II, Abt. III.
Ditto, Principles of Political Economy (Lator's translation) vol. I, bk. II, ch. 3, note 5.
Hildebrand, Theorie des Geldes, s. 5.
Helfferich, Das Geld.
金井延氏社會經濟學訂正再版下卷第二編第一章
田島錦治氏最近經濟論第八版第二編第一章
藤江壽一氏最新貨幣論第一版第一章

第六章 造幣

第一節 造幣の目的及意義——第二節 造幣の進化——第三節 造幣上注意すべき要件——第四節 造幣權——第五節 自由造幣と制限造幣——第六節 造幣料——第七節 鑄貨幣の改造——参考書

第一節 造幣の目的及意義

價格の比準及び交換の媒介として汎く用ひらるる貨幣は一見其眞偽及び價格を認識し得べきを尙ふこと第四章に述べしか如し而して造幣の目的は主として其認識を容易ならしめ以て受授に便ならしむるに在りとす
造幣に廣狹二義あり廣義を以て之を謂へは貨幣として或貨物を用ゆるに當り其價格の認識を容易ならしむる爲め人爲的に施す所の有ゆる手段を總稱して造幣と云ふウォーカー氏は廣義の定義を下して曰く造幣とは貨幣として採用せられたるもの、眞偽優劣を容易に識別せしむる爲め其各部分の分量品質を決定する所の方法を云ふと(Money, P. 164)故に廣義の造幣にありては貨幣たる物の物質及び其施す所の方法手段の如何を問はざるなり狹義を以て之を謂へは造幣とは金

屬を貨幣として用ゆるに當り其眞價貴賤を容易に識別せしめんか爲め型鑄若くは打壓の方法を以て或は直接に若くは其重量品位を示して其價格を表明する手段を云ふ故に狹義の造幣にありては貨幣たるもの、物質は必ず金屬に限り其方法及び手段亦自ら一定せり

造幣に廣狹二義あると上述の如しと雖も現今文明國に於て貨幣として用ゆる貨物は必ず金屬にして其造幣の方法は専ら打壓法によるを以て造幣と云へは狹義を以て解釋すべきものにして更に之を詳言すれば貨幣の打造と云ふを適當とす世上貨幣の鑄造なる語を用ゆると多しと雖も是れ往時貨幣を型鑄せし時代に用ゆべき語辭にして聊か語弊に陥れるものと謂はざるを得ざるなり

第二節 造幣の進歩

造幣の進歩を概説するは必しも困難の業にあらず其最初のもの均一の性質を有する物質に一定の形状又は重量を附與せしものにして亞弗利加土人の貝殻北米印度人の珠玉貝殻アピシニヤ人の鹽塊墨西哥人の砂金を含有せる羽翎其他露西亞人の獸皮の小片等皆其例證なりとす而して斯る方法は爾來貨幣として用

られし諸般の貨物に應用せられ金屬貨幣にありても其最も早きもの、形狀は楕形なりしもの、如くにして羅甸の *Obes* なる語は實に楔を意味し後世 *Obol* と云ふ語の源をなすと云ふ

狹義に於ける造幣の濫觴は頗る昏晦にして之を詳知するに由なしと雖も其發明の時代は大率推想し得られざるにあらず詩伯ホーマーの時代には未だ造貨のこゝと知られざりしもリクルグスの時に於ては既に明かに金屬貨幣ありしを以て見れば造幣の始は蓋し紀元前九百年頃ならん歟然而最初の貨幣は如何なる印章を受刻せしやも亦之を知ること難からず古代貨物の所有權を明示し又は契約を確かむる爲め印章を用ひしことは之を埃及の繪畫ニネへの煉瓦等に徴するも明かなり去れば金屬貨幣を造り其重量を明示する爲め刻印を打ち以て其真正なるを證せしか如きは偶然のことにあらざるなり然れとも技術の未だ甚だ幼稚なる時代に於ける貨幣は其印章を毀つとなくして剽削するを得ざるか如き巧妙なる製造法によること能はざりきリジャ并にペロボンネナスに於て製造せられし最も古き貨幣は唯一面に刻印を有せしのみ又ラリンと稱する波斯の貨幣は約六センチ

メートルの長さ銀線にして之を中央より曲け其一端を扁平にし其上に刻印せられたり是れ蓋し輪狀貨幣 Ring money の轉化せしものなるへし其他現今支那に行はるゝ銀錠馬蹄銀の如き亦最も單純なる金屬貨幣の一種と見做すを得へし以上列擧せる種々の貨幣は勿論鑄造若くは打造せられたるものに相違なしと雖も頗る不完全なるものなり完全なる貨幣は刻章をして管に其品位及び重量を證明せしむるのみならず其全體の構造をして發行の後剽削せられざりしとを證明するに足らしめ容易に贗造し得へからざる様精巧を極めざる可からず然れとも造幣術の進歩は歴史上頗る遅々たるものなりき貨幣の面積を確定せしか如きは實に近代に始まりしとして古への貨幣は多くは其一面にのみ印章を付し裏面には何等の意匠を施さず其稍進歩せるものにして兩面に印章あるものにて或は面積重量不同にして剽削を防ぐ能はず或は専ら型鑄法により贗造甚だ容易なりき夫の幣面の周圍に語辭を刻出せしか如きは千五百七十三年佛王チャールズ第九世の發行せし銀貨を以て嚆矢とし英國に於て始めて之を爲せしは實に千六百五十八年若くは千六百六十二年のことなりと云ふ

古來貨幣の形狀亦種々あり圓形のもの最も多しと雖も或は八角なるあり六角なるあり又方形なるあり菱形なるあり其揆を一にせず就中奇異なるは近く十八世紀中瑞典に行はれし三分許の厚さを有せし方形の純銅にして其半弗のものは一面の面積三吋半平方あり二弗のものは七吋半平方にして重量三封半を有し何れも四隅及び中央に刻印せるものなり支那の馬蹄銀は其形中國婦人の靴に酷似し其重量五兩乃至五十兩あり亦此類の貨幣なりと謂ふへし我邦維新前に行はれし大判小判二分金一分銀等は橢圓形若くは長方形にして其刻印は打凹めたるもの及び打上けたるものを混へたり亦珍奇の貨幣たるを失はす其他支那朝鮮臺灣及び我邦に通用せる圓形若くは橢圓形にして周圍廣くして厚く中央に方形の孔を穿ち以て刺繩に便にし其側面に文字を鑄記せる貨幣の如きは打壓したる貨幣にあらずして型鑄したるものなり其形狀より謂ふ時は亦奇異の貨幣と稱して可ならん古來行はれし貨幣には上述の如く種々の形狀を具へたるもの數多ありと雖も就中最も奇異にして吾人の想外に出づるものは嘗て波斯に流通せし劍狀の貨幣並に支那古代の泉錢及び刀錢ならん歟

現今にありては造幣術の進歩と共に漸く完全なる貨幣を得るに至れり即ち各片の品質重量殆ど均一にして正確形狀は圓形にして意匠精巧を極め何れも大機械を以て打壓し復た型鑄法を用ゐす且つ側面に文字若くは細微なる縦線の凹凸を刻し贗造剽削其他の奸策を防ぐに足るべき手段を施し又磨損を小ならしむる爲め種々の工夫を凝らせり若夫れ造幣上注意すべき要件に就ては請ふ更に之を次節に説述せん

第三節 造幣上注意すべき要件

造幣上注意すべき要件種々ありと雖も今其重なるものを擧げは第一貨幣に含有せる金屬の純分及び重量の正確なること第二其形狀及び重量の取扱に便利なること第三贗造偽造變造及び模造を防ぐに足ること第四剽削を防ぐに足ること第五磨損を少なくすると第六成るべく造幣費を節約すると等是なり以下順次之を説明せん

第一 含有せる金屬の純分及び重量の正確なること 抑貨幣は國內都鄙遠近の別なく又貧富賢愚を問はず各人の間に普く流通せんとを要するものなれば其純分重量に付絶對的信用なくんは不可なり若し此點に疑あらん乎人々或は之を受取

るとを拒み或は之に對して貨物を賣るを肯せず又或は取引の都度受取るべき貨幣の如何により貨物の賣價を變更し世の交換取引は爲めに甚しく滯滞せざるを得ざるなり去れば貨幣をして其目的を達せしめんとせばは須らく其製造の正實にして各片の間に寸毫の輕重優劣なからんとを期せざる可からず之を造幣の第一義とす

然れども實際貨幣を製造するに當り各個法律上所定の量目及び純分をして毫厘の差異なからしめんと欲するも到底爲し得べき所にあらす是を以て貨幣の製造は及ふべき限り其量目及び純分の相等しきを要すと雖も幾分の制限を定め其範圍に於て法定の重量及び純分を昇降することを公許するを例とせり而して斯の如く技術上の不完全を認めて許す所の差は之を稱して公差 Tolerance of the mint と云ひ成るべく其差を小ならしむる計畫を公差方策 *Hemedy* と云ふ

公差は其國の技術の進歩の程度に従て之を定めざる可からず技術の進歩したる國に於ては之を小にすべく若し大に過ぐる時は故意に公差を濫用するの弊生せざるを保せず又技術の進歩充分ならざる國に於ては之を大にせざるべからず同

とならば小に失する時は造幣の困難及び改造の手續甚だ多く畢竟損失を生ずべければなり

公差に二種あり每片公差及び大數公差是なり前者は每片の純分及び重量に對する公差にして後者は百枚又は千枚と云ふか如き大數に對して重量上の公差を許すものを云ふ後者は一の簡便法なりと雖も每片公差法を行はざる時は純分及び量目不足若くは過剰の貨幣發行せらるゝの虞あるを以て每片公差法にのみよるか若くは每片公差法と大數公差法とを併用するを可とす而して併用法による時は大數公差は每片公差の積數を以てせず遙かに其割合を小ならしむるを要す何とならば每片の貨幣は公差の範圍に於て或は重く或は輕きを以て其多數を捉へ之を秤量するときは彼是相補ふべきを以てなり

重量に關し每片公差法のみによる制と每片公差法と大數公差法とを併用する制とを比較するに前者に於ては公差を極めて小にするを要し造幣の困難改造の費用大なるの缺點あり後者にありては此缺點を避るとを得れども每片公差を細微ならしむる能はざるの事情あり然れども若し右二方法共に其每片公差を同一な

りとする時は併用法は素より毎片公差法のみを採る制に比し一層丁重なるものと謂はざるを得ず

貨幣の含有する金屬の純分及び重量を正確にするには公差を嚴重にし且つ磨損貨幣の改造に努むべきや勿論なりと雖も注意深き國に於ては尙ほ之に加ふるに毎年造幣大試験なるものを以てし毎日製造の貨幣中より供試貨幣を擇みて保存し造幣試験官若くは同委員に於て嚴密に其純分及び量目を試験し以て造幣を監視するを恒例とせり

第二 形状及び重量の取扱に便利なると 貨幣は日常頻繁に受授するものなるを以て其形状及び重量に注意するを要す方形六角形八角形等の貨幣は往時行はれしとありしか取扱上不便にして且つ磨損の憂大なるを以て宜しからず蓋し貨幣として最良の形状は扁平にして圓形なるものとす又大貨幣は個々の重量大なるか故に不便なると同時に剝削の憂多し然れとも極めて小なる貨幣も亦た取扱上不便なるを以て貨幣は形體重量共に大に過ぎす小に失せざるを要するなり

第三 贗造偽造變造及模造を防ぐと 前に述べしか如く貨幣の第一義は其純分

及び重量の正確なるに在り去れば之か贗造偽造變造及び模造を防ぐの必要あるや論を俟たず古來貨幣の贗造若くは剝削罪に座して處刑せられし者其數擧げて數ふへからず蓋し如何なる嚴刑を施すも此種の罪惡は全然之を芟除すること能はざるものゝ如しロージャースルーデング氏曰く貨幣に關する罪惡を防かんと欲せば其犯罪者を處罰するに努めんよりは寧ろ犯罪し得られざる精巧なる貨幣を發行するに如かすと(Annals of the Coinage of Great Britain)是に於て乎技術上此目的を達せんか爲め左の如き方法を採るの要あり

一 貨幣の實質を堅くし複雑せる大機械を用ゆるに非ざるよりは製造し得ざる様にする

二 型鑄法を以てする時は如何なる貨幣と雖も贗造し能はずと云ふことなきを以て必ず機械打壓法により製造すること

三 意匠に注意し贗造偽造若しくは模造を爲す者に出來得る丈不便を感せしむる様計畫すると

四 金銀銅貨幣の形状及び意匠を異にし改描變造し難き様にする

第四 剽削を防ぐに足ると 完全なる貨幣を流通せしめんと欲せば亦剽削を防ぐに足るべき手段を講ずるの要あり貨幣大形なる時は鑿を以て小孔を穿ち剽削を試み後之を搥打して其奸行を隠匿し或は貨幣を薄く二面に挽き割り其内部を盗削して鉛の如き比重の大なる金屬を其空所に補填し兩面を合せて巧みに外容を飾り又或は二個の貨幣を把り其一個は表面より削取して薄く裏面を残し他の一個は之と反對に裏面を削りて表面を残し其残れる表裏二面の間に他の金屬を挿入し巧みに蠟付を爲し以て社會を瞞着するとあり米國の二十弗金貨は大に此類の奸手段に罹り遂に此種金貨幣の製造を停止せりと云ふ又同國に於ては此類の剽削を防かんか爲め大形金貨幣の厚身を減し又は皿形に爲さん杯の議ありとも聞く

上述の如き剽削を防かんと欲せば貨幣の形を小にして其厚身を薄くし同時に外縁に貨幣の面に直角の細線凹凸 (Milling) を施すか若くは佛國の五法銀貨英國のクラウン銀貨及び獨乙の二十馬克金貨の如く外縁に *Dieu protège la France Deous et Tutamen; Gott mit uns.* 等の文字を銘刻するを可とす

右に述べし奸手段の外尙ほ貨幣盜剽の手段として流汗法及び化學的剽取法の二惡計あり前者は貴金屬貨幣を小形の袋若くは筒に入れ之を振盪して磨擦せしめ其屑粉を盜取するものにして後者は貨幣重に銀貨を酸類に投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て引揚げ後其液を分析するものとす是等の手段にありては其剽削甚しからざる限りは其奸惡を發見すると極めて困難にして又之を防遏するに足るべき適切なる方策なきものゝ如し

第五 磨損を少なくすると 完全なる貨幣を流通せしめんと欲せば一方に於て磨損貨幣の改造に努むると同時に他方に於て成るべく磨損せざる貨幣を發行するを要す而して造幣の技術上磨損を防く方法としては左の四法を數ふるとを得

- 一 金質を堅硬にする爲め適當に合金を爲すと
- 二 貨幣の形狀は之を圓形とし成るべく小貨幣を作らす重量の割合に曝露せる面積を少なくすると
- 三 貨幣の周縁を貨面の意匠より少しく高くすると
- 四 意匠は平形式とし高き部分を少なくすると

第六 造幣費を節約すると 完全なる貨幣を製造するも之に要する造幣費鉅大なるか如きは策の得たるものにあらず而して造幣費節約に關して注意すべき事項は左の如し

- 一 流通上不便を感せざる限り又剽削防禦の要件に牴觸せざる限り成るべく價格の大なる貨幣を多く造ると
- 二 機械及び意匠型の製造及び改更に要する費用を節する爲め貨幣の磨損の憂甚しからざる限り貨幣の金質の堅硬に失せざる様にすると
- 三 貨幣の表裏に施す意匠に注意し強力機械を以て壓迫するも損傷貨幣を多く出さざる様にすると
- 四 公差を適度にして徒らに造幣費を膨脹せしめざると

第四節 造幣權

之を史に徴するに大古始て金屬成貨の行使せらるゝや其製造は箇人若くは種屬に於て爲せしものゝ如し波斯亞歷山及び羅馬帝國成るに及んで造幣權は始て帝王の專權に歸し特に亞歷山大帝の如きは造幣は帝室の天權なりと宣言するに至

りしも當時箇人にして造幣の特權を帝王より付與せられし者も尠からざりき中世の初め政權分裂し中央政府廢滅するや造幣權も亦再ひ分裂し寺院地方領主都市等何れも貨幣を製造し箇人の私造に係る貨幣亦多く流通したり降てシヤールマン帝の代に至り帝は克く造幣權を集收し貨幣の私造を嚴禁せしか帝の崩後幾何もなくして再ひ其特權を私人に分與するに至れり近世に於ても其初めは私造貨幣諸邦に行はれし事實に乏しからずジエボンス氏は英國に於て市民の私造に係る銅貨盛に流通せることを言明せり然れども品位量目の一定せざる各種の貨幣を併ひ用ゆるか如きは經濟進歩の著しき近世に於て到底其弊に堪へざるや勿論にして政府は造幣權を獨占し貨幣の統一と正實とを圖るへしとの説漸く勢力を得るに至りしは決して偶然にあらざるなり而して現今文明諸國は皆悉く造幣權を政府の獨占となし嘗て其私造を許すものあることなし

政府は造幣權を獨占すへしとは現今一般に承認せらるゝ説なれども造幣は之を民間に委ね自由に放任して可なるや將又政府自ら其任に膺り之を獨占すべきやの問題は一時學者の盛に論議せし所にしてハーバートスペンサー氏の如きは大

に民間造幣を主張したり曰く凡そ吾人は茶麴の如き日常消費物を購ふに當りては其品質最も優等にして價最も低廉なるものを供給する店舗に就てするや論を俟たず去れば貨幣も若し之か製造を民間に許し自由競争に放任する時は世人は皆其最も良好なるものを廉價に製造する者に就きて之か供給を仰ぐべく隨て市上粗惡なる貨幣は自然に淘汰せられ完全なる貨幣のみ流通するに至るへしと (Spencer, Social Statics, cited by Jevons in his Money and the Mechanism of Exchange, p. 64.)

皮相の見を以てすれば右スペンサー氏の説は個人的利己主義より推及せる當然の結論にして大に理あるか如く感せらるへし然れとも少しく考慮を旋らす時は忽ち其非なるを發見すへきなり惟ふにスペンサー氏か茶麴の如き日常の消費品と貨幣とを同視せるは根本に於て誤謬に陥りしものにして吾人は日常消費品を購ふに當りては必ず廉價にして優等なるものを供給する店舗を撰むへしと雖も直接に消費せず交換の媒介として其表面價格を以て流通すへき貨幣を購ふに當りては成るべく低廉にして數量多きものを供給する店舗を撰むへし又之を使用するに當りても同價を以て通用し得へきに於ては成るべく劣等のものを選み

て支拂に供すへきや必せり而して劣惡なる貨幣多く市上に流通し物價終に之に對して唱へらるゝに及ては良貨幣は地金として其價騰貴すへきを以て愈々之を以て支拂を爲す者なく其結果良好なる貨幣は終に全く跡を市場に絶つに至るへきや明白なりとす然則スペンサー氏の説はジェボンズ氏の曰ひしか如く全然グレシヤム氏の法則(次章に説明す)を無視したるものにして毫も採るに足らざる妄説なりと謂はざるを得ざるなり。

然りと雖も右スペンサー氏の説に對する駁論は貨幣に對する利己主義の作用より立論して民間造幣の有害なるを説明せしに止まり未だ以て造幣を以て政府の獨占到歸せしむる理由を盡せるものと云ふを得ず是に於て乎政府の獨占とすへき根本の理由を索むるの必要あり蓋し造幣を政府の獨占となすへき根本の理由は貨幣の本能と政府の職責との上に樹立するものにして其綱領を説述すれば左の如し

貨幣は交換の媒介として汎く各人の間に流通し各人は一々其純分量目を檢する
となく單なる交付によりて之を受授し又價格の比準として諸貨物の價格を表示

するの用に供せらるゝを以て其品質重量に關し絶對的信用を有するによりて始めて其本能を完ふし以て社會の交易を圓滑ならしめ經濟の進歩を促かすの效を奏するものとす而して政府は通商貿易をして故障なく發達せしめんか爲めに其職務として貨幣の如き重要なものに些かにても不確實なる分子を含ましめざる様努めざる可からず然るに造幣を民間に放任するときは前段に述べしか如き結果を生し大害を社會に及ぼすべきを以て造幣は須らく政府の獨占となさざる可からざるなり加之ならず造幣を民間に委ね劣惡なる貨幣發行せらるゝ時は實に害を社會一般に與ふるのみならず特に無辜の貧民を害するの結果を來すべきを以て社會政策上より見るも造幣を以て政府の獨占に歸せしむるを正當となすなりラフリン氏は政府の造幣を獨占する必要に就て左の如く論せり

貨幣の一般公衆の便宜の爲めに要せられ社會の利益に關して注意謹慎を要する點に於て生命財産の保護と同一視すべきものたるの事實は貨幣の量目及品位を完全に表示すべき責任を政府に歸せしむる理由となすを得へし通商貿易をして故障なく行はれしめんか爲め國家は平和の維持と同しく貨幣の確實を

維持するに努めざる可からず隨て私人に與ふるに最も正確を要する機關の運用に不確實の分子を導くの自由を以てすへからず若し夫れ多數の私造貨幣の流通を許さんか公衆の中何れか完全なる貨幣なるやを知るを得ざる者あり交換の都度貨幣の品位量目の檢定を必要とし其正確なるを表示する貨幣の目的を破るに至るへし云々 (Laughlin, Principles of Money, ch. II, p 30-31)

以上は政府の造幣を獨占すべき根本の理由なり而して政府か造幣を獨占するより生ずる利益亦尠なしとせず今其主要なるものを擧ぐれば第一貨幣の品位量目を正確にし又様式を統一し流通の圓滑安全を維持し得ると第二貨幣の製造發行に關し種々の經驗を積み造幣術の進歩を來すべきと第三個人か各別に造幣を爲すに比し大に造幣費を節約し得べきと第四必要に應じ發行額に制限を加へ故らに輕量の貨幣を造り以て流通上の便宜を計り得ると第五貨幣に法貨たる效力を付與し其流通を進捗せしむるを得ると等是なり

政府か造幣權を獨占する時は其獨占權の行使に必要とする手段を採るの要なるや勿論なり而して其手段の重なるものは第一私人の造幣を嚴禁し同時に貨幣の價

造偽造變造及び模造を豫防するの策を講し之に關する制裁を設くると第二貨幣の製造及び流通に關する規定を制定すると第三外國貨幣の流通を阻止すると等はなり是等は造幣上の統治權と稱せらるゝものにして斯る公權を行ふによりて造幣の獨占始めて完きを得へきなり

第五節 自由造幣と制限造幣

夫れ造幣は之を民間の自由に放任すへからず必ずや之を政府の獨占として造幣局を設けて之に膺らしめざる可からず然り而して政府が造幣の任に膺るに際し採るべき主義二あり曰く自由造幣 Free Coinage 曰く制限造幣 Limited Coinage 是なり此二主義の必要に就ては之を次章に譲ると雖も茲に講述の便宜上其如何なるを意味するやに就て少しく説明し置くを要す

自由造幣とは人民の依頼に應し政府は何程の巨額にても貨幣を製造し敢て其額を制限せざるを云ふ現今我邦に於て人民金塊を造幣局に致し金貨の製造を依頼すれば造幣局は必ず之に應するか如き是なり之に反して制限造幣とは貨幣の製造高に制限を置き人民の望みに應して製造せざるを云ふ我邦に於て銀白銅及び

青銅貨の製造は政府隨意に之を行ひ人民の依頼に應せざるか如き是なり

第六節 造幣料

自由造幣に於て造幣依頼者より造幣の實費 *Seigniorage* (シパリエー氏の説に據れば造幣の實費を徴する時は之を *Prassage* と云ひ利益を獲んが爲め徴する時は之を *Seignorage* と云ふ) を徴収する制と一切之を徴せず造幣費を國庫負擔となすとの二制あり其利害得失如何

造幣料を依頼者より徴収すへしと主張する者は曰く

- 一 正貨は特別の用を達し地金に比し其用役一層大なり隨て地金よりも其價大ならざるを得す加之造幣上多少費用を要せしを以て鐵軌か生鐵より高價なると同一の理由により其價高からざる可からず
- 二 造幣料を徴せざる時は動もすれば正貨の輸出鎔解行はれ國家は之か爲め必要な費用を負擔せざるを得す貨幣は元來流通用に供する爲め造られたるものなれば造幣料を課し其丈其價を高め之か鎔解輸出を防遏するは素より正當の處置なり

- 三 造幣料を徴せざる時は金銀商は私利の爲め動もすれば之を外國に輸出し若くは鎔解して地金となすべし然る時は國民一般に賦課したる租税を投して少數金銀商の私利を増長するの結果を見ん是れ不條理の極と謂はざる可からず
- 四 造幣料を徴するの利益は常に上述せし所に止まらず又造幣料として徴收したる地金を貯へ置き之を以て磨損貨幣改造の資となすを得べし然るに若し一切造幣料を徴せざる時は國民は更に改造費を負擔せざるを得ざるなり之に反して造幣費は一切國庫支辨となすべしと主張する論者は曰く
- 一 凡そ貨幣は世の需要に應じて伸縮自在にして所謂弾力性を有するを尙ふ貨幣の價常に地金と等しき時は國際貴金屬の分配をして圓滑に行はれしめ又國內に於ける貴金屬需要の進退に應せしむるを得べし是れ經濟上望ましきこと自然るに造幣料を徴する時は貨幣の價は常に地金より造幣料丈高からざるを得ざるか故に充分に如上の目的を達すると能はず隨て人爲を以て物價の平準を失はしめ産業に害を與ふるの虞あり
- 二 論者は造幣依頼人より造幣料を徴せざる時は少數金銀商の私利の爲め國民

一般の負擔を増すと論すれども是れ無稽の論のみ元來貨幣は人民一般に使用するものなるか故に其實際所要の額を製造するは公共の利益の爲め必要なるも恰かも良好なる司法行政の制を立つると一般なり其費用を國民全般に課する素より當然のとのみ

- 三 依頼者より造幣料を徴せざる時は貨幣は地金と等しきものなるか故に多くは鎔解せらるゝとなくして原形の儘外國に送付せられ後幾何もなくして爲換の模様により再び回歸するとなさば去れば貨幣の輸出毎に造幣料を損するに限らざるなり加之其額面の價を以て外國市場に承認せられ多少流通し得べきに於ては外國に自國の商業を廣告するの利益あり
- 四 論者は造幣料を蓄へて磨損貨幣の改造に資するを以て良策なりと云ふと雖も故らに經濟上不利なる貨幣を用ゐて斯る費用を節するの必要ありと謂ふを得ず況や貨幣の磨損は國民一般の貨幣を使用したる結果なれば之か改善に對して國民が其費用を負擔すると當然なるに於てをや

以上列擧せる所は造幣料を徴するの可否に就き兩極論者の論據とする所なり而

して其何れか可なるやは實際上種々の事情を斟酌して決定すべきものにして遽かに断定するを許さずと雖も此問題は近來文明國に於ける信用發達の結果として起れる夫の貨幣職分の分擔と共に漸く其緊要の度を失ふに至れり蓋し現今に於ては内國の支拂には主として兌換券若くは小切手を用ゐる外國への支拂には地金を以てするを得べきを以て自由造幣の目的物たる本位貨幣本位貨幣の何たるは次章に説明すへしの製造の如きは比較的重要なならざるに至れり隨て其造幣料を如何にすべきやの問題は實際上左程重きをなさざるなり

第七節 磨損貨幣の改造

凡そ貨幣は永く流通する時は自ら磨損して大に其重量を減す而して重量の減少せる輕貨幣大に増加する時は終に物價の騰貴を來し或は貨幣の信用地に墜ち受授の際一々秤量するの煩勞を要するに至る是を以て政府は貨幣法に於て貨幣の流通最輕量なるものを定め其制限以下に低減したる磨損貨幣の改造に努めざる可からずジエボンス氏は英國に於ける一磅金貨幣の磨損を研究して貨幣の磨損時期は其流通の度數によりて差あり又其發行の際既に公差の範圍内に於て輕重

あるを以て素より算定し得べきものに非されとも平均十八年にして著しく磨損し其法定流通最輕量を超ゆるに至るべきとを發見せりと曰へり (Jevons, *Investigations in Currency and Finance*, Foxwell's edition, IX, 5, pp. 284-5)

改造の爲め磨損せる貨幣を引上ぐる方法の重なるもの二あり平準引換法及び割引引換法是なり前者は政府が流通最輕量以下に磨損せる貨幣を引上るに際し其代りとして無料にて完全なる新貨幣を與へ毫も割引を爲し若くは打歩を徴せざるを云ひ後者は磨損の割合に應じて割引を爲し其磨損貨幣の重量に相當する新貨幣を與ふるを云ふ

今割引引換法并に平準引換法の利害得失を按するに平準引換法こそ策の得たるものにして割引引換法に至りては寧ろ弊害あるものなるを發見す何とならば割引引換法にありては貨幣の最後の所持人をして獨り損失を負擔せしむるか故に各人は損失を恐れ敢て磨損貨幣を官廳銀行等に持參せず隨て磨損貨幣は永く市場に流通し貨幣改善の目的を達すると能はざるへし蓋し貨幣は社會各人の間に輾轉するものなるを以て其磨損たるや多人數の關係せる所なり然るに其最後の

所持人をして獨り其損失を負擔せむるか如きは決して公平なる處置と云ふを得ず隨て何人も斯る損失を避けんとに務むるは素より其所なりとす然るに平準引換法にありては國民一般をして貨幣磨損の損失を負はしむるか故に毫も不公平なく磨損貨幣の所持人は喜んで之か引換を請求すべく其結果完全なる貨幣のみ市上に流通するに至るへければなりヘルフェリッヒ氏は曰く貨幣法に流通最輕量を規定し其制限以下に低減したる磨損貨幣に法貨たるの資格を失はしむるは此種の貨幣の流通を杜絶する良策にして又國家か流通最輕量以下に減したる磨損貨幣を其表面價格にて收受し其代りに完全なる貨幣を與ふるは磨損より生ずる損失を最も公平に分配するものなりと(Helferich, Das Geld, S. 54) 然りと雖も茲に一の反對説を提起する者あり曰く平準引換法による時は何人とも磨損せる貨幣を差出せは直ちに完全なる貨幣と引換らるゝか故に奸惡の徒は必ず流汗法其他の剽削手段を用ゐる貨幣を自然に磨損せるものゝ如くに作り爲し以て新貨幣と引換へ奇利を營むに至らん斯の如くなる時は恰も盜に賞を與ふるか如きものあらんと然れとも此反對説は實際に於て餘り重きを爲すものにあ

らすして平準引換法を非認するに足らざるのみならず却て其效力を承認するものと謂はざるを得す何とならば斯る奸惡は磨損せる劣惡の貨幣夥しく流通する場合に多く行はれ得へき所にして若し平準引換法を行ひ完全なる貨幣のみ市上に流通するに於ては之を爲すと愈々困難を加ふへければなり

平準引換法の割引引換法に優る理由上述せしか如し英國に於ては往時割引引換法を探りしか其結果として磨損貨幣の引換を請求する者至て少なく輕貨は常に市上に流通し剽削亦隨て多く行はれしかは千八百七十年法律を以て貨幣の流通最輕量を定め其制限以下の貨幣は人民相互に於て之を受取るの義務なしとし以て貨幣の益々劣惡となるを防ぎ且つ其制限以下に減せる輕貨幣の引上に努めしか充分に其效を奏すると能はさりしを以て千八百九十年に至り終に割引引換法を廢止し平準引換法を採用したり爾來貨幣の改善大に行はれ現今に於ては輕貨幣は殆ど跡を市上に絶つに至れりと云ふ

參考書

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. VII.
Langhlin, Principles of Money, ch. II.

- Scott, Money and Banking, ch. V.
Kinley, Money, ch. III.
Walker, Money, chs. IX, X, and XI
Nicholson, Money and Monetary Problems, Pt. I, ch. III.
White, Money and Banking, 2 ed., ch. II.
Ridgeway, Origin of Metallic Currency and Weight Standards.
Martin, Soignements and Mint Charges.
Seyd, The Question of Seigniorage and the Charge for Coining.
Lexis, "Münzwesen" (Handwörterbuch der Staatswissenschaften)
Helfferich, Das Geld, I Buch, I Abschnitt, I, Kapitel und 2 Kapitel.
Nasse, Das Geld und Münzwesen, VI.
Knies, Das Geld, 2 Aufl., 192-210
田尻稻次郎氏財政と金融第八版第八編第一章第四節乃至第八節
加江路一氏最新貨幣論第二章

第七章 金屬貨幣の流通

第一節 價格の單位——第二節 本位貨幣と補助貨幣——第三節 名目貨幣と地金貨幣——第四節 法貨——第五節 クレシヤム氏法則——參考書

第一節 價格の單位

價格の單位とは重量又は容積に準據して定められたる或物質の一定の分量より成るものにして凡て物の價格を表示するに用ゆる單位を云ふ而して價格の單位は始めて之を設定するに中りては必しも其物質の種類及び分量に付準據すべき規矩準繩あるとなく適宜之を定むるとを得へしと雖も一度確定したる以上は世人之に慣るゝに至るを云て漫りに變更すへからざるなり

價格の單位は之を成貨 Coins 及び慣行價格表示單位 Money of account と同視すへからず價格の單位は必しも之に符合すべき成貨の存在を要せず成貨として或は大に過ぎ或は小に失するとあるを以て感貨は價格の單位の何倍若くは何割に相當する様にすれば足れり例へば我邦に於て價格の單位は一圓なれとも實際一圓の感貨なく金貨は五圓十圓二十圓の三種銀貨は五十錢二十錢十錢の三種白銅貨は

五錢の一種青銅貨は一錢及び五厘の二種なるか如し又價格の單位は慣行單位と符合するを要せざるなり例へは英國のギニー及び我銀匁貫文の如きは毫も價格の單位たる磅及び圓と符合せざるか如し

慣行單位と成貨とは亦必しも相符合せざるなり英國に於てギニーの名稱を以て價を表示するとあるもギニー(二十一志)の成貨なく又我邦に於て茶砂糖等の取引は往々銀匁を以て其價を立つるにも拘らず斯る成貨實際存在せざるか如きはなり

由是觀之價格の單位成貨及び慣行單位の三者は種々の事情の爲めに必しも合致するに限らず或は二者合致し一は分離し或は三者盡く分離し若くは全く合致するとあるへきなり蓋し貨幣制度を改革する場合の如きにありては其分離は往々にして免る能はざる所とす例へは我邦に於て明治四年新に圓を以て價格の單位となせしと同時に慣行單位は價格の單位と分離し又明治三十年金貨單位制を確立せし以前に於ては價格の單位に該當する成貨ありしか同制度確立の後には成貨價格の單位及び慣行單位の三者は全く分離せしか如し

價格の單位の沿革は頗る複雑し到底茲に詳述するを得すと雖も今重なる文明國に於ける沿革を略叙すれば其最も古きもの之を英國の磅とす蓋し磅は遠く索遜時代に於て既に價格の單位をなせしものにして其初に當りては一封度の銀を意味せしか數百年の後漸く其重量を減し僅々數匁のものとなれり而して成貨の磅と稱せらるゝものゝ出てしは輓近の之に屬し千八百十六年英國に於ける幣制改革は終に金貨單位制を確立せり是れ現行の制なりとす

佛國に於ては千七百九十五年現今のフランクを單位として採用せしまたは英國と同制なりき即ち磅志片の代りに佛稱リール、ヌウ及びデミールを用ゐたり而して當時佛國に於ても亦英國に於けるか如く單位の含有すへき銀の量目は漸次多大の減少を見たりと云ふ

獨逸に於ても亦古へはブント、シルリング、グエニツヒの名稱を以て英國の古制と同一の制を用ゐたりしが中世自由市及び獨逸諸州に於て種々の異制を採るに及んで同國に於ける價格の單位は一時全く混亂したりき而して現制の馬克單位を確定し再び一定の單位を得しは實に千八百七十三年のとなりき

米國に於ては殖民地の時代より弗を以て價格の單位となしたり然れとも合衆國幣制の確立せらるゝに至りし以前に於ては弗は西班牙弗を意味せしものなりき千七百九十二年同國の幣制確立するや金銀二貨を以て之を規定し其法定比價を一と十五と定めたり而して當初金弗の含有量は二十四グレイン四分三なりしか千八百三十四年に至り減して二十三グレイン二二と改正したり是れ現今の制なり

我邦に於ては足利氏の頃銅錢の文(忽)を以て價格の單位とし金塊若くは砂金は兩(當時四匁三分を一兩と定む)を以て算へ織田信長始て十兩大判金を製し爾來徳川幕府時代を通して明治の初めまで兩を以て價格の單位とせしか明治四年五月新貨條例を發布し圓を以て價格の單位と定めたり而して當初本位貨幣は金貨にして品位は金九銅一重量は金量二十五グレイン七二内純金二十三グレイン一五なりしか明治十一年五月に至り從來貿易上の便宜の爲め開港場を限り通用を許せし一圓貿易銀を一般の流通に用ゆるを許し無制限に公私の取引上に授受せしめしかは我邦の幣制は茲に表面は金單本位なれども實際上金銀兩本位となれり

而して一圓銀貨の品位は銀九銅一にして重量は四百十六グレインあり其金に對する比價は其百圓を以て本位金貨百圓に交換せらるべき制なりしを以て一と十六・一七の比例なりき然るに爾來銀價の下落と共に我邦の幣制は事實上純然たる銀單本位制と化し明治三十年幣制を改革し金單本位制を採るに至るまで此制度を維持したり明治三十年の新貨幣法は純金量目二分を以て價格の單位とし之を圓と稱すと規定し五圓十圓二十圓の三種の金貨を製造し其品位を純金九百分參和銅一百分となせり是れ即ち現行の制なり

價格の單位を標準として物の價を算定する方法之を勘定法と云ふ勘定法に二種あり英國法及び十進一位法是なり前者は中世歐洲到る處に行はれ現今英國に於て尙採用せらるゝ法にして後者は現今英國を除き諸國一般に行はるゝ法なり英國法に於ては單位は磅にして其二十分の一をシルリングと云ひ一志の十二分の一を一ペニーと呼ひ一片の四分の一をクォーシングと云ふ故に $£1 = 20s = 240d$ 11960 farthings なり往時我邦に於て兩を單位とせし時代の勘定法(元祿以降亦其類雜なると英國法に類せり即ち一兩の四分一を一分とし一分の四分一を一朱とな

せり

十進法に於ては其計算甚だ簡短なり米國に於ては弗を單位とし其百分一を一仙と云ひ獨逸に於ては馬克を單位とし其百分一を一ブエニツヒと云ひ佛國に於ては法を單位とし其百分一を一サンチームと云ひ清國に於ては兩を單位とし其十分一を一錢又は一匁と云ひ一錢の十分一を一分と云ひ一分の十分一を一厘と云ひ其他以太利の Lira 澳地利の Krone (Florin) 露西亞の Ruble 及び我邦の圓は皆單位にして各其百分一を Centesimo, Heller (Kreutzer), Kopek 及び錢と云ふ

第二節 本位貨幣と補助貨幣

種々の金屬を以て成る貨幣同時に同一の資格を以て流通する時は市場に於ける各種地金の價格の變動により絶へず其比價を異にし物價表示の統一を缺き不便尠なからざるを以て或一種若くは二種の貴金屬を擇み以て價格の單位を定め其金屬を以て造れる貨幣を基準貨幣となし之によりて物價を表示するを便とす然れとも斯る貴重なる貨幣のみによる時は日常小額の支拂に不便を感すべきを以て其不便を補はんか爲め他の劣等なる金屬を以て廉價なる貨幣を作り其資格を

制限し基準貨幣に對して其割合を律定し以て流通用に供するの要あり是に於て乎金屬貨幣に本位貨幣 Standard Coins 及び補助貨幣 Subsidiary Coins の二別を生ず本位貨幣とは價格の單位を爲す金屬を以て製造せる成貨にして其名目價格をして其含有せる地金の價格と一致せしむるを原則とし以て各種貨幣の基準たらしむるものを云ふ然れとも價格の單位を二種以上の金屬を以て規定し二種以上の異なりたる金屬を以て成る本位貨幣存在する時は往々にして此原則に違反するものを生ずるとあり即ち各本位貨幣の法定比價と市場比價と相符合する間は論なきも若し市場比價變動して法定比價と隔離するに至るときは本位貨幣中其名目價格と地金價格と一致せざるものを生し其際若し人爲的に下落せる金屬を以て成るもの、供給を大に制限するときは各種の本位貨幣は相并て流通し下落せる金屬より成るもの、名目價格は最早其地金價格と一致すると能はざるに至るものとす

補助貨幣は小額の支拂の用に供し以て本位貨幣の不便を補はんか爲め發行せらるゝものなるか故に其供給常に需要に適合し充分に其目的を達する様計畫せら

れざる可からず是に於て乎補助貨幣は左の三要件を具備せんとを要す

一、補助貨幣として用ゆる所の金屬は本位貨幣の材料たる金屬に比し廉價なるものたるを要す

二、補助貨幣は其名目價格をして地金の價格より遙に高からしむるを尙ふ而して其目的を達せんには品質を劣惡にし若しくは量目を減し又は純分量目共に之を減するの三法あり

三、補助貨幣は其發行せられたる目的即ち小額の支拂に供するの目的を達するに止め本位貨幣の用を蠶食するを許さず即ち其自山造幣を禁ずると同時に其民間一口の支拂に用ゐ得へき最高額を制限するを要す

以上三要件中第一は小額の支拂に用ゆる貨幣をして適當の重量と形狀とを有せしめ以て取扱に便ならしめんか爲めなり銀貨白銅貨青銅貨の如きは金額に應し皆適切なる補助貨たるを得へし第二の要件は輕便にして授受に便なる貨幣を得ると同時に補助貨の分量をして市場の需要に適應せしめんか爲めなり即ち若し補助貨の名目價格と其地金價格とを一致せしめ法律を以て本位貨幣との比例を

律するに於ては常に輕便にして取扱易き貨幣を得る能はさるのみならず補助貨の地金の市價騰貴するときは忽ち鎔解せられ或は外國に輸出せられ常に適當の分量を流通せしむる能はず其不便大なるへきや明かなる米國に於ては千八百五十三年まで大小銀貨の名目價格の比例を其地金の價格の比例に一致せしめしかは前世紀の中頃カリホルニヤ及び濠地利の金坑發見せられ金價下落せしと同時に大小銀貨大に外國に流出し國內小取引上多大の不便を感じたるとあり又佛蘭西白耳義瑞西の諸國も羅旬貨幣同盟成立以前に同様のとを経験せりと云ふ第三の要件に至つては其必要最も大なるものにして稍詳しく説明せざる可からず若夫れ補助貨の自由造幣を許さん乎元來補助貨の名目價格は其地金價格より遙に大なるを以て各人争ふて之か製造を造幣局に依頼し本位貨幣は忽ちにして跡を市場に絶つに至らん是れグレンシャム氏法則の然らしむる所とす故を以て補助貨の製造は政府の勘定を以てするを原則とし其發行を制限せざる可からず補助貨の製造を政府の勘定となすとは政府に於て之か地金を買入れ造幣局に命じて製造せしめ其發行より生ずる利益を國庫の收入となすの謂なり蓋し斯る利益

は私人をして壟斷せしむ可からず須らく之を國庫に收め以て國用に資するを以て最も公平なる分配法となすなり、
又補助貨一口の支拂最高額を法律を以て制限せざる時は巨額の支拂に之を用ゆる者出て補助貨の需要を膨脹せしめ本位貨幣の用を迫害するの虞あるを以て其制限を置くは誠に至當の處置と謂はざる可からず若し斯る制限なきに於ては補助貨の用は其由て造られたる目的以外に馳するに至らん
然りと雖も補助貨支拂高の制限なるものは民間取引上に於ける制限にして租税其他の公納に適用すべき限りにあらざるなり蓋し公私一般に此制限を適用するに於ては補助貨過剰の際之か無手数料引換の規定なくんは其弊を避くるの途なかるへし

補助貨の具ふべき要件大率上述の如し然り而して補助貨は其流通高に過不及なく克く市場の需要に應じて伸縮するを尙ふを以て國家は補助貨政策として其製造する所の補助貨に右三要件を具へしむるを努むると共に尙ほ其濫發を防ぎ缺乏を醫するの方策を講せざる可からず是に於て乎補助貨流通方策なるもの、

要あり而して其方策に三あり第一政府に一任する方策第二法律を以て發行額を制限する方策第三請求に應じて本位貨幣と引換ふる方策是なり以下右三法の優劣を比較せん

第一の方策は政府當局者をして補助貨の流通額を定めしめ常に市場の情況に注意して其發行回收を爲さしめ以て過不足なからしめんとを期するものなり此方策による時は政府當局者は自ら進んで補助貨流通の情況を調査すると同時に中央銀行其他をして其過不及を報告せしめ以て自己觀察の足らざる所を補ひ臨機應變以て其宜しきを制するを得へきも若し政府當局にして觀察を誤る時は補助貨をして市場の需要に應じて伸縮せしむると能はず或は其缺乏を感じ打歩を生し或は其過剰を來し割引を以て受授せらるゝ等の弊なきを保せず隨て此方策は萬全なるものと謂ふを得ざるなり

第二の方策は人口其他を標準として法律を以て補助貨の發行額を定むるものなり此方策は貨幣制度を改革し從來の本位貨幣を改造して補助貨となす時若くは數國間に貨幣同盟を締結し其同盟國中或者か補助貨を濫發するに於ては全體の

幣制を紊亂するの虞ある時等に採用せらるゝものにして主として補助貨濫發の弊を防ぐに在りと雖も元來補助貨の需要は經濟社會に於ける一般の情況によりて大小あり又季節及び地方によりて異同あるべきを以て斯る標準を以て過不及なからしむるか如きは頗る難く時としては其制限却て補助貨の伸縮を妨ぐるの恐ありとす隨て止むを得ざる場合の外採るべき方策にあらずして若し此方策を採らざるを得ざる時は第一若くは第三の方策を併用して其缺點を補ふを可とす第三の方策は國庫に於て本位貨幣と補助貨とを請求に應じて無手数料にて引換ふべき義務を負ふものにして本位貨幣を持參して補助貨を請求する者には補助貨を與へ之に反して補助貨を持參して本位貨幣を請求する者には本位貨幣を交付するものなり此方策に依る時は補助貨一旦過剰を告げ割引を以て市場に流通する時は忽ち之を持參して本位貨幣と引換を請求する者出で又市場に補助貨の不足を告ぐる時は直ちに本位貨幣を國庫に致して補助貨を請求する者あるべきを以て補助貨は常に市場の需要に應じて伸縮し過不及なきを得へし故に補助貨流通方策としては此方策を以て最良となすなり國庫が補助貨を持參して本位を

請求する者に無手数料を以て引換に應ずる時は其都度國庫の損失を來すと雖も國庫は補助貨を發行する際既に補助貨の地金價格と本位貨幣の價格との差を收得せるを以て畢竟預りたるものを返却すると同様にして之か爲め新たに損失を被るものにあらざるなり

補助貨の流通に關する方策上述の如し而して現今文明諸國は右三方策中何れか其一を採るか若くは二法を併用し又は之を折衷して採用するを例とせり英國及び我邦は第一法を採り羅甸貨幣同盟諸國獨逸及び米國は第二法と第三法とを併用し和蘭陀は或制限を置き其範圍に於て第三法を採れり以下順次是等諸國に於ける方策の大略を説述せん

我邦に於ては補助貨の供給及び回收のことは一に之を大藏大臣に委ね其流通總額及び引揚に關し何等の規定を設けざるなり而して大藏大臣は市場の情況を觀察し年々補助貨製造豫算なるものを作り造幣局に令達して補助貨を造らしめ之を中央金庫に送付し更に本金庫支金庫に配付し以て補助貨以外の通貨を以て補助貨と交換を請求する者には需に應じて無手数料を以て補助貨を供給せしめ又

補助貨の回収に付ては收税吏をして租税其他の公納に無制限に之を受領せしむると同時に日本銀行をして銀行者より補助貨を持参する時は無手数料にて之に對して兌換券を引換へ交付せしめ以て補助貨過剰の弊なからしめんとを期せり然れども我邦の制にありては補助貨の供給及び回収は總て大藏大臣に一任し之に關し何等法律上の規定なきを以て右に述へし所は只現今實行しつゝある所を叙述せしに止まり確定せる制度にあらざるなり

英國に於ても亦補助貨の供給に關して何等法律上の規定なく全く之を大藏省及造幣局に一任せり然れども實際に於ては補助貨の供給及び回収は英蘭銀行の取扱ふ所にして英蘭銀行は中央銀行として又政府の出納を掌る銀行として常に克く補助貨の状況を觀察し其伸縮の任を盡せり即ち補助貨缺乏せりと思惟する時は之を造幣局に通告し其製造を促かし以て倫敦及び地方の銀行の請求に應じて之を供給し又補助貨過剰を告ぐる時は是等諸銀行の依頼に應じて本支店に於て何時にても之を收受す而して英蘭銀行は其本支店に於て補助貨を受入れたる時は其都度少許の手數料を徴すと雖も其代り自ら運送費を負擔し又磨損貨の撰擇

及び改造の手續を爲せり

羅甸同盟諸國に於ては千八百六十五年に締結せる同盟條約を以て二法一法五十五サンチーム及び二十サンチームの銀貨の流通額は各國人口一人に付六法とし更に千八百九十七年十月の條約を以て一法を増加し其制限を七法と改正せり蓋し羅甸同盟諸國に於ては同盟條約に依り各國互に貨幣の品位量目を協定するも若し同盟國中に補助貨を濫發するものあり其供給を過大ならしむるときは自然同盟諸國一般の幣制を紊るの虞あるを以て特に人口を標準として斯る制限を約定したるものなるへし然而して羅甸同盟諸國に於ては補助貨過剰の弊を防かんか爲め更に各同盟國政府は各政府の國庫にて收受する補助貨の法定制限を民間制限の二倍とし且つ個人及び他國の國庫より百法を下らざる金額を以て自國の發行に係る補助貨を提供せられたる時は無制限に之を收受し本位貨幣を以て其引換に應ずへしと締約せり

獨逸に於ては千八百七十三年の貨幣法にて補助銀貨の總額は人口一人に付十馬克白銅貨并に銅貨は同じく二馬克半を上るを得すとし千八百九十九年の改正規

定に依て銀貨の制限を十五馬克に引下げたり而して獨逸に於ては同貨幣法に補助銀貨二百馬克以上又白銅貨五十馬克以上を國庫に差出す者あるときは國庫は之に對して本位貨幣を交付すへしと規定せり

米國に於ては羅甸同盟諸國及び獨逸の如く人口を標準とし補助貨の總額と律せずと雖も法律を以て其總額を制限し千八百七十五年六月十四日及び翌年四月十六日の法令にて當時流通せし一弗以下の小紙幣の流通額を標準とし約四千二百萬弗と規定し後屢々其制限を擴張せり千八百七十九年の條例を以て補助銀貨を二十弗以上國庫に持參する者には國庫は之れに對して本位貨幣其他の無限法貨 Lawful money を交付し又同額以上の無限法貨を國庫に差出す者には補助貨を交付すへしと規定せり

和蘭陀に於ては政府より補助貨の伸縮を委ねられたる中央銀行は銀貨を持參する者に對して必ず金貨を交付すへしと明約せずと雖も若し海外支拂の爲め金貨を要し銀貨を持參する者あるに於ては直ちに金貨を引換へ交付すへしと宣言せり

第三節 名目貨幣と地金貨幣

實價より高き名目價格を以て流通する貨幣之を名目貨幣 Token Money と云ひ地金の實價を以て流通する貨幣之を地金貨幣 Metallic Money と稱す前節に述べたる補助貨幣は名目貨幣の適例にして本位貨幣は地金貨幣の適例なりとす然れども名目貨幣必しも補助貨幣に限らず本位貨幣亦必しも地金貨幣に非ざるなり故に本位貨幣及び補助貨幣の區別の外尙ほ此區別を要す

名目貨幣發生の原因を尋ねるに茲に四あるとを發見す即ち左の如し

一、初より名目貨幣を造る目的を以て造幣をなす場合、前節に述べたる補助貨幣は即ち此場合に生ずる名目貨幣なり造幣料を徴する場合に於ける本位貨幣も亦嚴格に謂へば一種の名目貨幣にして此種に屬す

二、本位貨幣の發行を制限する場合、本位貨幣は元來地金貨幣として發行せらるゝものなるか故に自由造幣にして改造を怠らざるときは其名目價格は常に地金の價格と一致すへきも若し發行に制限を置き其流通額需要に及ばざるときは其價自然に騰貴し地金の價に比し遙かに大なる價格を以て流通するに至るへし

三、本位貨幣の一部磨損せる場合、本位貨幣の改造を怠り磨損せる輕貨幣を生し完全なる貨幣と併ひ行はるゝ時は其磨損貨幣の流通價格は其地金の實價より大ならざるを得ざるなり然れども磨損貨幣の額非常に大にして貨幣に對する需要の全部を充たすに足る時は物價は其に對して定まり磨損貨幣は最早名目貨幣たるを得ざるに至るへし斯る場合に於ては完全なる貨幣は地金として用ゆる方利益多きに至るを以て跡を流通社會に絶つべきなり

四、二種以上の本位貨幣あり其法定比價と市場比價と符合せざるに至りし場合此場合に於て名目貨幣となるものは下落したる金屬より成る貨幣なり然れども自由造幣の制制なる時若くは造幣に制限あるも其流通額非常に多くして且つ他の下落せざる金屬を以て成る本位貨幣と引換へらるべき設備なき時は下落せざる金屬より成る本位貨幣は終に跡を市場に絶ち其下落せる金屬を以て成る貨幣のみ殘留し物價は其に對して評定せらるべきを以て其貨幣は最早名目貨幣たると能はざるに至るものとす現今米國及び佛國に於ける一弗及び五法の銀貨は本位貨幣なれども其製造に制限あり佛國は千八百七十八年以來五法銀貨の製造を停

止し米國は千八百九十三年購銀條件を廢棄し一弗銀貨の無限膨脹を阻止したり其流通額亦過大ならず加ふるに政府若くは銀行に於て何時にても金額に制限なく之を收受し且つ直接又は間接に金貨と引換へらるべきと疑なきを以て依然として名目貨幣として存せり

第四節 法貨

貨幣に法貨 Legal tender と法貨に非ざるものとの二種あり法貨とは國家か法律を以て債務の辨濟に之を提供せは完全に其辨濟を結了するものなりと宣言したる貨幣を云ふ故に債務者か法貨を以て債務の支拂に供する時は債權者は之を受取らざるを得ずして若し之を拒みたるときは爲めに生ずる損害の責に任せざる可からず

按するに法貨制定の起因は考慮の結果にあらず太古或金屬か重量を以て貨幣として受授せらるゝや政府は流通の便を計り之を均一の小片となし各片に重量及び品位を銘記して發行し人民其名稱を以て契約をなせば政府其支拂を強制したるを以て法貨の嚆矢とす故に法貨と政府造幣とは其起因を等ふすと云ひ得べき

歟羅馬法に於ては債權者は債務者か政府の發行せし貨幣を以て其債務の支拂を爲す時は貨幣の種類は何たるを問はず必ず之を受領すへき義務ありと定めたり然れども近世に於ける法貨の起原は十三世紀中西方歐羅巴諸國に於て從來の銀單本位制に代るに金銀兩本位の制を再興して之を採用し金銀の法定比價を定めて金銀二貨を發行し債務者の擇に隨ひ其何れをも用ゆるとを得せしめしにありとす

法貨の制定は或貨物か交換の媒介支拂の具として用ゐらるゝに必要な條件に非すと雖も大に其貨幣としての用を進捗する效あるものとす蓋し法貨の制定は契約上不確實の分子を除去し又或程度に於て粗惡なる貨幣の使用を阻止し以て無識にして薄弱なる債務者を保護するに足るものとす然りと雖も法貨の制定は人民相互の合意を以て法貨に非ざる貨幣を支拂の用に供するを妨げざるなり現今文明國に行はるゝ金屬貨幣は大抵皆法貨なりと雖も貨幣により其法貨たる程度を等ふせず或者は無制限に法貨として使用せらるれ共他の者は一定の金額を限り其範圍に於てのみ法貨たり是に於て平法貨に無限法貨 Unlimited legal tender 及び有限法貨 Limited legal tender の二別あり而して何れの國に於ても本位貨幣は皆無限法貨にして補助貨幣は皆有限法貨たり補助貨幣を有限法貨となすの必要に就ては既に前節に説明せしを以て茲に之を贅せず

然而今補助貨幣の法貨たる制限に就て内外貨幣法の規定を列擧すれば我邦に於ては銀貨は十圓白銅貨并に青銅貨は一圓英國に於ては銀貨は二磅片銅貨は一志半片及フワードング銅貨は六片を以て制限とし羅甸貨幣同盟條約は補助銀貨即ち二法以下の銀貨の支拂の制限を五十法と定め國庫に對する支拂には百法を以て制限とす獨逸に於ては銀貨は二十馬克白銅貨及び銅貨は一馬克米國に於ては補助銀貨は十弗白銅及び一仙銅貨は二十五仙を以て支拂の制限となせり

第五節 グレンシャム氏法則

實際價格を異にせる二種の貨幣同時に同一の價格を以て流通する時は其實價の差異顯著ならざる限りは一般人民は其間に何等の區別をなさず共に之を通用すと雖も金銀商兩換屋の如きは其業務の性質上直ちに其優劣を識別し其間に利益を營むとを知るを以て貨幣の分量其需要に超過する時は優等なるものは彼等の

爲め或は鎔解せられ或は輸出せられる、を例とす是れ即ちグレシヤム氏法則
Gresham's Lawの行はるゝに由るなり

グレシヤム氏法則とは十六世紀の末葉英王エリザベズ女王の朝ロイヤルエキス
チェンヂの創立者たるサートーマスグレシヤム氏の奏案に係り後ヘンリーゲン
ニンタマクラウド氏によりて斯く命名せられたる貨幣學上の一大法則にして之
を簡単に謂へは良悪二貨并ひ行はるゝ時は悪貨は良貨を驅逐すと雖も良貨は悪
貨を驅逐すると能はずと云ふに在り此思想たる太古希臘の詩人アリストフワネ
スによりて既に理解せられ降て近世紀の初オレスム(一三六六年頃)及ヒコベルニ
クス(一五二六年)二氏によりて等しく唱道せられし所なれとも或は單に漠然と記
述せられ或は一時世人の忘却する所となりグレシヤム氏によりて叙説せられし
まては未だ明確なる法則として認めらるゝに至らざりしなり

凡そ同一種の貨物の優劣二等あり共に同一の價を以て賣買せらるゝ時は優等の
もの必ず劣等のものを壓倒せざるを得ず是れ吾人利己主義の當さに然らしむる
所とす然るにグレシヤム氏法則なるものは上述せしか如く悪貨は良貨を驅逐す

るも良貨は悪貨を驅逐するを得すと云ふものにして一見悖理の觀を呈するを以
て或者之を以て常理の例外をなすものゝ如く説くと雖も然らず少しく思慮を旋
らし一般貨物を用ゆる場合と貨幣を用ゆる場合とに於ける吾人の位地の顛倒せ
ることを知るときは直ちに其然らざるを覺悟すべきなり蓋し吾人は普通の貨物
を購買するに當りては同價を以て購ひ能ふ時は必ず優等のものを選びしと雖
も貨幣を用ゆる場合にありては然らず若し優等の貨幣も劣等のものと同様の用
しか爲し能はざる時は良貨は地金として用ゆる方利益大なるを以て吾人は必ず
や悪貨を擇みて支拂に供すべく貨幣の供給不足を告げ其價格騰貴し優に良貨の
生産費を償ふに足る場合に於てのみ良悪二貨を併用すへし此場合に於ては悪貨
は名目貨幣たるものとす果して然らば貨幣の供給充分にして良貨は地金として
用ゆる方利益多きに至る時は其一部分若くは全部は自然に流通社會を去るべき
や論を俟たざる所にして此現象は正に吾人利己主義の當然の結果にして決して
之に脊馳するものに非ざるなり之を要するにグレシヤム氏法則は社會は同一の
目的を達し得べきに於ては最も犠牲の小なる經濟的貨物を使用すへしと云ふ一

般的の法則を具體的に貨幣に於て言明するものに他ならざるなり
今や更に詳しくグレンシャム氏の法則を説明するに當り先づ法則に所謂良惡二種の貨幣は如何なる場合に發生するやを述べざるべからず蓋し良惡二貨の起るは左の二個の場合に於て之を見るものとす

- 一、同一種の物質を以て成る貨幣中に價格の大なるものと小なるものとの二種を生ずる場合
 - 二、二種以上の物質を以て成る二種以上の貨幣あり共に同一價格を以て通用すへきも其各地金の實價に於て軒輊せる場合
- 更に例を擧げて右二個の場合に於ける良惡二貨の發生を説明すれば一國の貨幣大に虧損し其流通最輕量以下の輕貨幣完全なる新貨幣と并ひ行はるゝ場合若くは政府が俄かに貨幣の重量を減し又は品質を粗惡にしたる貨幣を發行し優等なる舊貨幣と并ひ行はれしむる場合の如きは第一の場合にして金銀兩本位制を採る國に於て其法定比價と市場比價と隔絶せし場合の如きは第二の場合に於ける良惡二種の貨幣を發生するものとす

グレンシャム氏法則に所謂良惡二貨の發生は右述へしか如しと雖も此法則は單に惡貨は良貨を驅逐すと云ふのみにては充分に其意味を盡せるものと云ふを得す何とならば或場合に於ては良惡二貨併行し惡貨は毫も良貨を驅逐せざるとあり得へければなり是に於て乎グレンシャム氏法則は一層精密に之を言ひ表はすの要あり蓋し同法則の作用は左の二個の場合を兼ねる時に非ずんば實現するものに非ざるなり即ち

- 第一、良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に向くる方其價格大なる場合
- 第二、良惡二貨とも故障なく自由に流通し得る場合

是なり以下順次右二個の場合を説明すへし

- 第一、良貨と雖も貨幣として用ゆる方他の用に供するよりも利益なる時は依然貨幣として用ゐらるへきや明かなり去ればグレンシャム氏法則の行はるゝは良貨か貨幣としてよりも他の用途に資せらるゝ方價格大なるときなるを要す而して斯る現象は次に掲ぐる場合に於てのみ出現するものとす

- 一、本位貨幣なる場合、補助貨幣は元來名目貨幣にして其流通價格は遙かに地

金の實價より大なるを原則とするを以て假令補助貨幣中に良悪二貨を生ずるも其良貨は地金とするも利益なきか故に依然として流通し悪貨の爲めに驅逐せられざるなり加之ならず補助貨幣は其支拂に制限あり且つ多額の支拂に供して不便なるを以て其供給大なるも良貨たる本位貨幣の用を奪ふと能はざるへし去れはグレシヤム氏法則は補助貨幣の制度其宜きを得るに於ては唯本位貨幣間のみ行はるゝものと解するも誤なきなり

二、貨幣の流通額其需要に超過するか若くは悪貨の造幣自由なる場合、貨幣の流通額其需要に及はざる時は良悪二貨あるも悪貨は名目貨幣として良貨と相并て良貨の價格を以て流通すへし故に斯る場合に於てはグレシヤム氏の法則は行はるゝものにあらず蓋し同法則の行はるゝは貨幣の流通額其需要に超過し貨幣價格下落の結果良貨は貨幣以外の用に供する方利益多きに至り始めて行はるゝものにして其超過せる部分丈流通市場を去るものとす既にして悪貨の分量愈々加はり停止する所を知らざる時は良貨は愈々減少し終に全く跡を市場に絶つに至るものとす然れとも悪貨の造幣自由なる時は假令貨幣の現在流通額其需要に

超過せざる場合と雖も良貨を以て悪貨の地金を購入し之を貨幣となす時は利益大なるへきを以て人々争ふて良貨を輸出し若くは鎔解して地金と爲し良貨は終に全く隻影を止めざるに至るものとす

第二、貨幣は一般に承認せられ自由に流通するによりて始めて其用を達すへきものとする是れ既に第四章に詳述せし所なり去れば國家か劣悪なる貨幣を發行するも人民好て之を使用せざる限りは其貨幣は良貨を驅逐する力を有せるや勿論にして斯る場合に於てはグレシヤム氏法則行はるゝ能はざるなり

由是觀之グレシヤム氏法則は良悪二貨幣共に一般に承認せられ自由に流通し得へき貨幣にして其良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に供する方利益多き場合に於てのみ實現するものにして然らざる場合に於ては決して行はるゝものにあらず而して良貨の貨幣用としてよりも他の用途に差向けらるゝ方利益多き場合は主として本位貨幣に起り貨幣の流通額需要に超過するか若くは悪貨の造幣自由なる場合に生ずるものとす去ればグレシヤム氏法則は單に悪貨は良貨を驅逐すと云ふを以て盡せりとせず精密に之を言ひ表はさんと欲せは左の如く言

はなるを得たるべし

良悪二種の貨幣同時に同一の資格を以て自由に流通し而かも其良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に向る方價格大なるを得る時は悪貨は良貨を驅逐するものとす

参考文献

第一節

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. VIII.
Scott, Money and Banking, pp. 72-75.

第二節の附註

- Nicholson, Money and Monetary Problems, ch. IV.
- J.S. Mill, Principles, Bk. III, ch. X.
- Report of the Indianapolis Convention, § 42-45.
- Scott, pp. 30-32.
- Nasse, Das Geld und Münzwesen, VII.
- Langhlin, Principles of Money, chs. XIII and XV.
- Breckinridge, Legal Tender in Great Britain and United States, Jevons, ch. VIII.
- 第五節
- Macleod, Theory of Credit, pp. 397-400.

- Ditto, Theory and Practice of Banking, vol. I, p. 151--
- Jevons, ch. VIII.
- Nicholson, ch. IV.
- Ditto, Political Economy, vol II, ch. XIII.
- Langhlin, ch. XII.
- Scott, ch. II, pp. 26-30.
- Giffen, Gresham's Law (Economic Journal, vol. I, p. 304)
- Kinley, Money, ch. IV, pp. 52-58.

第八章 金屬貨幣の制度

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷——第二節 諸國現行貨幣制度一斑——第三節 英國共通貨幣
—參考書

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷

現今世界文明諸國に行はるゝ貨幣制度は決して一日にして成りしものに非ず文明の進歩經濟の發達か漸次に生出したるものにして實に社會の必要と經驗との結果なりとす而して古來行はれし幾多の金屬貨幣制度の分類及び其變遷に就てはジェボンズ氏の説きし所最も正鵠を得たりと信するか故に左に之を抄譯すへし (Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. IX.)

金屬貨幣に對して政府の採り得べき方策は論理上及び歴史上より之を列擧すれば左の五制あり

第一は政府が只度量衡の制を定むるのみにして一定の成貨を製造することなく人民をして其最も便利なりとする形態に於て貴金屬を秤量流用せしむるの制なり之を重量貨幣制度 Currency by Weight と云ふ

第二は貴金屬を貨幣として用ゆるに當り一々其重量及び品質を検査するの勞を省かんか爲め政府に於て一種乃至數種の金屬を以て一定の量目と純分とを具わせる成貨を製造して發行し契約上及び賣買上何れを用ゆるも民間の便宜に任ずるの制なり之を無制限箇數貨幣の制 Unrestricted Currency by Tale と稱す

第三は契約上錯誤を防かん爲め政府に於て假令種々の金屬より成る成貨を發行すと雖も特に或一種の貨幣を基本貨幣と宣言し特別の契約なきときは凡て金貨を以て表はされたる債務の支拂をして其基本貨幣に依らしめ自餘の貨幣は之に對して各其市價を以て流通せしむるの制なり之を單一法貨の制 The Single Legal Tender System と名づく

第四は政府が二種若くは二種以上の金屬を以て貨幣を製出し其比價を法定し其何れを以ても支拂に充つることを得べしと規定するの制なりこれを重複法貨の制 The Multiple Legal Tender System と呼ぶ

第五は諸種の貨幣を發行し其内一を主要なる法貨とし無制限に巨額の支拂に用ゐしめ他の金屬を以て成る貨幣は其法貨として主要法貨と同様に支拂に用ゐる得

へき金額に制限を置くの制なり之を合成法貨の制 The Composite Legal Tender System と命名す

以下順次右五種の制度を一層詳しく説明せん

第一、重量貨幣制度、上段列擧せる順序は管に論理的順序なるのみならず亦歴史的順序なりとす而して重量貨幣制度は諸制中最も單純なるものにして實に最初の制度なりしことは歴史上充分の考證を有するものとす蓋し草昧の世にありては金塊及び砂金は單に其重量又は嵩を見計ひて交換の用に供せられしも其後權衡を用ゆるに至り稍大なる取引には必ず秤量せられしものゝ如くにして舊約全書中にはヒブリュー人か重量によりて貨幣を用ゐしとを記せり其他之に類似の記事一にして足らず又アリストートルは其著ポリテックス中に貨幣の起原に就て説をなし金屬は初め嵩又は重量を以て用ゐられしものなりと曰へりペリニール亦同一の説を爲せり而して是等の説は往古羅馬に於て商賈か奴隸の賣買に取引上必要な權衡を携帯するを以て法式となせし事跡を以てするも其真なりしを證するに足るへし

造幣の制度は元と重量の制と同一にして價格の單位と或特殊の金屬の重量の單位と其名稱を同ふせしか如きは最も有力なる考證なりとす例へは英國の磅は索遜の標準銀の一封度にして其他佛蘭西のリーブル希臘のタレント并にステータ、羅馬のアス獨逸の馬克佛蘭西の法郎克及以太利のリラヒブリューのケンタ、并にシエケル亞刺比亞のキスト等皆重量の單位に基けるものなるか如し然而是等の名稱は當初重量の名稱と符合せしか如きも漸く相離隔し終に二者間に差異を生ずるに至りしなり

現今と雖も純然たる重量貨幣制の行はるゝ所決して尠なしとせず例へは緬甸に於ては金銀及鉛の三金屬貨幣用に供せられ皆秤量によりて通用し銀に對する重量の單位はチカルなり又支那帝國及び交趾支那に於ては銅錢又はサベクス杯の法貨ありと雖も金銀は常に重量を以て用ゐられ其單位を兩と稱せり重量貨幣制度は素より不便の制度なりと雖も進歩せる幣制を採る社會に於ても成貨の剝削異種貨幣の混交國家の滅亡其他種々の原因より幣制の紊亂を來し貨幣の信用失墜したる場合に在りては人民再び重量貨幣制を採るに至るを以て此

制は今尙ほ自然的必要の制たるを失はざるなり例へは往時安虞呂索遜人の使用せし銀の片貨は一ペンニーツエイトに該當せしものなりしも剽削又は造幣の不完全に對して重量を補填する爲め若干の増拂を要せしことありしが如きは重量によりて貨幣を用ゐしに異ならず又羅馬に於けるアス貨か漸次其重量を輕減し第一ビュニツク戦争の時代に於て既に僅々二マを越へず第二ビュニツク戦争の時代に於ては更に減して一マ許となりしを以て羅馬人は貨幣を授受するに常にその重量を秤りしか如きも重量貨幣制に復歸したるものと謂はざるを得ざるなり

現今重量を以て成貨を授受するは頗る廣く行はれつゝある所にして夫の他國より輸入せる各種の成貨を使用する邦國に於て其磨損せるもの或は剽削せるもの多く流通する時は勢ひ之を秤量せざるを得ざるか如き又外國貿易上の支拂には必ず之か秤量を要するか如き即是なり外國貿易上より謂ふ時は重量貨幣制は唯一の制度にして諸國の貨幣法の如きは只其國內に効力を有するに過ぎざるなり蓋し如何なる貨幣と雖も久しく流通する時は磨損を免れざるか故に之を外國支

拂に供せんには其重量を以てするの外なきものとす然而確實なる造幣局を有する邦國の發行に係る貨幣は鎔解するとなくして只重量を以て授受せらるへしと雖も造幣確實ならざる小國の貨幣にありては多くは鎔解せられ地金として取扱はるゝを常とせり

第二、無制限箇數貨幣の制、上段述べたる重量貨幣の制は貨幣として用ゆる金屬の純分及び量目を一々檢定するの煩勞を避くる能はず不便なるを以て之より一層便利なる制を生ずるに至るは蓋し自然の結果なりとす無制限箇數貨幣の制は重量貨幣の制に比し一段の進歩を加へたるものなり即ち一種若くは數種の金屬を以て成貨を造り之に一定の重量及び純分を與へ人民をして其何れにても好む所のものを用ゐしめ且つ其價格も市場自然の情勢によりて支配せらるべき様にし政府毫も之に關預せざるものなり

此制度は佛國革命政府の採用せんとせし所にして同政府は金銀銅の三貨何れも十グラム宛の重量を有する者を製造し嘗て其流通を律せざらんと企圖せりがルニエー氏は嘗て九百位の金一グラムを以て價格の單位とし其一グラムニグラ

ム五グラム八グラム及十グラム等の成貨を造り既にグラムの倍數を以て發行せられつゝある佛國の標準銀貨と共に流通せしめんとの議を提起したるとありしか是亦一種の箇數貨幣制度なりと謂ふを得へしシパリエー氏の提案に係る萬國貨幣の制亦少くとも其一部分は右同様の趣意に出でしものと認むるを得へし何とならば氏は主要貨幣としてグラムの十進數を以てせる金貨を使用せんとを提起すればなりシ氏の提案は各種の成貨を重量の制に準せしむるものにして一見頗る簡明なるか如しと雖も實際に於ては然らずバジエオット氏の指示せしか如く是れ一般民衆の貨幣に對する慣行を無視したるものにして彼等に取り決して適切なるものと謂ふへからず蓋し彼等は貨幣を授受するに當り大率其重量に注意せず只銅貨何個は銀貨一個に當り銀貨何個は金貨一個に當るやを知らんと欲するのみ然るに今若しシ氏の提案を實行する時は人民は絶へず金銀銅の間に起る市價の變動に注意し成貨を授受する毎に其重量を秤り市價に應じて其價格の計算を爲すを要し之か爲め時間と勞力とを徒費し其煩に堪へざるや明かにして市況の如何を知らず計算の術に疎き者は會々之に長せる奸惡の者の爲に乗せ

らるゝの虞なしとせざるなり

無制限箇數貨幣制度は右の如き不便を有するか故に何れの政府と雖も未だ此制を實行したるものなし然れとも諸國の貨幣輸入せられ通貨混淆せる所に於ては此制に類似せるもの行はるゝと決して稀なりとせず自ら造幣をなさざる未開國に於ては他國と通商して輸入せる各種の貨幣を混用し一々其比價を計算して使用するを例とす例へは亞弗利加の西岸に於ては西班牙弗最も多く流通すと雖も丁抹佛蘭西及び和蘭陀の貨幣も亦流通し又南米の諸國に於ける貨幣は最も紊亂し米國の金貨西班牙金貨同銀弗貨及び英國の金貨と共に南米諸國の自ら發行せる各種の輕貨幣使用せられ英領諸州に於ても亦同一にして英領西印度諸島に於ては英貨と相并て米墨西の各弗銀貨行はるゝを見るなり而して是等諸國に於ては重に西班牙弗を以て標準とし他の各種貨幣は之に對して評價せらるゝを常とせり

東洋諸國に於ても亦甚しく貨幣の混亂せるを見る即ち新嘉坡に於ては印度のルピー貨に加るに西班牙及び墨西哥の弗銀を以てし波斯は自ら貨幣を發行すと

雖とも不完全なるを以て秤量の上通用せられ露西亞土耳其及以埃太利の貨幣と併用せられつゝあり其他支那の如きは從來の銅錢に加ふるに各省發行の銅貨大に於ても外國貨幣の流通を許可し或は故らに之を奨励せし例なきに非ず獨逸に於ては嘗て一定の相場を以て英佛の貨幣を使用するとを許したる例あり米國に於ては千八百三十四年六月二十八日の法令を以て英佛西墨の金貨流通を公認せしか千八百五十七年二月二十一日の法令を以て政府に向て或種の外國貨幣を納付するとを許したる外一切前法を廢棄せり英國に於ては永時純然たる内國貨幣のみ流通せしを以て英國人は錯雜せる各種の貨幣を使用するより生ずる不便を知覺せずと雖も十九世紀の初に當り一時西班牙弗の流通を見たとあり貨幣の混亂は十九世紀に於けるよりも十八世紀までに多く之を見し所にして實に往時にありては諸國貨幣の混交甚しく何れの國と雖も異邦の貨幣の流入するを免れざりしものゝ如し去れば商業に關する古書にして外國貨幣の兩換表を掲げざるものなく貨幣兩換の業は往時實に盛大を極めたり然而して箇數貨幣制度

なるものは全量あるを證明するに足るべき鮮明なる圖式を有する成貨ありて税關定率により受授せらるゝ間は維持せらるゝものにして夫の大形にして比較的磨損の小なる銀弗の永時熱帶諸國に於ける國際的貨幣をなせしは偶然にあらずるなり然れとも一旦甚しく磨損若くは剝削の形跡現はるゝに至ては最早箇數貨幣たるの資格を失ひ重量を以て流通せざるを得ざるに至り箇數貨幣の制は一段の退歩をなして重量貨幣の制に復歸するものとす

第三、單一法貨の制度、成貨の始めて製造せられし時採用せらるゝ制度は自然單法貨の制ならざるを得ざるものゝ如し疇昔ラセデモン其他に於て小なる棒鐵を以て唯一の法貨とし羅馬人の間に於てアス貨を永時唯一の法貨として用ゐる支那に於ては現今に至るまで尙銅錢を以て唯一の法貨となし英國に於てエルバートの時よりエドワード第三世の世に至るまで主として銀貨を以て唯一の法貨となし又露西亞及び瑞典に於て十八世紀中銅貨を以て唯一の法貨とせし時代ありしか如き皆其例證なりとす

貨幣の單純にして明確なるは實に單法貨制度の長所にして此制にありては各人

容易に其授受する所を明かにし得へし若し唯一種若くは單純なる比例を以てせる數種の成貨しか行はれざる時は違算の爲め損失を被るか如きと決して之なかるべきなり然れども此制度の缺點は其貨幣の材料たる金屬の或は貴重に過ぎ或は低廉に失し日常大小の支拂に不便なると是なり例へば瑞典の銅板貨若くは支那の銅錢を以て數千圓の支拂を爲さんとせば其運搬に大なる車輛を要し且つ銅錢の計算に至りては殆ど其煩に堪へざるべく又銀を以て唯一の貨幣となす時は小取引に資すへき微細の成貨を造ると難く特に往古の如く貴金屬の價格甚大なりし時代に於ては其不便蓋し計り知るへからざるなり是に於て乎政府若し唯一種の金屬を以て貨幣を發行する時は人民は其不便に堪へず私に種々の金屬を以て成る貨幣を用ゐる之を流通せしむるに至るは偶然にあらざるなり例へば昔時安虞呂索遜時代に英國人民はバイサンチウムのバイザスツと稱する金貨を用ゐるアロレンスの金貨は英國及び他の歐洲の部分に汎く重寶せられ又近世に至り英國に於て法律上銅貨の制度なき爲め商人の私に發行せる小貨幣一般に通用せられたるか如し

第四、重複法貨の制度、單一法貨の制度は頗る單純なりと雖も上述の不便を免れす是に於て乎二種以上の法貨を用ゆるの制度起る之を重複法貨の制度と云ふ之を史に徴するに英國に於ては往古唯銀貨のみを法貨として發行せしが人民其不便を感じ往々金を支拂に用ゆるに至りしを以てブランドタゼネット王統の國王は終に金貨を製造して銀貨との間に一定の交換比例を設けたり然れども右金銀兩貨は其流通上何等の制限を附せざりしを以て其制は純然たる兩本位制なり然るに金銀の市價は常に變動して止まず其法定比價は幾何もなくして市場比價と符合せざるに至りしを以て已むを得ず更に敕令を以て其法定比價を改正するの必要を生せり而して千二百五十七年より千六百六十四年までは英國の金銀貨は時々法律を以て其交換比例を變更する方法により相并て通用したりしも千六百六十四年以降十八世紀の初に至るまでは何等變更の法律出でざりしかは當時銀價下落の結果金貨は地金として賣買せられ或時は金一ギニーは銀三十志を値するに至り金貨は流通市場を去り英國は茲に銀單本位國と化したり然るに十八世紀の初に當り英國の銀貨頗る紊亂の情況に陥りしを以て議論紛起し造幣局長

サー、アイザック、ニュートン氏は其最良と信する匡正方策を建議せんことを要求せられ氏は千七百十七年を以て金銀貨の法定比價を改正して一ギニーに付二十一志となすへきことを提起せり此議政府の容るゝ所となり終に法定比價の改正を見英國の幣制は茲に再び兩本位制に復したり然れども實際上金銀の市價をして常に其法定比價と合致せしむるか如きは到底望む可からざることにしてニュートン氏の法定比價は金の價を其市價より百分一、五丈高く見積りたるより金は貨幣として地金よりも高價を唱へグレンシャム氏の法則忽ち實現して終に銀貨を流通市場より驅逐したり

右の如き事實は單り英國のみならず世界到る處苟くも無限法定貨幣として二種以上の金屬を并行せしめんと計畫したる國に於ては必ず實驗せし所なり米國マサチュセッツ州に於ては千七百六十二年金銀兩貨を法貨とせしか金は一グレインに付二片半の割合を以て計算せられ恰かも銀に比して百分五丈高價に見積られしかは銀貨は直ちに跡を市場に絶ち之を防かんか爲め幾多の法律發布せられしにも拘らす毫も効を奏すると能はざりき

金銀兩本位を以て最良の幣制なりと信して採用したるは實に佛國革命政府を以て彙矢とす是より先き金銀兩本位制を行ひグレンシャム氏法則の作用を實驗せし國多數ありと雖も何れも深く慮りて同制を採用せしものと謂ふを得ず寧ろ單本位の不便より偶然に推移したる結果たりと見做すへきものとす佛國革命政府は有名なる *La loi du 7 Germinal, an XI* を採用し爾來兩本位の制度は佛國に於ける經濟學者の一般に是認する所なりき千七百九十年ミラポーは貨幣に關する覺書を議會に提出し銀の供給潤澤なるを理由として銀貨を以て主要なる貨幣とし金銅二貨と并ひ行はれしめんとを主張し千七百九十三年八月一日銀十グラムを以て一法と定むとの法令發布せられ續て 28, Thermidor, an III の法令を以て減して五グラムと確定せられたり然れども當時二十四リール并に四十八リールの古金貨は依然流通せしも此法令によりて新に發行せらるへく規定せられし十グラムの金貨は遂に發行せられざりき第九年に至りゴードンは金銀の法定比價を一に對する十五半と定めんとを提議せり即ち九百位の銀五グラムの重量を有する一法の銀貨に對し二十法の金貨をして同位の金六グラム四五一の重量を有せしめ

んと主張したりしなり而して此提議は終に採用せられしか此法定比價は銀の價を過當に高く見積りしかはグレンシャム氏法則の爲め佛國の本位貨幣は幾何もなくして終に五法の銀貨のみとなるに至り其情態はカリホルニヤ及び濠地利の金坑發見せられ金價の下落を來せしめて持續したり

第五、合成法貨の制度、單一法貨の制は其貨幣として用ゆる金屬の種類により大小の支拂上不便多し而して二種以上の金屬を以て貨幣を造り法貨に對して市價を以て流通せしむるときは其交換の割合を一定せしむる能はざるの不便あり重複法貨の制度亦市價の變動毎にグレンシャム氏法則行はれ結局單法貨の制と同一なり何れの制も完全なりと謂ふを得ず是に於て乎一層完備せる制度を要するに至るは自然の之にして合成法貨の制度は實に此必要に應じて生出したるものなり此制に於ては單一法貨の制と同じく或一種の貴金屬を以て造りたる貨幣を以て價格の比準とし主たる法貨となすと雖も同時に價格の低廉なる數種の金屬を以て補助貨を造り或金額を限り其範圍に於てのみ法貨たらしめ以て日常小額の支拂に供せしむるものとす而して補助貨は法律上或比例を以て本位貨幣と交

換せしむと雖も其法定價格は必ず其地金の實價より高く見積られんとを要す蓋し斯くの如くなるときは補助貨を溶解し若くは外國へ輸出するも毫も利益なきを以て其供給潤澤なるを得へく其本位貨幣に對する交換の比例も常に法律上定めたる所を逸せざるなり

合成的法貨の制度は單一法貨制の不便を補ひ重複法貨制の缺點を矯むる完全なる制度にして重複法貨の制度より自然に發達し現今文明諸國の幣制を爲すものとすリバープール卿は其名著 *Treatise on the Coins of the Realm* 中に合成法貨の制の複本位制に優れることを認め英國は須らく合成法貨の制を採るへしと主張せり現今英國の制は千八百十六年の制定に係り實にリバープール卿の提議に基けり

然れとも合成法貨の制度は特に計畫せられ若くは法律の規定なくして歴史上自然に成立したることありき是れ金銀兩貨を法律上若くは慣習上一定の割合を以て併用するに當り銀貨か磨損若くは剝削せられ其所定の割合以下に重量を減したる場合に起りしものとす英國の幣制は千七百十七年金一ギニーは銀二十一志

に相當すと定めし以來千八百十六年現制の確立まで理論上兩本位制なりしか銀貨の磨損甚しく且つ其流通の分量微小なりしを以て實際上銀貨は一種の補助貨たるに過ぎざりき又當時商賈の發行せし銅貨は常に輕量にして且つ慣習上一定の比例を以て銀貨と交換せられしを以て第二種の補助貨を構成せり

以上はジエボシヌ氏の説きし所の大意にして金屬貨幣制度の種別并に其發展に關し最も正當なる説明なりとす其引用する所の實例或は英國に偏するの嫌なきに非すと雖も英國の讀者を目的とせる氏か著書に於ては當に然らざるを得ざるなり若夫諸國に於ける幣制の發展に就ては之を各國の貨幣史に徵するの外なく一々此處に説述するの餘地を有せずと雖も之を概論するときは其發展の有様は氏か所説の外に出てざるなり然而現今文明諸國の幣制は上掲第五の制度たる合成分法貨の制にして今其概略を叙述すれば實に次節の如し

第二節 諸國現行貨幣制度一斑

第一、英國、現今の英帝國は大不列顛の外數多の廣大なる屬地を以て成り各地其幣制を一にせずと雖も到底其各地に於ける種々の幣制を盡く叙述するの餘地

なきを於て此處には唯英虞蘭印度及び加奈陀に於ける現行の幣制を述ふるに止むへし

先づ英虞蘭より説かんに英虞蘭に於て現今流通する金屬貨幣は大別して三種あり曰く本位金貨曰く補助銀貨曰く補助銅貨是なり金貨は半磅一磅二磅及び四磅の四種あれとも普通に用ゐらるゝものは半磅及び一磅の二種とす一磅の金貨は Sovereign と稱し九一六〇〇六六位の標準金一二三グレイン二七四純金一一三〇〇一グレインの重量を有し他の金貨は之に準す凡て金貨は大不列顛濠地利加奈陀ケイプコロニーモルタナタール及び西印度殖民地の或地方に通用すへき無限法貨をなし其造幣は自由造幣にして造幣料を徵せざるを原則とす然れとも實際に於ては造幣の取次をなす英蘭銀行に於て少許の手數料を徵するを以て其造幣料を課せらるゝと同様なり即ち英蘭銀行は標準金一オンスを持參する者に對して金貨三磅十七志九片を付與するも造幣法に規定せる價格は三磅十七志十片半なるを以て標準金一オンスに付一片半の手數料を徵するものなり去れと此手數料は英蘭銀行の勤勞に對する報償たると同時に造幣局に於て成貨を製造する

までに要すべき日數に對する利子と見做すべきものとす金貨に關する現行法の主たる規定は千八百十六年六月十六日の制定に係れり

補助銀貨は五志(Crown)四志(Double Florin)二志六片(Half-crown)一志六片及以三片の七種あり就中單位貨として認めらるゝものは一志貨にして九百二十五位の銀八十七グレイン十一分三を含有し他は之に準せり銀貨の法定支拂制限は二磅にして其製造は唯政府の勘定を以てするのみ

銅貨是一片、半片及び四分一片(Farthing)の三種あり成分は銅九十五錫四亞鉛一にして其アボワールジュポワー一封度を以て四十八個の一片貨若くは八十個の半片貨又は百六十個のフワージンク貨を作るへし

加奈陀に於ては價格の單位は弗 Pollar にして一弗は九百位の金二十五、八グレイン即ち純金二十三、二グレインとす計算法は十進法にして一弗の百分一を一仙 Cent と云ふ補助貨は銀及び銅の二種にして銀貨の支拂の制限は十弗銅貨の支拂の制限は二十五仙とす加奈陀總督は地金の實價を以て外國の貨幣を法貨と宣言するの權能を付與せられ現今英國及米國の金貨を無限法貨となせり即ち前者は

一磅に付四弗八十六仙三分二を以て後者に平價を以て承認せらる

印度に於ける價格の單位は銀のルーピーにして十二分十一位の標準銀百八グレイン即ち純銀百六十五グレインを一ルーピーとす銀の成貨は一ルーピー、半ルーピー、四分一ルーピー、及び八分一ルーピーの四種あり就中一ルーピー及び半ルーピーの二貨は其重量流通最低量(百分二)を下らず且つ剝削の跟跡なきもの限り無限法貨とし他の銀貨は一ルーピーを以て支拂の制限とせり

印度に於ける金貨は十五ルーピー(Mohur)十ルーピー($\frac{2}{3}$ Mohur)五ルーピー($\frac{1}{3}$ Mohur)及び三十ルーピー(Double Mohur)の四種にして十五ルーピー貨は十二分十一位の標準金百八十グレイン即ち純金百六十グレインを含有し他は之に準せり千八百九十三年金貨本位の制確立するや金貨は一ルーピー及び半ルーピーの銀貨と相並て無限法貨となり之と同時に銀貨の製造は制限せられたり

銅貨は Double pice, pice, $\frac{1}{2}$ pice, $\frac{1}{3}$ pice の四種にして Double pice (三十二分一ルーピー)のものは二百グレインの重量を有し他は之に比例せり銅貨の支拂の制限は一ルーピーとす

○二十五仙のもの九十六、四五グレン(純銀八六、八〇五)十仙のもの三十八、五八グレン(純銀三四、七二五)なり發行額は千八百七十五年七月十四日及び其翌年四月十四日の法令を以て當時一弗以下の小紙幣の流通額約四千二百萬弗に限られ其後數次擴張せられたり法定支拂制限は十弗にして引換の方法は補助銀貨二十弗以上を差出す者には何時にても中央金庫及び各地支金庫に於て無手数料にて無限法貨を交付し又同額以上の無限法貨を差出して補助貨を請求する者には何時にても無手数料にて之を供給し以て過不及なかしめんことを期せり

右の外米國にては一時五仙(Half-dime)及び三仙の銀貨を發行せしことありしか千八百七十三年以降全く其製造を廢止せり

小貨は五仙の白銅貨(七十五分の銅と二十五分のニッケルとの混成貨にして重量七十七、一六グレンを有す)一仙の銅貨(銅九十五錫及亞鉛五重量四十八グレン)及び二仙の銅貨(一仙銅貨と同成分にして重量は其二倍あり)の三種なり何れも二十五仙を以て支拂の制限とす而して引換の方法は補助銀貨と同一なり

第三、獨逸、同帝國の現行幣制は千八百七十三年の制定に係りしものにして其

以前にありては各聯邦各特異の幣制を有し嘗て統一を見しことなかりしか同年新制確立と共に全く統一せられたり價格の單位は馬克にして九百位の金五、一四五七グレンを含み計算は十進法により一馬クの百分一をプエニツヒと云ふ金貨は二十馬克十馬克及び五馬クの三種あり何れも無限法貨にして自由造幣なれとも造幣料として一キログラムの純金に對し六馬克を徵せり

獨逸に於ける補助銀貨は五馬克二馬克一馬克五十プエニツヒ及び二十プエニツヒの五種にして品位九百重量一馬克に付八十五、七三三グレン即ち純銀七十七一六グレンなり支拂の制限は二十馬克にして發行額は人口一人に付十馬克と規定せり引換の方法は米國に於ける制度と同しく或一定の金額(二百馬克)以上を提供する者に對して國庫に於て何時にても補助貨と本位金貨との引換に應せり銀貨の外補助貨として尙ほ十プエニツヒの白銅貨并に二プエニツヒ及び一プエニツヒの銅貨あり何れも二馬克半を以て法定の支拂の制限となせり

以上掲げしもの、外現今獨逸に於て流通する貨幣にして一ターレル Thaler の銀貨あり帝國成立以前各聯邦の發行に係り千八百七十年代に悉皆引上げらるべき

豫定なりしか未だ實行せらるるに至らずして毎片三馬克の價を以て無限法貨として各地方に流通しつゝあり

第四、佛國、佛國は羅匈貨幣同盟國の一なるを以て同國現行の幣制を敘述すれば他の同盟國の幣制の一斑をも窺知るとを得べきなり佛國に於ける價格の單位は法朗克にして其百分一をサンチームと云ふ法律上發行し得べき金貨は百法五十法二十法十法及び五法の五種なれとも實際流通しつゝあるものは二十法及び十法の二種のみなり金貨の品位は九百位にして十法貨の重量は四十九、七八グレイン(純金四十四、八〇二)あり他は總て之に準ず金貨は皆無限法貨にして其造幣は自由なれとも純金一キログラム(十五、四三二グレイン)に付六法十分七の造幣料を徴せり

銀貨は五法二法一法五十サンチーム及二十サンチームの五種あり就中五法のものは九百位の銀三百八十五、八グレイン(純金三百四十七、二二)の量目を有し無限法貨なり其沿革は米國に於ける弗銀貨の沿革に酷似せり即ち千八百六十五年より七十四年までは一キログラムに付一法三分二の造幣料を課し自由に造幣に應せ

しも爾來唯政府の勘定にてのみ製造し七十八年以降全く其發行を停止せり而して其金貨との引換は現今政府の義務となり居る以て實際に於ては一種の補助貨と見做すことを得へし

他の銀貨は千八百六十五年以來純然たる補助貨たり何れも八百三十五位にして一法は五グラム即ち七十七、一六グレイン(純銀六十四、四二八)の重量を有し他の三貨は之に準せり是等銀貨の支拂の制限は個人間にありては五十法にして羅匈同盟國の國庫に對する支拂には百法とし各同盟國の國庫は其自ら發行せる銀貨を無限に收受して金貨幣と引換ふべき義務を負へり二法及其以下の銀貨の發行制限は千八百六十五年の同盟條約を以て各同盟國人口一人に付六法とせしか九十七年一月の條約を以て更に一法を増して七法と定めたり

銅貨は同盟條約以外の補助貨にして各同盟國の隨意に發行し得べき所なり佛國の銅貨は十サンチーム五サンチーム二サンチーム及ひ一サンチームの四種にして何れも九十五分の銅四分の錫及び一分の亜鉛を混して成る而して重量は一サンチーム貨一グラム(十五、四三二グレイン)にして他は之に準せり支拂の制限は何

れも五法とす

第五、以太利白耳義及瑞西、千八百六十五年十二月二十二日佛國及以是等諸國は所謂羅匈貨幣同盟を組織し同一の貨幣制度を採るとを誓約せり故に是等諸國の幣制に關しては其特異のものにして同條約の爲め變更せられざりし部分のみを説くを以て足れりとす

以太利に於ては價格の單位はリラ *Lira* (複數 *Lire*) にして其の百分の一をサンテシモ (*Centesimo* (複數 *Centesimi*)) と稱し佛國の法朗克及以サンチームと同等なり金銀貨の種類亦佛國と異なることなし小貨幣は同盟條約以外にして各國の隨意に規定し得へき所なれとも以太利の小貨幣は佛國の小貨幣と全然同一なり

白耳義に於ては貨幣の種類及名稱共に佛國と同じと雖も只二十サンチーム十サンチーム及び五十サンチームの三貨は佛國に於けるか如く銀貨又は銅貨にあらずして總て皆白銅貨なり但し二十サンチームの白銅貨は現今殆ど流通せずと云ふ此外白耳義に於ては近頃ニサンチーム及び一サンチームの新銅貨を發行せり瑞西に於ては金銀貨の種類及び名稱は總て佛國及び白耳義と同一なれとも特異

の貨幣として五サンチームの白銅貨及び一サンチームの銅貨の二種あり

第六、澳太利匈牙利、澳匈の幣制は現今恰も過度の時期にありて頗る明確を缺けり千八百九十二年幣制を改革し正貨兌換の制を立てしめて凡五十年間同國の貨幣は殆ど全く不換紙幣なりき新幣制はクロイネ *Krone* を以て價格の單位として其百分の一をヘルレル *Heller* とせる金單本位制にして一クロイネは九百位の金奇零三三八七五三三八グラム即ち五、二三七七四二一五〇一六グレインを含有す而して成貨は二十クロイネ及び十クロイネの二種とす

銀貨は總て補助貨にして一クロイネ及半クロイネの二種あり前者は佛國の一フランク貨と同一にして八百三十五位の銀五グラム即ち七十七、一六グレインの重量を有す銀貨の民間支拂の制限は五十クロイネにして政府に對する支拂には制限なし發行額は法律を以て二億クロイネと定め内六千萬クロイネを匈牙利の分となせり

千八百九十二年の幣制改革以前澳太利に於ける價格の單位は銀のフロリッソ *Florin* にして其百分一をクロイツェル *Kreuzer* と稱せり九百位の銀十二、三四五グ

ラム即百九十、五〇八〇四グレインの重量を有し成貨は二フロリン及び一フロリンの二種あり何れも無限法貨なりき銀の外八フロリン及四フロリンの金貨あり前者は九百位の金六、四二グラム即九十九、五六七二六四グレインの重量を有し後者は其半なりしか九十二年幣制改革せらるゝや舊貨の處分に關し規定する所あり新貨の二クロネンは舊貨の一フロリンに相當すとせり而して此比例は流通上并に舊銀貨の回收上適用せらるべきものなりしも新舊金貨の實價は實際に於て此規定に符合せざりしかは政府は八フロリン及び四フロリンの舊金貨を回收するに際し特別の比例を以てせざるを得ざりき現今澳太利に於て政府自ら其發行せる標準貨幣を法律上の平價を以て收受せざる奇怪の現象を見るは全く之か爲めなり

第七、荷蘭に於ける價格の單位はフロリン *Florin* (蘭語之を *Gulden* *Gulden* と云ふ)にして其百分一をセント *Cent* と稱す本位貨幣は金貨にして二十フロリン及び十フロリンの二種あり品質は各九百位にして重量は前者十三、四四〇グラム(百〇三、〇七グレイン)後者六、七二〇グラム(五十一、八五グレイン)なり造幣

料純金一キログラムに付五フロリンを徴す銀貨は一フロリン貨半フロリン貨ライクスダール *Rix-daler* or *Ryksdaler* (二フロリン半)二十五センチンテン七センチン及ひ五センチンの六種にして一フロリン貨は九百四十五位の銀十グラムの重量を有しライクスダールは羅甸同盟國の五法貨に髣髴たり只其品位五法貨に比し稍優等なるのみ二十五センチン以下の、小銀貨は六百四十位の銀を以て造られ各五十五、一六九四グラム二十一、六〇四八グラム十、五五グラムの量目を有せり荷蘭に於ては千八百七十七年以降銀貨の自由造幣を廢し現今銀貨は大小の別なく總て補助貨にしてライクスダール一フロリン及び半フロリンの三貨の法定支拂制限を二十フロリンとし小銀貨の支拂制限を十フロリンとなせり但し國庫に對する支拂の制限を設くるとなし銅貨は二仙半、一仙及び半仙の三種あり

第八、露西亞、同國に於ける主たる通貨は政府發行の不換紙幣なり然れとも千八百八十六年新貨幣制度を制定し同時に帝國銀行兌換券條例を規定し兌換の基礎を建てしを以て現今に於ては不換紙幣は漸く其額を減し兌換券の流通愈加は

るに至れりと云ふ本位貨幣は金銀二種にして價格の單位をルーブル Ruble と云ひ其百分一をコペック Kopeck と稱す銀貨は一ルーブル半ルーブル及び四分一ルーブルの三種あり一ルーブル貨は九百位の銀三百〇八、五七一グレインの量目を有す皆無限法貨なれとも其造幣自由ならず政府の勘定を以てのみ製造せり金貨は十五ルーブル十ルーブル七ルーブル半及五ルーブルの四種にして十五ルーブル貨は九百位の金二百九十ドリ奇零四(百九十九、一三七グレイン)の重量を有せり此外尙デユカット Ducat と稱する三ルーブルの金貨製造せらると云ふ金貨は何れも自由造幣にして造幣料は純金露量一ブツド Pied (我四貫三百六十八分八厘)に付四十二、三一五ルーブルを課せり然れとも金貨は現今只外國貿易上に使用せらるゝのみにして内國に流通するを見ず補助銀貨は二十コペック十五コペック及び五コペックの四種あり皆五百位の銀を以て造り二十コペック貨は五十五、五三九七六八グレインの量目を有せり而して是等補助貨の支拂の制限は三ルーブルなれとも國庫に對する支拂には制限を設くることなし

第三節 萬國共通貨幣

現今世界列國互に割據し各特異の貨幣制度を有する事實の交通上多大の不便を與ふるとは言を俟たざる所にして尙し列國協商して同一の幣制を採り同一の貨幣を用ゆるとを得は其一般に及ぼす所の利益蓋し甚大なるへし萬國共通貨幣とは即ち斯る貨幣を云ふなり萬國共通貨幣實行の議は一時盛に唱道せられ之に關し千八百五十五年乃至千八百六十七年の間に前後四回の列國會議開かれしも決定せらるゝに至らず其後種々の事情より愈其實行の困難を増加し現今にありては殆ど絶望の觀を呈するものゝ如し是れ實に照代の遺憾と謂はざる可からず然れとも既に列國間に版權罪人引渡海上信號法郵便其他軍事條約等に關する條約の成立せる以上は萬國共通貨幣の事亦決して綠木求魚の類を以て目すへからざるなり

萬國共通貨幣の利益は枚舉に遑あらずと雖も今其重なるものを列舉すれば左の如し

第一、萬國共通貨幣は統計を簡明にするの利益あり、現今の如く列國各其幣制を異にし或は金貨の單本位あり或は銀貨の單本位あり又或は同一種の本位を有

するも其價格の單位計算法及び成貨の品位量目を異にするときは物價輸出入額其他諸般の計算書類を調査するに換算の勞極めて多く統計家の如きは其統計を調製する上に於て多大の困難を感ぜざるを得ざるへし思ふに統計其物の研究既に甚だ難し加るに煩雜なる換算を以てするか如き決して有益のことにあらざるなり然るに萬國共通貨幣一度實行せられ内外各般の計算に悉く同一の標準を用ゆるときは無益の煩勞を要するとなくして諸般の統計をして一目瞭然たらしむるを得べく其利益寔に鮮少にあらざるなり

第二、萬國共通貨幣は商業上に大なる利益あり、外國貿易に於て外國の貨幣度量衡を一々換算するか如きは甚だ煩雜にして商人は爲めに至大の不便を感し特に小商人の如き之に通曉せる手代を雇入る能はざる者は之か爲め甚しく不利益を被るを常とす是れ貿易の發達上非常の障礙と謂はざる可からず然るに萬里劃一の萬國共通貨幣行はるゝ時は相場表インボイス其他の計算書は總て同一の貨幣を以て記入せられ爲換は總て平價を基礎とし或は打歩或は割引を以て取引せらるゝか故に一々換算の手續を要せず何人も容易に之を理解するを得其利便

甚大なり

第三、萬國共通貨幣は旅行者に大なる利便を與ふ、若し夫れ萬國共通貨幣實行せられんか外國に旅行する者は現今の如く國境到る處貨幣の引換を要する等のとなく又兩換上損失を蒙るとなく信用狀を携帯するも一見して其引出額及殘額を知るを得其利便甚大なるへきや明かなり此利便は交通益開け國際の關係愈密接を加へ外國を旅行する者其數を増すに隨て愈大なるに至るへし

第四、萬國共通貨幣は外國貨幣改造の手續と費用とを省くの利益あり、現今の如く列國各異なりたる幣制を採る時は假令其本位を同ふするも一國の貨幣は他國に通用せざるを例とするを以て外國の貨幣を輸入して之を内國に於て貨幣として使用せんと欲せば必ず之を造幣局に致して改造を依頼せざるを得ず然る時は國際貸借の關係より貨幣の輸入を見る毎に諸國の造幣局は殆ど應接に遑あらず一國に於て屢に新造せられし成貨は他國に於て夕に改造せられ諸國は常に互に造幣の勞費を免れざるなり是れ世界各國一般の不利益と謂はざるへからず假令造幣料は其都度之を依頼者より徴すとすも國民は造幣料丈輕量なる貨幣を

名目上の價格を以て通用するととなるを以て造幣料は依頼者の負擔にあらずして畢竟國民一般の負擔たらざるを得ざるなり然るに萬國共通貨幣を用ゆるときは這般の勞費は之を避くることを得へし

第五、萬國共通貨幣は國際間貴金屬の移動を圓滑ならしむる力あり、貴金屬の國際間の移動圓滑に行はるゝは經濟上望まじき所なり然るに現今の如く列國各異なりたる幣制を採るときは若し一國の貨幣比較的餘剰を告げ其價格比較的下落するも斯る場合に於ては貴金屬は貨幣たると地金たるとに論なく等しく下落すへし何とならば貨幣の價格と地金の價格とは常に同一に變動すへければなり貴金屬の輸出は之か爲め自ら幾分か沮碍せられざるを得ざるなり而して此現象は造幣料を課する國に於て特に顯著なるへし何とならば斯る國に於ては貨幣は地金に比し造幣料丈高價に通用すへきを以て爲換相場之を補ふに足る場合にあらすんは貨幣の輸出若くは減少を見る能はされはなり然るに萬國共通貨幣を實行するときは貨幣は何れの國に於ても改造を要せず(磨損の場合を除く)直ちに之を使用し得へきを以て國際間貨幣の出入圓滑に行はれ之か餘剰を感ずる國は輸

出によりて其額を減し不足を訴ふる國は輸入によりて其額を増加し以て貨幣の過不及より生ずる害を軽減し得へきなり

第六、萬國共通貨幣は小國及び半開國の貨幣を改良するの效果あり、小國及び半開國に於ては種々の理由に因り自ら完全なる貨幣を造ると困難にして諸強國の貨幣を併用し爲めに混雜を來し通商貿易上多大の障害を生ずると尠からざるは現今の實情なり然るに萬國共通貨幣の制行はるゝときは是等の諸國は自國の産物を輸出し他國に於て製造せる萬國共通貨幣を輸入して之を用ゆることを得るか故に完全なる貨幣の利益に浴することを得へきなり

第七、萬國共通貨幣は列國の關係を一層密接ならしむる利益あり、國際の通商交通は世界諸國の人民をして相接近せしめ經濟上互に相倚賴せしめ廣く人類の共同的利益を進め平和を保證するの效を有するものとす而して萬國共通貨幣實行せらるゝに於ては列國の關係は一層密接を加ふへきや明白にして斯る經濟上の協同は終に政治上の協同を來さざるを得ず世界の平和は爲めに永く保證せられ人類の幸福愈大なるに至るへきや必せり

以上の諸件は即ち萬國共通貨幣の利益の重なるものにして其他些細の利益に至ては勝て數ふるに違あらざるなり方今世界文明漸く進み一國の富強は他國の衰微によりて來らざるを知り鐵道汽船電信郵便新聞等の交通機關大に發達し萬事咸な國家的を離れて世界的に赴くの勢漸く盛なるの時に際し貨幣も亦板權郵便海上信號法等と同じく世界的協約の目的物たらんとするの傾向あり既に之に關し數回の萬國會議の開かれたるは素より其の所なり然りと雖も一利一害は蓋し數の免れざる所にして萬國共通貨幣の性質上の不利并に實行上の困難亦尠なしとせず特に後者は從來之に關する列國會議をして不調に終らしめたるは遺憾なり

萬國共通貨幣の性質上の不利と云ふは他なし同盟國中或國か劣惡なる貨幣を發行するの患是なり若夫萬國共通貨幣實行せらるゝに際し若し或國に於て故意に若くは已むを得ずして劣惡の貨幣を發行する時は如何なる結果を來すへきやと云ふに良惡二貨併行する結果グレシヤム氏法則は終に實現せざるを得ずして其惡貨は永く流通社會に止まり若し其發行額非常に大なる時は次第に良貨を驅逐

し之か爲め列國の貨幣を紊し物價を攪亂するの虞なしとせざるなり然りと雖も斯る貨幣を發行する邦國の信用は忽ち地に墮つへきや必然なるを以て何れの國と雖も豈之を敢てするものあらんや加之ならず列國の注視と壓迫とは斯る國をして貨幣の發行を停止せしめ若くは其發行に係る惡貨を改造せしむへきや明かなれば這般の如き弊害は恐くは實現するとなかるべく隨て顧慮するに足らざるべし果して然らば萬國共通貨幣なるものは其性質に於ては利益ありて害なしと云ふも敢て誣言に非ざるなり

實行上の困難とは一言にして之を蔽へは如何なる貨幣を萬國貨幣とし如何なる價格の單位を採るへきやに關し列國の同意を得ることの困難是なり即ち現今の如く列國各特異の單位を以て價格を表示し特異の成貨を行用する場合には何れを標準として萬國貨幣の價格單位を定め何れの貨幣を萬國貨幣として用ゆへきや新たに協定したる所に從て自國の單位を改め貨幣を改造する者は多額の貨幣改造費を要する外物價及び貸借契約の變更を爲さざるを得ず過渡の期間尠からざる影響を蒙るべく商業取引の安固確實を期する以上は何れの國と雖も自ら進

て此變動を敢てする者なきを以て結局列國何れも自國の單位と貨幣とを採用せんと主張して歸着する所なきに終るへし是れ萬國共通貨幣の利益か明かに承認せらるゝにも拘らず其實行に對して常に障礙をなすの所以なりとす之を現今世界中最も有力なる邦國の貨幣制度に就て見るに何れも萬國共通幣制として採用せらるべき特點を有するものなく所謂權力平均は隱然其間に行はれつゝあるなり佛國の制は法朗克を以て價格の單位とし十進一位法を以て計算し白耳義瑞西以太利と其制を同ふし其間の國際貨幣をなし而も其二十五法は英の一磅米の五弗と些少の差異あるのみ英國の制は磅以下の計算法單純ならざる缺點あれとも磅は一の良好なる單位にして現今世界中最大の單位をなし以て將來益發達すべき列國の富力に適應せしむべく假令歐洲に於ては葡萄牙の外廣く他に採用せられすと雖濠洲ポリネシヤ亞弗利加并に印度の有望なる殖民地の一般に採用する所にして英國の商業及び航海業の關係する所に普く知られつゝあり又米國の弗は十進一位法を以て數へ且つ數百年間諸方に行はれたる弗と其標準を同じし加るに最も豊富なる自然的富源を有し將來經濟上世界を制するに足る

へき米國に採用せらるゝ所なり斯の如く列強の幣制は各特長を有するを以て萬國貨幣の制として其何れを採用すべきやに付き各國互に其自國の制を主張して相譲らず終に歸着する所なきなり或者列國各其國從來の單位の名稱を保存し互に多少の變更を加へ英の一磅は米の五弗米の一弗は佛の五法と云ふか如く單純なる比例を以て交換し得べき様にせば多く論議を用ゐずして其實を擧ぐるとを得へしと主張すと雖も斯の如くする時は諸國皆悉く其幣制を革めざるを得ざるを以て何れも進て此議に參同せざるものゝ如し之を要するに萬國共通貨幣の制は列強何れも其利益を認むるにも拘らず國際の猜忌心と列國の利己主義とは常に之か實行を阻止しつゝあるなり然れとも斯る障礙は文化の發展と共に漸次其根底を弱めざるを得るか故に萬國共通貨幣實行の期は強ち百年河清を待つゝの類にあらざるへし

終に臨み萬國共通貨幣に關する列國會議の模様を略叙し以て其實行上如何に困難なるやを明にせんに千八百五十一年英京倫敦に萬國博覽會の開設せらるゝや列國か互に特異の幣制を有し價格の單位を異にする爲め各出品の價格を算出比

較するに當り種々の煩雜を來したり此事實は當時列國政府をして大に萬國共通貨幣の必要を認めしめ千八百五十五年佛京巴里に於て開かれたる萬國統計會議に於て始て萬國共通度量衡及び貨幣に關する討議をなせり此會議に於て最も活動せしは英國なりき尋て千八百五十八年北米合衆國は萬國貨幣會議を起さんとを發議し千八百六十年倫敦に於て開きたる會議に於ては萬國共通貨幣の計畫に一步を進め委員を選定して其實行の方法を調査したり千八百六十三年伯林に開きたる會議に於ては頗る緊要なる決議報告をなせり即ち第一金を本位貨とし銀銅を補助貨となすを可とすると第二本位貨の純分は九百位たるへきと第三貨幣の量目は總て「メトリックシステム」を以て示すを可とすると第四現今各國に行はるる貨幣の相互の割合を簡單ならしむ方法如何等其主要なる項目なりき然れども詳細の實行方法に關して列強委員の説分岐し歸着すると能はずして散會せり然るに當時米國大藏卿チエース氏は夙に米國の五弗金貨を英國の一磅貨と同價ならしめんとの説を持せしを以て若し米國に於て氏の説を採用するの曉に至らば英國は之か爲め非常の利益を收め英米二國の勢力は或は佛國をして之に服從せ

しむるに至らざるを保せざるを以て當時佛國の帝位に在りし那破翁第三世は此形勢を察し心甚た平ならず之を以て佛國の不面目なりとし當時白耳義瑞西及以太利の諸國か金銀價格の變動より貨幣制度上佛國と聯合の方針を採るの必要を生したるを奇貨とし終に是等諸國を糾合して千八百六十五年十二月を以て四國の間に羅旬貨幣同盟を組織し貨幣制度を統一し更に此勢に乗して千八百六十七年萬國博覽會の巴里に開かるゝを機とし列國間の貨幣制度を統一するの趣旨を以て巴里に列國貨幣會議を開催し澳太利、バーデン、バイエルン、白耳義、丁抹北米合衆國、英吉利希臘、以太利、荷蘭、葡萄牙、普魯西、露西亞、瑞典、挪威、瑞士、土耳其、格及、ウルテンブルグの委員の列席を得たり

千八百六十七年の列國貨幣會議に提起せられし議案は金單本位國銀單本位國及金銀兩本位國を代表せる七名の特別委員によりて起草せられしものにして其要領は左の十二箇條なりき

一、萬國共通貨幣を實行せんには現今或國に行はるる幣制に準據せずして全然新制を立つるを可とするや將た現行の或制度を基礎とするを得策とするや若

し前者に従ふとせは如何なる本位を立つべきや後者に従ふとせは主として何國の制度に據るべきや

- 二、現行諸國貨幣の統一若は其一部分的合致は銀貨本位を採用して行ひ得べきや
- 三、又は金貨本位を採用して行ひ得べきや
- 四、將又金銀兩本位を採り金銀比價を律定するによりて行ひ得べきや
- 五、若し以上の三法何れも不可ならば諸國を通して銀本位を行ひ之に金本位を加るを國々の自由に任して萬國共通貨幣の目的を達し得べきや
- 六、或は之に反して金本位を採用し銀本位を國々の自由に任して其目的を達し得べきや
- 七、若し(五)又は(六)何れかを採用すとせは單に萬國共通貨幣たるの一事を以て其貨幣の永久的流通に對して充分なる保證となし得べきや又金銀の比價に關し或制限を立るの要あるや將又同盟國中或國より共通貨幣の騙逐せらるべきを慮り之に對し豫防策を講ずるの必要あるや
- 八、共通貨幣を得んか爲めには貨幣の成分量目種類に關し列國統一を要するや

又單位としては如何なるものを採用すべきや金貨に對しては五法を以て單位とするを可とせざるや

- 九、若し金を以て萬國共通貨幣となすとせは千八百六十五年十二月二十三日の貨幣會議(羅旬貨幣同盟會議)によりて採用せられし貨幣の種類に新に十五法并に二十五法の二貨を加ふるとか統一并に互惠目的を達するに緊要なるや
 - 十、(三)若くは(六)の議案を是認する場合に於ては銀銅二貨に對し其標準支拂制限又は發行額に關し國際的協定を要すべきや
 - 十一、萬國共通貨幣の造幣に關する監理方法を定むるの要ありや
 - 十二、以上討究せし直接實行問題の外尙歐洲を通して貨幣の統一を期するに必要なる事項を討議するの要あるや
- 上記十二箇條の議案の内第十及第十一は追て審議すべき問題として延期せられ第十二は討議の必要を認めすとて除去せられしか第一乃至第九に關して會議の結果は列國は萬國共通貨幣を採用するに就て異議なきのみならず之か實施に努力すべきと(滿場一致千八百六十五年の羅旬同盟會議に於て決議せられしか如く

單に同盟諸國の貨幣を同盟諸國の銀行に於て自由に收受すと云ふのみにては共通貨幣の目的を達するに充分なりと認むる能はず共通貨幣は須らく列國を通じて法貨たらしむべきと(滿場一致萬國共通貨幣の制として全然新規の制度を設るは策の得たるものにあらず宜しく或國現行の制を基礎とすべきと)白耳義委員を除き列國委員盡く賛成(萬國共通貨幣として金單本位を採用すべく兩本位國及銀單本位國は過渡の期間兩本位制を採るべきと)和蘭陀委員の外列國委員盡く賛成和蘭陀委員は銀を排斥するを危険なりとせりに就て略一致せりと雖も萬國共通貨幣の單位品位及量目に就て異議を生し英國及び獨逸各州委員は各言明する所あり共通貨幣の實行をして殆ど不可能のものたらしめたり即ち英國委員リバースウヰルソン氏は第五回會議の席上に於て英國現行の制度は大小の取引をなすに當て毫も不便を感ずるとなく且つ多年人民の經驗によりて承認せられ習慣に適應したる者なれば今一般人民の輿論として此制度を改正するを可とし又新制度を採用し巨大の利益を收むるの望なき以上は英國政府は大陸諸國に同して運動の主動者たるべき責務を有すと信する能はず英國委員の本會議に列するは只

列國委員の説を傾聽し會議の傾向を觀察し之を政府に通告するに止まる旨を明言し普魯西の委員マイネツケ氏は萬國共通貨幣としては必しも量目及び貨種の統一を要せず只品位の均等を得れば可なりと論じ且つ千八百五十七年獨逸諸國の會議に於ける關稅同盟規約の存するあれば佛國の提議に係る羅甸同盟の規約を標準とするの議に就き決議に加はるとを得すと言明せり其他バイエルン、デン及ウルテンブルグの各委員は何れも千八百五十七年の條約に羈束せらるゝか故に關稅同盟によりて收受せられざる貨幣は之れを採用すると能はずと曰へり然して結局本會議の決議は列國政府を拘束せずとの條件の下に採決せしに本位金貨の品位を九百位となす議は滿場一致を以て可決せしも五法を單位となす議に就ては英國及瑞典の委員之に反對し普魯西バイエルン、デン、ウルテンブルグ及白耳義の委員投票せず第九の議案中二十五法貨採用の件は普魯西バイエルン及ウルテンブルグの委員投票せず白耳義の委員スタ氏は其二分して端數を生すべきを理由として反對し終に之を採用すると否とは諸國の自由とすとの條件の下に可決し十五法貨採用の件は賛否相伯仲し或者投票をなさず決定せられす

して止めり斯の如く本會議に於ても亦實行問題に就き列國委員の説合致すると能はさりしかは終に已むを得ず列國の委員は會議の議案を各本國政府に齎らし其意見を確めて佛國政府に通牒し時宜により再び會議を開くへしとの決議をなして散會したり

英國政府は右の決議に従ひ翌六十八年下院に萬國共通貨幣に關するロイヤルコムミッションを設け知名の經濟學者バジエオット、ジエボンヌ、ニユーマーチ、レオンレビー、ゴツシエン等の意見を徴し羅匈同盟の條約を基本とし英國の貨幣を改造するの得失を審議せしか委員は英國のソベレイン貨を佛國の二十五法貨と均等ならしむる爲めに二十二サンチムに相當する丈價格を貶し貨幣の改造を行ふに於ては貸借上不公平の結果を生せざるを得ず之を防かんか爲め公私債務の金額を改訂するか如きは到底其煩に堪ゆへからず殊に小額の鐵道運賃及郵便料の如き定額のものにありては貨幣價格の低落に應じて之を改正せんとするも端數を生し之を果すと能はざるへし去れば貨幣改造の費用は之を國庫の負擔となすを甘するも經濟上斯る混雜を來し不公平の結果を生ずる虞ある以上は佛國の

提議に依て萬國共通貨幣の制を立つるは不可なる旨を報告したり

英國にては右ロイヤルコムミッションの報告出てしより以來復た萬國共通貨幣の實行を唱ふる者なく爾來此問題は殆と底止の情態を呈せり又獨逸に於ては聯邦の成立と共に千八百七十三年を以て馬克を單位とせる新幣制を立てしを以て歐米列強の貨幣は愈々統一上の困難を加へたり而して之と同時に金銀價格の變動益大なるに至りしかは千八百七十八年巴里に開ける次回の萬國會議に於ては議案の性質一變し米國を始め從來の主義を更めて萬國複本位を主唱するもの多く爾來貨幣に關する萬國會議は何れも複本位に關する會議ならざるはなく萬國共通貨幣實行の議は更に愈々困難を加へ今や殆と絶望の觀を呈するに至れり

本章參考書

第一節

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. IX.

第二節

Scott, Money and Banking, ch. V, sec. VI.

Norman, Universal Cambist.

Muhlmann, Monetary Systems of the World.

第八章 金銀貨幣の制度

Brown, Merchants' Hand-book.

Haupt, Arbitrages et Parités.

Lejeune, Monnaies, Poids et Mesures des Principaux Pays du Monde.

Blockhuyjs, Vade-mecum of Modern Metrical Units.

第三節

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XIV.

Conférence monétaire Internationale, 1867, Procès-Verbaux.

Proceedings of the International Monetary Conference of 1878 (Published in Washington,) Appendix

The Report of the Royal Commission of 1868 in F. P. of 1868, vol. XXVII.

第九章 日本貨幣制度

第一節 新貨條例發布以前に於ける我邦の幣制——第二節 新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制——參考書

吾輩は前章第二節に於て歐米諸國に於ける現行貨幣制度の一斑を叙述せり而して此處に特に我邦の幣制を別論するは其吾人に取り極めて緊要にして到底外國の幣制と共に粗雜なる一斑的叙述を以て甘すると能はざるを以てなり我邦の幣制を叙述せんには明治四年維新政府の發布に係る新貨條例以前に於ける貨幣の變遷と其以後に於ける制度とを別論するを便とするを以て今其區別に従ひ先の第一に舊制を略説し次に明治の幣制の大要を述べんと欲す

第一節 新貨條例發布以前に於ける我邦の幣制

大古より足利時代に至る我邦錢貨のとは余か敬愛せる同僚文學博士横井時冬氏克く之を編纂せるを以て今氏に従ひて其大要を説述すへし之を史乘に徴するに我邦に於て始めて錢貨の現はれたるは顯宗天皇の朝稻斛銀

錢一文とあるものは是なり去れと當時未だ銀を採掘せず且つ鑄錢の事絶へて記録に見へされは或は外國より輸入せしものを用ゐしにあらざるか其後天武天皇白鳳十二年詔して自今以後必ず銅錢を用ゐ銀錢を用ゆる勿れ又銀錢の用を止むる勿れなとありと雖も何れの年何處に於て製錢をなせしや詳ならず持統天皇の朝鑄錢司の任命あり文武天皇の朝始めて鑄錢司を設置せらるゝとあるに依りて考ふれば持統天皇の朝には官を拜せしものあるも別に官衙を設くるに至らざりしか文武天皇の朝鑄錢司を置れしを見れば必ず錢貨の鑄造ありしなるへし去れと其製形を知らず大寶令を定め給ふや大藏省に於て錢金銀の事を掌り其所管の典鑄司に於て金銀銅錢を鑄造する等の事を掌れり元明天皇和銅元年始めて催鑄錢司を置く是に由りて諸國にも鑄錢司を置れし事明なり催鑄錢司は諸國の鑄錢を驅催す義なればなり和銅元年始て銀鐵并に銅錢を造りて之を行はしめらる共此文を和同開珍と云ふ本邦是に至て始て一定の錢幣ありと謂ふへし和銅二年銀錢を廢し一に銅錢を行はしめ同三年に至り又銀錢を禁すなどあるを見れば銀錢よりも寧ろ銅錢を用る方便なりしならんか是より諸國に於て銅錢を鑄造せしなる

へし去れと從來稻穀布帛を以て通貨としたる慣習は容易に脱せざりしものと見え和銅年中種々の方便を以て錢貨の用を知らしめ給ひき斯く一意に獎勵し給ひしかは錢貨を用ると漸く増加し終には私鑄錢を用ゐし者出しと見え私に錢を鑄る者は斯に處すとの法令を定め給ひ又錢を撰ふ事を禁し給ふに至れり淳仁天皇天平寶字四年金銀銅の三貨を製し並に世に行はしめらる金貨の文を開基勝寶といひ銀貨の十個に當らしめ銀貨の文を太平元寶といひ新銅錢の十個に當らしめ銅錢の文を萬年通寶といひ舊錢十個に當らしむ然れとも當時金銀の如き貴重なる貨幣の果して世の需用に適せしや否や甚だ疑はしく隨て其流通の盛ならざりしは蓋し想像し得べきところなり去れば稱徳天皇の朝以降天正年間に至るまで嘗て金銀貨を製せしを聞かず天平神護元年専ら銅錢を鑄りて前の新錢と共に世に行はしめらる其文を神功開寶といひしとそ

平安朝より王朝の末に至る専ら銅錢を用ゐたり桓武延暦の初鑄錢司を罷め同九年に至り再び鑄錢司を置き同十五年銅錢を鑄造し文を隆平永寶と云ふ新錢一を以て舊錢十に當て新舊并用せしめらる當時錢貨の貯藏盛に行はれしものと見え

此天皇の御宇に至り諸國吏民の錢を貯ることを禁し給ひき嵯峨天皇の朝鑄錢司を廢し長門國司を改めて鑄錢使となし長官以下の官を定め更に銅錢を鑄る文を富壽神寶と云ふ當時鑄錢每歲五千六百七十貫を以て定額とす淳和天皇の朝一萬一千貫を定額とし鑄錢司を周防に移さる仁明天皇承和二年錢貨漸く賤きを以て新に銅錢を鑄る文を承和昌寶と云ふ新錢一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる又祥瑞の故を以て嘉祥元年銅錢を鑄る文を長年大寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て新舊并用せしめらる清和天皇貞觀元年錢貨稍賤きを以て銅錢を鑄る文を饒益神寶と云ふ新錢一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる同七年京畿及近江國買買の輩惡錢を擇ひ弃ることを禁せらる同十二年交易上弊多きを以て銅錢を鑄る文を貞觀永寶と云ふ新錢の一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる宇多天皇寛平元年銅錢を鑄る文を寛平大寶といふ又醍醐天皇延喜七年銅錢を鑄る文を延喜通寶といふ新錢の一を以て舊錢の十に當て新舊并行せしめらる當時鑄錢年料の銅鉛は備中長門豊前等の國をして毎年鑄錢司に送らしむ備中銅八百斤長門銅二千五百十六斤餘鉛一千五百十六斤豊前銅二千五百十六斤鉛一千四百斤

にして其採稻每斤三束九把餘を以て給せらる三善清行上疏して曰く天下人民三分の二は皆秃首者なり是皆家に妻子を蓄へ腥膻を啖ふ形は沙門心は屠兒其甚しきに至ては群盜をなし窃に錢貨を鑄ると當時惡僧の輩にて錢貨を私鑄せしものありしなるへし村上天皇天德二年銅錢を鑄る文を乾元大寶と云ふ并に鉛錢をも鑄らしめる是より天正年中に至るまで凡六百年間鑄錢の有無定かならずこの間大抵本邦の古錢并に支那輸入の錢を用ひしなり支那錢を多く用ひしことは高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣か近時民間恣に宋國錢を用ひるは理に於て私鑄錢を用ひると異なる所なしとて大に論したるにて知るへし鎌倉幕府時代に於ては終に鑄錢をなさす専ら宋錢を用ひ舊錢と并用せしむ後鳥羽天皇建久四年宋錢を停止せしめらる是れ寛平延喜乾元等の舊錢次第に磨損して通用上宋錢との差異を生せしによれり龜山天皇弘長三年切錢を用ひることを停止せらる切錢は猶破錢といふか如く輪廓缺損したるもの或は文字の不明になりたるものを云ふ此時代に至りても尙布を以て錢に准し諸物の直を定め之を准布と號して用ひしかは後堀河天皇嘉祿二年准布を禁し専ら銅錢を用ひしむ又同三

年切錢を用ゐることを禁す然るに當時鑄錢のことなく通貨の不足を感せしかは後宇多天皇建治二年北條時宗商沽を宋に遣し金を齎して銅錢に易へさしむ後醍醐天皇建武の初銅錢を鑄る之を乾坤通寶といふ又始て楮幣を作り銅楮并に行はしめらる去れと乾坤通寶は今世に傳りしものなく後世其形を知らされは或は實際鑄造せず只計畫せられしのみにはあらざるか此時代錢何疋と云ふ名稱起れり即錢一貫を百疋といふ米七十五石代八千疋といふか如し

足利氏も亦鎌倉氏の如く外國の錢貨を仰きて國用をなせり即應永五年明より六百貫文を得永享三年高麗より千貫を得同六年明より三十萬貫を得たり或者曰ふ應永年中外國の錢貨のみにては尙國用に不足を生せしかは義持錢奉行に命じて永樂錢を鑄足せしむと義政の如きは寛正五年文明七年同十年同十五年の四度まで明主に銅錢を仰けり是より先き明の永樂錢大に我邦に輸入し來り永高永勘定などいふ事さへ聞え初めたり關東は天文の頃より諸民永樂錢に銀錢を混して同價に用ゐしかは市町にて彼銀錢を選ひ論し鬮許止まさりければ天文十九年北條氏康領内一般に永樂錢を用ゐ他錢を用ゐることを禁せり其後甲州に於ても亦錢南

京として永樂錢大に流行せしかは銀錢漸く京畿の方に上り關東には永樂錢のみ留れり此時より銀錢を京錢と稱へしと云ふ

銅錢を以て唯一の通貨となせしは天正年中まで持續せり天正の初織田信長始て十兩大判金を製す同十五年豊臣秀吉銀銅錢を鑄る文を天正通寶といふ同十六年大判金小判金を製し後藤光次をして墨書墨印せしむ大判に天正大判金菱大判金大閤大判金大佛大判金あり然れども是等判金は重に賞賜贈與の用に供しまた世上に流通せさりしもの、如し又壽永判永字判上字金雁金の古制ありしも今何世に製したるやを知らず其他天正十三年金賦と稱し金五千枚銀三萬枚を大小名に與ふとあれども其如何なるものなりしを明にせず文祿元年銀銅錢を鑄る文を文祿通寶といふ徳川氏も亦文祿年中駿河銀判銀五兩判五兩金判等を製造し其後後藤光次をして武藏墨判小判金駿河墨判小判金等を製造せしむ慶長四年始て壹步判金を製造す壹步判金に大阪壹步金雛丸桐壹步判金圓壹步判金等あり又半兩判金太閤貳分判金ありと雖も其製造の年月を知らず此他甲州金と稱するものあり其始詳ならずと雖も武田氏の時のものを古金と稱し碁石金板金太鼓金細字金延金

繩目金の名ありて松木野中志村山下の四家にて製造せり又前田家も天正年中能登寶達山の金坑を得豊太閤に請ふて後藤家の一族後藤用介を聘し大判小判を製す牛舌大判金天正梅輪内大判金加賀小判金梅輪内小判金同小判銀井筒小判銀小菱判銀その他花降銀數種あり所謂朱封極印銀と稱するもの是なり是に於て我邦の貨幣は村上天皇の天德以來凡六百年間銅錢を以て唯一の形態となせしか終に金銀貨を見るに至りしなり然れども金銀貨幣の制の確立するに至りしは實に徳川氏慶長六年にありとす

銅錢を以て唯一の貨幣となせし時代に於ては金銀は只地金として重量を以て銅錢に交換せられしに過ぎさりき而して價格の單位は上世は明ならされとも足利氏の時代に於ては文即奴を以て單位とし計算法は十進法により銅錢一個を一文とし百個を百文千個を一貫文と算し文以下は一文の十分一を分とし更に其十分一を厘となせり而して砂金若くは金塊の如きは兩を以て算し往古四匁八分を以て一兩とせしも足利氏の末改めて四匁三分を以て一兩と算せりと云ふ

徳川家康江戸に幕府を置き天下の政權を掌握するに及び慶長六年始て銀座を置

き太閤の制を改め後藤四郎兵衛に命して大判小判を作らしめ大判には墨書墨判せしめ小判には刻印を施さしめたり又銀位を定めて丁銀の通用を命す皆大黒屋常是の極印を用ゐらる尋て慶長十一年金貨の改造を行ひ大判小判の二種を作り大判を十兩小判を一兩とせり又新に銅錢及び銀錠(板銀)を造り銅錢の文を慶長通寶とし銀錠は十兩(四十八匁)を以て一枚の量目とし金一兩に相當せしめたり後世慶長金銀と稱するは即ち此大小判金并に銀錠を指すものとす而して慶長金銀の品位は大判小判は純金八十五に純銀十五を混し銀錠は純銀八十五に銅十五を混したるものにして金銀の法定比價は金一に對し銀十強なりき慶長十三年永樂錢の通用を停止す然れども實際其效を奏せず永錢依然として流通し尙錢貨を選ぶものありしかは秀忠元和二年惡錢定の外選ふ者には其面に火印すへき旨を令し同三年銀銅錢を鑄る文を元和通寶と云ふ家光も亦寛永十三年永井利勝に命し近江坂本并に江戸に於て大に銅錢を鑄る文を寛永通寶と云ふ(此寛永通寶は寛永十三年以十年の間年々鑄造せられし其額を詳にせず然れとも安政年中幕府の計算に據れば其數二十一億千四百二十四萬六千二百八十三枚とあり)永樂錢通用の禁を解き共に並用行使せしむ同十六年幕府は鎖國令を布き唐及和蘭二國若干艘の船舶を

除く外一切外國船舶の來往通商を禁し又邦人の大船製造及び外國通商を禁す家網の時寛文八年銅錢缺乏し世上其不便に苦みしかは松平信綱の建議を容れ京都大佛銅像を毀ち寛永通寶を鑄る背面に文の字あるを以て俗に之を文錢と云ふ是に於て我邦流通の貨幣は金銀銅の三種あり何れも無限法貨として通用しければ當時我邦の幣制は實に重複法貨の制なりしなり而して三貨の法定比價は金一兩(四匁三分)は銀十兩(四十八匁)若くは銅錢四貫文(四千個)に當るものと規定せられたり(永樂は初め一貫文を以て金一兩に換る制なりしか後寛永通寶と同價となれり)然れども金銀銅の市價は終に其法定比價と隔離せざるを得ず大阪を始め中國九州の各地方に於ては専ら銀錠を用ゐる之に對して金銅二貨の相場を立て江戸及關東の各地方にては主として金貨を用ゐる金貨を標準として銀銅の相場を定めたり後小判一兩に付銀六十匁替との公定價格を設けしも素より金銀の比價を律すると能はさりき是に於て官民の計算上何れも金銀銅別々の計算を要し其混雜實に甚しかりしなり

是より先き我邦金銀貨の銅錢に對する法定比價は西洋諸國の制に比し頗る低廉にして特に小判壹歩判の法價非常に低かりしかは慶長以降貴金屬の海外に流出するもの其額少からす且つ内國富豪の之を埋匿する者愈多きを加へしかは寛永の鎖國令ありしにも拘らず金銀貨の流通次第に其額を減し加之當時海内治平漸く久しく驕奢の風歲を遂て増長し上は將軍及び列藩侯伯より以下旗下諸藩士并に都邑の商估等に至るまで争ふて唐及和蘭商船の輸入せる唐物を購ひしかは元祿の初年に及んで貨幣の缺乏を感ずると頗る大なりき舊貨幣表に載する所に據れば慶長六年より元祿八年まで凡九十餘年間に發行せられし貨幣は小判金及び壹歩判金凡一千四百七十二萬七千〇五十五兩銀錠凡百二十萬貫目に下らすとあれども元祿の初我邦に於ける金銀貨の流通額は前陳の理由により其額甚大ならさりき

事情既に斯の如く當時官民共に貨幣の缺乏を感ずると大なるに際し一方に於て幕府の財政は將軍綱吉の世に至り頗る不如意の状況に陥り國用缺乏するに至りしを以て時の勘定奉行荻原重秀百方收歛の法を始むれども及はず金銀貨幣を改造して之を劣惡にする外復た救済の途なかりしかは遂に元祿八年を以て大判小

判を改造し慶長金の通用を停止し人民を促かして其所持の慶長金を新金に交換せしめ翌年銀錠を改造し大に其品質を貶せり世に元字金及元字銀と稱するもの即ち是なり元字金は其量目慶長金に均しと雖も銀銅錫鉛を雜へて造り品位頗る劣惡にして黄金の眞色を失ひ恰好ら鑰石の如くなりしかは市人之を賤み屢強迫令を發して慶長金と交換を促せしも引換を請求する者至て尠く慶長金を藏匿する者益多く又新金を贗造し爲めに磔刑に處せらるゝ者あるに至れり當時製造せし所のものは金貨は大判金十兩小判金一兩及歩判金一兩の四分一の三種にして銀錠は丁銀及豆板銀の二種なり幕府は斯の如く金銀貨の改造を以て一時財政の急を凌きしか國用尙足らず愈窘迫せしかは元祿十年を以て始て二朱金を造り一歩判金の半を以て通用せしむ金色頗る賤劣なり尋て寶永三年再び銀錠を改造し更に其品位を貶し以て古金と交換せしむ之を寶字銀といふ同五年大銅錢を鑄る文を寶永通寶といひ其一個を以て寛永通寶十文の通用を爲さしむ所謂十文錢として知らるゝもの即是なり去れと此大銅錢は實價十文に足らず民間苦情多く流通上差支を生したれば翌六年終に之を停止せり

右述るか如く幕府は元祿八年を以て貨幣制度を改革し爾來盛に劣惡なる新金銀を製造せしを以て(元祿八年より寶永七年に至る十六年間金貨の改造凡一千〇五十二萬七千五百枚にして銀錠の改造高は凡四十五萬五千八百五十貫目なりと云ふ)慶長金銀は或は改造せられ或は輸出せられ又或は富豪の爲めに藏匿せられ終に全く跡を市場に留めざるに至れり元祿寶永年間物價の騰貴顯著なりしは寔に偶然に非ざるなり

寶永七年徳川家宣貨幣品位の粗惡を憂ひ小判金及歩判金を改鑄し大に其量目を減して品位を高む去れと其實價は元字金に及はざると遠し判金の文に乾の字あるを以て之を乾字金といふ家宣初め純金を以て鑄造するの意ありしか其原料の役に得難きを以て元字金を鎔して雜物を去り大に其形を小にせしかは市人之を嫌へり(寶永七年より正徳三年に至る四年間に改造せられたる乾字金の額は凡一千百五十一萬五千五百兩なりと云ふ)家繼に至り正徳四年小判金歩判金丁銀豆板銀を改造し品位量目共に慶長の舊制に復す之を新金銀といふ然れとも其額甚大ならず未だ元乾の舊貨を引上ると能はず新舊貨幣并ひ行れたり將軍吉宗は克く幕府の綱紀を一新し其財政を整理するに努め享保元年小判金歩判金を改造し更に其品質を高め同三年乾字金の通用を停止し同十年を以て金貨